

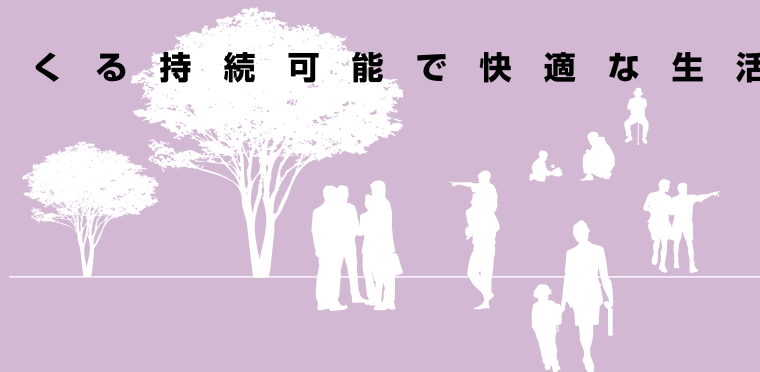
改訂版

第二次

江南市環境基本計画

平成29年度~平成33年度

みんなで作る 持続可能で快適な生活環境都市



平成29年3月

江南市

目 次

第1部 計画の基本的事項	1
第2部 計画の目指すもの	7
第1章 望ましい環境像	7
第2章 環境目標	10
第3部 環境像の実現に向けて	13
第1章 主体別取り組み	13
第2章 環境目標の達成に向けた取り組み	13
第1節 「地域の環境づくりにみんなで取り組むまち」を目指して	14
第2節 「さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち」を目指して	20
第3節 「ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち」を目指して...	32
第4節 「青い地球を次の世代につなぐまち」を目指して	40
第4部 計画の推進に向けて	58
第1章 みんなの体制づくり及び推進体制の強化	58
第1節 推進体制	58
第2節 江南市環境審議会	58
第3節 重点的取り組みの推進	58
第2章 進行管理の手法	62
第1節 PDCAサイクル	62
第2節 評価方法	63
資 料 編	64

第1部 計画の基本的事項

1. 計画見直しの背景

1.1 環境問題と国の対応

地球規模での人口増加や経済活動の拡大に伴い、資源消費や環境への負荷が増大しています。特に近年は開発途上国の人口増加が顕著であり、さまざまな環境問題を起こし、深刻化しているとともに、開発途上国の資源を先進国が大規模消費することにより、生物多様性^{*1}が損なわれています。

現在、最も対応が急がれるのが地球温暖化問題です。IPCC^{*2}第5次評価報告書によれば、気候システムの温暖化については疑う余地がなく、地上の気温は、今後、温室効果ガスの排出を大幅に削減しても、21世紀末までには平均で1℃上昇すると予測されています。地球温暖化の原因となる温室効果ガスについては、気候変動枠組条約^{*3}第21回締約国会議(以下、「COP21^{*4}」という。)(平成27年11月～12月)において、発展途上国も含めたすべての国が削減に努める「パリ協定」を採択しました。わが国は、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26%削減するとの目標を提示し、この目標を達成するための「地球温暖化対策計画」を平成28年5月に策定しました。また、COP21に先立ち、温暖化する気候に適応するため、「気候変動の影響への適応計画」を平成27年11月に策定しました。

生物の保全や生物資源の持続可能な利用に対しては、わが国は、平成17年に最初の生物多様性国家戦略を策定しました。以後改定を重ねるなかで、平成22(2010)年に愛知県において生物多様性条約第10回締約国会議(COP10^{*5})が開催され、遺伝資源のアクセスと利益配分^{*6}(ABS)に関する名古屋議定書や新戦略計画・愛知目標が採択されました。その後、平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定し、取り組みを進めています。

これらの問題に対し、世界の多くの国や地方、その他さまざまな主体が、積極的な取り組みを行うようになっていきます。環境は、経済社会の持続的発展の基盤となるものであり、さまざまな環境問題は、安定的な経済社会活動や、時にはその存続すらも脅かす重要な課題となっています。

わが国では、現在、第四次環境基本計画(平成24年閣議決定)に基づき、環境施策が進められています。基盤となる安全を確保したうえで、低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成し、持続可能な社会の構築が求められています。

^{*1}すべての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがある。

^{*2}気候変動に関する政府間パネル(International Organization for Standardization)の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織である。

^{*3}正式名称を「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、1992年に採択された。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする。

^{*4}条約における締約国の会議の略称をCOPという。パリで開催された気候変動枠組条約の第21回締約国会議は、COP21と呼ばれる。

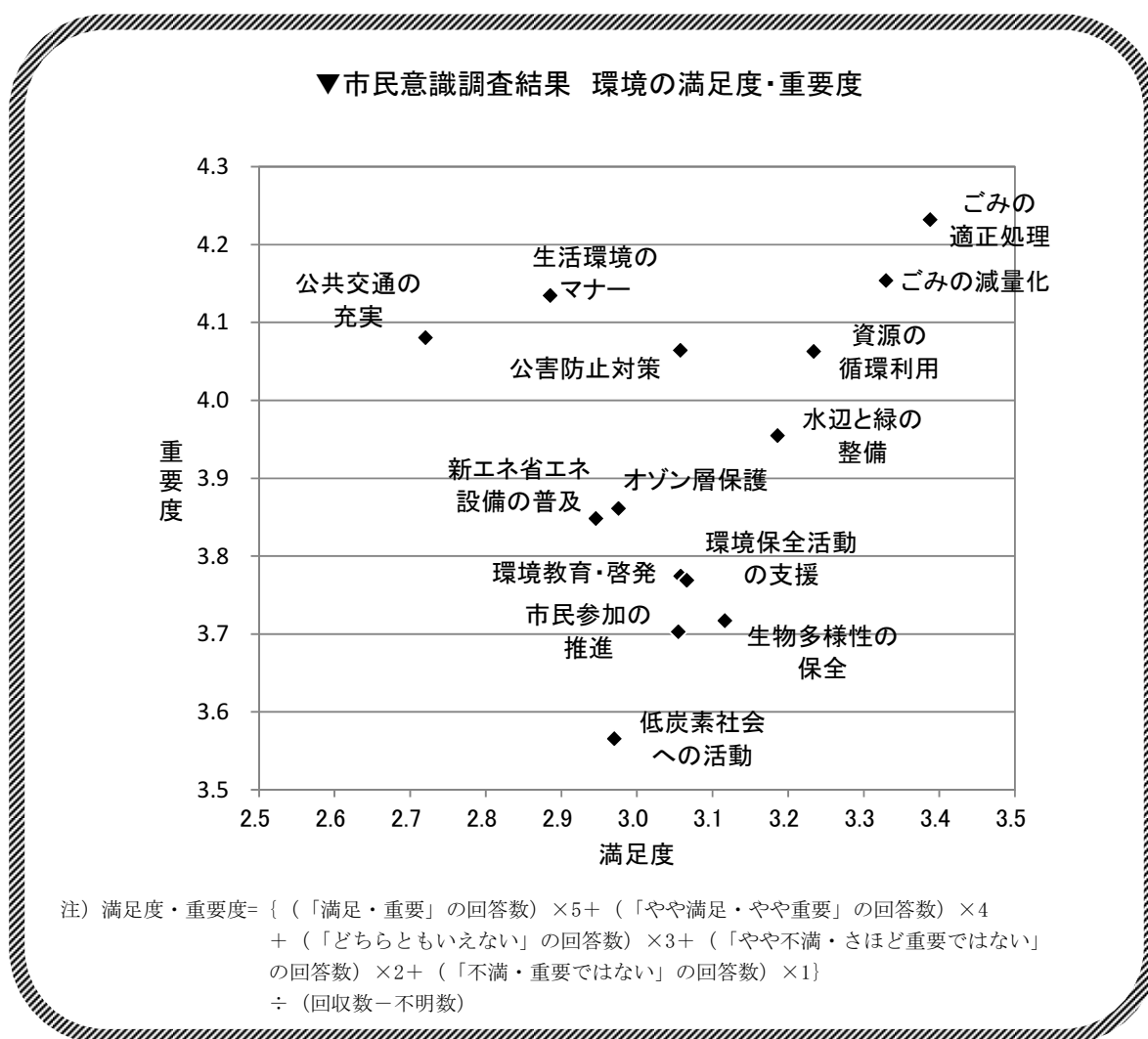
^{*5}条約における締約国の会議の略称をCOPという。単にCOP10という場合、生物多様性を保全し、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的として1992年に採択された「生物の多様性に関する条約」の第10回締約国会議のことを示すことが多い。

^{*6}生物多様性条約に、遺伝資源保有国とその保有する遺伝資源を利用して利益を得る国との間の利害調整を図るため、「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分(Access to genetic resources and Benefit-Sharing,ABS)」という考え方を導入したものの。

1.2 江南市における環境問題への評価

「第二次江南市環境基本計画」(以下、「改訂前計画」という。)は、快適で住みやすい都市環境の形成と環境への負荷の低減を目指して、実現すべき環境の姿を市民、事業者、市のすべての人が協力して行う取り組みを示すために、平成 24 年 3 月に策定されました。

計画策定後、江南市環境審議会との協力のもとに、毎年、指標の評価・公表を行ってきましたが、目標達成が困難な指標も残っています。また、平成 28 年度に実施した市民意識調査結果において、改訂前計画の施策について重要度と満足度を見ると、重要度は「重要」あるいは「やや重要」としているにもかかわらず、満足度は「どちらともいえない」という傾向があります(下図参照)。



市民意識調査結果によると、ごみに関する施策は、重要度、満足度ともに高く、市民の関心と施策が合っているといえます。しかし、生活環境のマナーや公共交通の充実に関しては、重要度は高いものの、満足度が低いことから、対策を進める必要があります。また、国や県が推し進めている低炭素社会^{*1}への活動や生物多様性の保全に関しては、満足度はあまり高くなく、重要度が特に低いことから、市民の関心を高める必要があります。

^{*1}地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。

1.3 江南市における環境基本計画改訂の必要性

改訂前計画の策定時は、東日本大震災の直後であり、暮らしの基盤である「安全」を確保することへの関心が高まっていましたが、策定から5年が経過した現在、公害苦情やごみの排出量が減少するなど、計画は順調に成果を見せてきました。

一方、わが国では、近年の地球規模の環境問題として、地球温暖化の影響の一つに、気候の極端化があげられます。各地で発生している豪雨災害が今後も増えていくことが予想されることから、それらの対策が急がれています。地球温暖化の影響を可能な限り低減するため、温室効果ガス排出量の削減を進めて地球の平均気温の上昇を抑えるとともに、急激に温暖化が進む気候に暮らしを合わせる必要があります。COP21後、地方公共団体の取り組みの強化を求めた地球温暖化対策推進法^{※1}の改正、フロン排出抑制法の制定などの法整備が進むとともに、「地球温暖化対策計画」、「気候変動の影響への適応計画」が策定されました。しかし、新たな温室効果ガス排出量の目標は、民生部門で2013年度比約-40%など達成が厳しいものであり、一層の取り組みが求められます。

生物多様性の問題に関しては、「戦略計画 2011-2020(愛知目標)」を受けて、愛知県では、「あいち生物多様性戦略 2020」が平成25年3月に策定されました。生物多様性の保全は、自然環境保全にとどまらず、生物資源の持続可能な利用という観点から総合的に取り組んでいく必要があります。

公害に関しては、大気質や水質では経年的に環境基準に適合していない地点、項目が残されているように、達成できていない目標もあるほか、地下水の汚染の発生などが懸念されています。近年は様々な環境対策に関する法整備が進んでおり、それらの周知・徹底とともに、多様化する市民のニーズへの対応が求められています。

このような状況の中、江南市(以下、「本市」という。)では、平成28年度に実施した市民意識調査でも示されるように、ごみのポイ捨てや犬のふん害などの身近な生活環境のマナーへの関心が高いことがわかります。また、対応が急がれる地球温暖化対策や、生物多様性の保全に関することでは、市民一人ひとりの日常生活の見直しが必要です。

以上のことから本市では、より良い環境づくりには市民一人ひとりの行動が大きな要因であることから、より一層の見直しが重要といえます。

改訂前計画は、中間目標年度の平成28年度を迎え、社会情勢の変化や新たな環境問題に対応することから、市民一人ひとりの力の大きさに注目し、環境の現況及び進捗状況を踏まえた計画の見直しが必要となりました。

^{※1}正式名称を「地球温暖化対策の推進に関する法律」という。国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。

2. 計画の役割

「改訂版第二次江南市環境基本計画」(以下、「本計画」という。)は、江南市市民自治によるまちづくり基本条例の基本的な理念とルールに基づき、江南市戦略計画の本市が目指すべき都市のすがたを環境面から支援するとともに、設定した将来の望ましい環境像を実現するために、市民、事業者、市が協力して取り組む内容を示すものです。

計画の役割を以下に示します。

(1) 目指す方向や、目標の明確化を図る役割

本市が目指すべき環境像、環境目標、基本的取り組みが明らかにされるとともに、向かうべき方向についての市民、事業者、市の共通認識が得られます。

(2) 市民、事業者、市の各主体の取り組みを示す役割

市民、事業者、市の各主体の役割を明らかにし、それぞれの特性を生かした取り組みや、三者が協力して効率よく進めることのできる取り組みを示します。

(3) 関連施策の総合化・体系化を進めるとともに関連主体との合意形成を推進する役割

本計画の策定によって、市は江南市戦略計画に基づいた施策の推進にあたって、統一した方針で環境への配慮を補うことができます。さらに、環境面における諸施策の調整の場を確保することにより、環境に関わる諸施策の総合化、体系化が図られます。また、計画推進のため、市民、事業者、市の三者の連携を定めており、各主体を構成するさまざまな立場の人の参加・協力により、取り組みの立案・調整に向けて合意形成を進めます。

3. 計画の目標年度

本計画の

開始年度は平成 29 年度とし、目標年度は 5 年後の平成 33 年度とします

4. 計画の位置づけ

本計画は、江南市環境基本条例に基づき、環境行政を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な計画であり、市の施策や市民、事業者に求められる行動を環境面から横断的にとらえた総合的な計画として、本市の環境保全に関する取り組みの基本的な方向を示します。

さらに本計画は、より良い環境づくりのために、市民、事業者、市が公平かつ適正な役割分担のもとに連携・協力するうえでの指針を示すものです。

なお、第 3 部第 2 章第 2 節 4.「生物多様性の保全と持続可能な利用」は、生物多様性基本法第 13 条 2 項の生物多様性地域戦略に該当します。第 3 部第 2 章第 4 節「青い地球を次の世代につなぐまち」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の地方公共団体実行計画(区域施策編)に該当します。

5. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、私たちの生活が地球の恩恵を受けて成り立っていることから、流域あるいは広域的に対応することが望ましい事項については、周辺地域や地球全体も視野に入れた計画とします。

6. 計画の対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、改訂前計画や社会情勢、本市の現状を踏まえ、「地域環境」「資源循環」「地球環境」とします。それぞれの環境は独立したものではなく、お互いに関連しあうものです。また、環境の領域のなかで自然環境の領域は、市内にまとまった山林が少ないことから、「地域環境」の領域に含めて取り扱うこととします。

なお、環境保全に取り組む人づくりに関することは、「環境づくり」として扱います。

1 快適性、安全性、暮らしやすさ、うるおいなどの地域環境

生活マナーの向上、公害の防止、環境リスクの低減、水辺の保全、緑化など、都市生活における快適で安全な暮らしに関することを扱います。

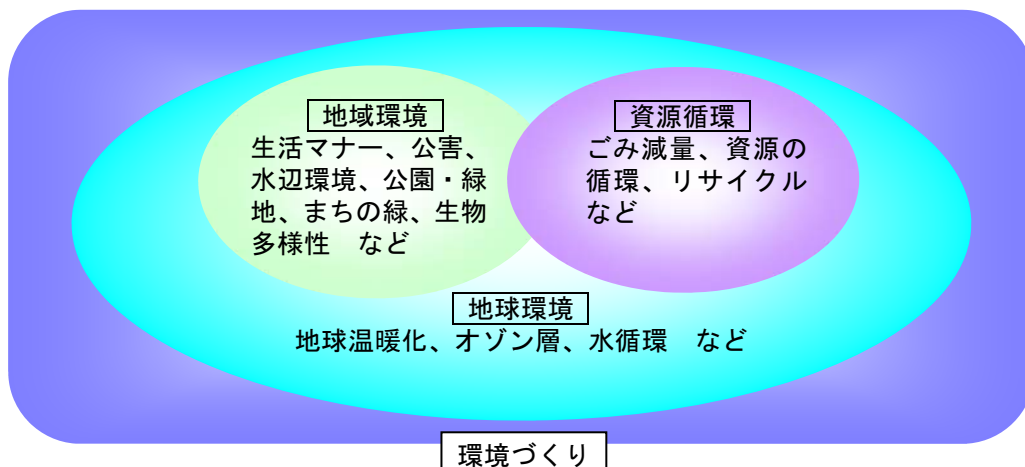
2 市民の暮らしに関わる資源循環

持続可能な社会の発展に向けて、ごみ減量、循環型社会の形成などに関することを扱います。

3 地球規模で影響の現れる地球環境

市域における活動が地球規模で影響の現れる地球温暖化、オゾン層破壊などの問題やこれらの防止に関する市域を越えた国際的な取り組みを扱います。

▼ 改訂版第二次江南市環境基本計画の対象とする環境



7. 推進主体及びその役割

私たちの日常の行動すべてが、環境に影響を及ぼしていることを十分に認識し、環境への負荷の少ない、持続的に発展できる社会の形成に向けて、不断の努力を重ねていくことが大切です。そこで本計画の推進主体は、改訂前計画に引き続き、江南市環境基本条例の基本理念に規定する市民、事業者、市と定め、各主体がそれぞれの役割を認識し、一体となって、良好な環境の保全と創造に努めるものとします。

8. 計画の構成

第1部 計画の基本的事項

本計画の基本的な事項を示します。

- ・計画見直しの背景
- ・計画の役割
- ・計画の目標年度
- ・計画の位置づけ
- ・計画の対象地域
- ・計画の対象とする環境の範囲
- ・推進主体及びその役割
- ・計画の構成

第2部 計画の目指すもの

【望ましい環境像】

本計画の最終的な目標で、平成33年度において実現している本市の環境の状況を示します。本計画に示すすべての取り組みや環境への配慮事項は、望ましい環境像の実現に向けて進めるものです。



【環境目標】

最終的な目標である「望ましい環境像」を以下の4つの範囲ごとにかみ砕いたものです。取り組みや環境への配慮事項は、この環境目標ごとに整理しています。

- ・環境づくり
- ・地域環境
- ・資源循環
- ・地球環境

第3部 環境像の実現に向けて

環境像の実現に向けて必要な取り組みを示します。

- ・主体別取り組み
- ・環境目標の達成に向けた取り組み

第4部 計画の推進に向けて

本計画の推進に必要な事項を示します。

- ・みんなの体制づくり及び推進体制の強化
- ・進行管理の手法

第2部 計画の目指すもの

第1章 望ましい環境像

みんなで作る持続可能で快適な生活環境都市

「第一次江南市環境基本計画」(以下、「第一次計画」という。)では、「ひと・まち・自然にやさしさと責任をもち 先駆ける生活環境創造都市」を環境像とし、私たち一人ひとりが、ひと・まち・自然にやさしさと責任を持つことを自覚し、うるおいやゆとりのある快適なまちづくりや環境負荷の少ない生活様式・事業活動を実践することで、他に先駆けた生活環境創造都市の実現を目指しました。

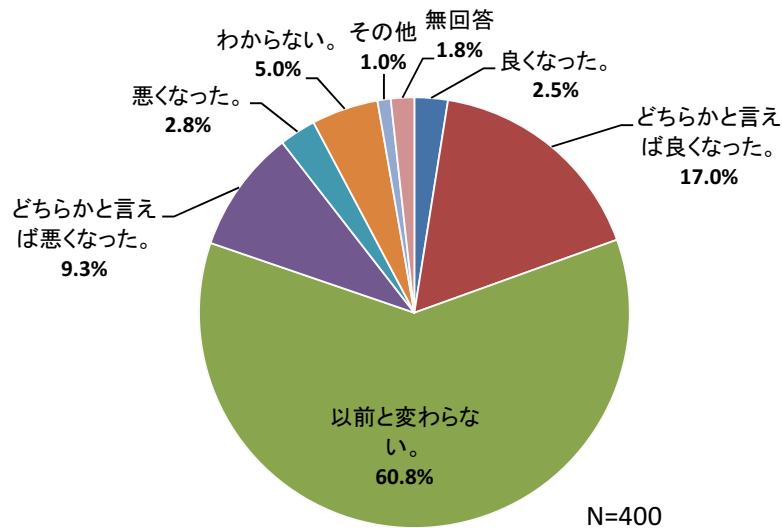
しかし、市民意識調査では、現在の市の環境を5年前に比べると、「以前と変わらない」が最も多くなっていました(60.8%)。「良くなった」、「どちらかと言えば良くなった」の合計は19.5%で、「以前と変わらない」の1/3です。一方、「悪くなった」、「どちらかと言えば悪くなった」とする回答を合計すると12.1%であることから、江南市の環境は悪くなっていると感じる市民の割合は少ないものの、第一次計画の成果が現れにくかったことが伺えます。現在の環境については、満足度が低く重要度の高いものとして、ごみのポイ捨てなどのマナーに関するものや、歩道や災害対策などインフラ整備に関するものが多くあげられています。インフラ整備はすぐにすべて着手できるものではありませんが、マナーに関しては、一人ひとりの心がけですぐに効果が現れるものであるにも関わらず、前回調査と同様に満足できる状況にありません。また、自然との触れ合いに関しては、満足度・重要度ともに低く、関心が低いことが伺えます。

ベッドタウンとして発展してきた本市において、市民の関心は、身近な生活空間が安心して快適に過ごすことができ、かつ安全に暮らすことができることに向いていると考えられます。市民による現状の評価は高くはありませんでしたが、市内で大きな環境問題は発生していないことから、市民、事業者がマナーに気をつければ、快適な生活環境都市へ一歩ずつ近づいていくことができます。また、その快適な環境を持続するには、地球温暖化のような大きな問題に対しても、一人ひとりが小さな努力を積み重ねていくことが必要です。加えて今後は、温暖化による急激な気候変動へ対応することが求められています。それは、今日の世代が快適さを求めるあまり、将来の世代の環境を損なってしまうことがないよう、持続可能なしくみでなければなりません。

さらに、本計画の上位計画である江南市戦略計画(平成19年度策定)では、本市が目指すべき地域社会のしくみを、「だれもが主役、みんなで作る、みんなの郷土」と掲げ、地域のみんなが力を合わせて、地域の満足度を高めていくまちづくりが進められています。

本計画の生活環境都市を実現するには、私たち一人ひとりの力が重要です。そこで、望ましい環境像を引き続き、「みんなで作る持続可能で快適な生活環境都市」とし、一人ひとりが地域の主役となって、快適な生活環境都市をつくり上げることを目指します。

▼市民意識調査結果 本市の環境について(5年前との比較)



現在の市の環境を5年前と比べると、「以前と変わらない」という回答が最も多くなっています。

次いで「どちらかと言えば良くなった」で、「良くなった」と合わせても、「以前と変わらない」が最も多い回答です。

「(どちらかと言えば)悪くなった」は「(どちらかと言えば)良くなった」と比べると、小さい割合となっています。

▼平成27年3月に尾北自然歩道の改修工事が完了しました。



- ▼毎年秋に開催される「環境フェスタ江南」では、各種環境団体の活動や市民及び市内の小・中学校、保育園が取り組んだ緑のカーテン、環境ポスター、リサイクル作品等を紹介しています。



- ▼平成 25 年 10 月から環境学習アドバイザーによる環境学習講座が始まりました。



第2章 環境目標

望ましい環境像である「みんなでつくる持続可能で快適な生活環境都市」を実現するために、以下の4つの環境目標を設定しました。

- I 地域の環境づくりにみんなで取り組むまち
- II さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち
- III ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち
- IV 青い地球を次の世代につなぐまち

1. 地域の環境づくりにみんなで取り組むまち

地域の環境づくりには、市民、事業者、市の日常的な取り組みの積み重ねが重要です。市民意識調査によると、環境に対する行動では「買い物袋の持参」は、常に実行しているとの回答が9割を占めていますが、「生ごみの堆肥化」などは、今後も実行しないとの回答が3割あり、取り組みにばらつきが見られます。しかし、環境保全は、市民一人ひとりが出来るところから取り組むべきとの意見が最も多くなっており、市民の環境保全に関わる意識が高まっていることが分かります。何かの取り組みに協力・参加するのではなく、各自の意識を高め、自主的に実行する必要があります。

そこで、計画で最も重要なこととして、人を対象とした基本目標を定め、地域の環境づくりをみんなが自主的に取り組んでいくまちを目指します。

この環境目標の達成に必要なこととして、次の基本的な取り組みをあげます。

- 1.市民参加の推進と情報の共有化
- 2.環境教育と環境啓発の推進
- 3.環境保全活動の支援と育成

2. さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち

今日、私たちの日常生活や事業活動は、少なからず環境へ負荷を与えており、それがごみ問題や身近な公害となっています。市役所へ寄せられる苦情を見ると、今や公害問題は、事業者対市民の問題ではなく、市民対市民の問題になりつつあります。日常のささいな行動が思いがけず生活環境の悪化を招くおそれがあることを自覚し、行動を見直す必要があります。一方で、水辺や緑などの都市環境の整備も快適な生活環境を守るための一つの要素となります。

そこで、基本目標の2つ目に、私たちの暮らすまちを快適に保つことを定め、汚れないさわやかな空気、水、そしてあちらこちらに緑がある快適なまちを目指します。

この環境目標の達成に必要なこととして、次の基本的な取り組みをあげます。

- 1.生活環境に対するマナーの強化
- 2.公害防止対策の推進
- 3.水辺と緑の整備
- 4.生物多様性の保全と持続可能な利用

3. ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち

各種リサイクル法が制定され、回収・リサイクルの体制が構築されたことや、ごみ減量「57運動^{コウナン}※¹」により、本市におけるごみの排出量は、近年減少していますが、ごみ減量が大切な課題であることに変わりありません。

ごみは、毎日私たちの暮らしの中から発生しています。現在、新ごみ処理施設建設に向けて、事業を進めていますが、新施設が完成するまでは、老朽化した江南丹羽環境管理組合（環境美化センター）の焼却施設を使うことになります。また、最終処分場の確保は、全国的に困難な状況にあることから、現在の最終処分場をできる限り長い期間使うことが求められます。このため、ごみの排出を抑制することに加え、徹底的に資源を分別・回収・利用し、ごみとして処理される量を減らさなくてはなりません。一方で企業には、資源の有効利用を考慮した製品・サービスを開発・提供することが求められています。最近では、環境対策に積極的な企業を評価する動きが出てきており、この動きを支援することも必要です。

そこで、基本目標の3つ目に循環型社会の構築に関することを定め、市民、事業者、市が一体となって、ごみの減量化、資源の循環利用に取り組むまちを目指します。

この環境目標の達成に必要なこととして、次の基本的な取り組みをあげます。

- 1.ごみ減量化の推進
- 2.資源の循環利用の促進
- 3.ごみの適正な処理

4. 青い地球を次の世代につなぐまち

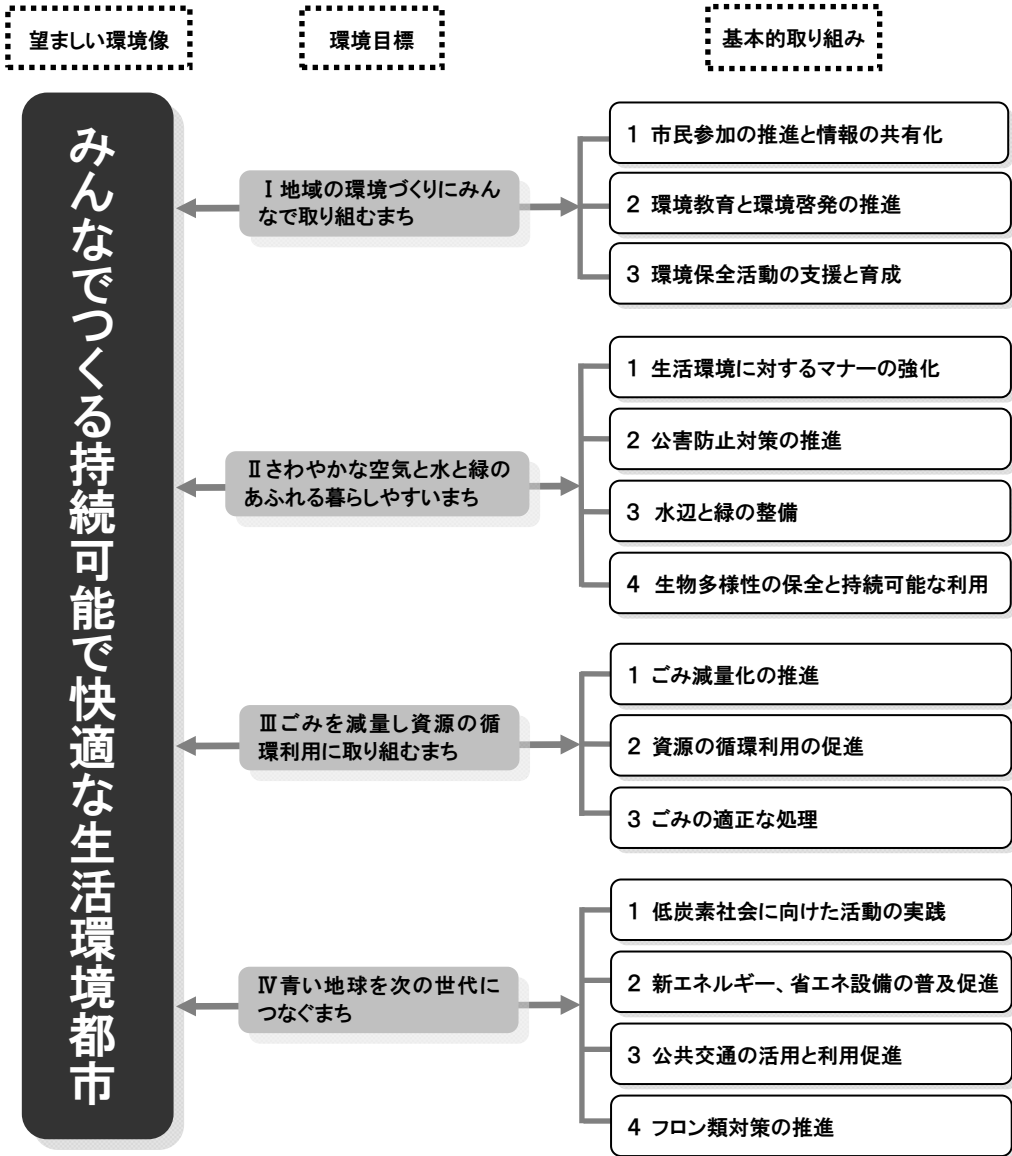
わが国では、平成2(1990)年以降、温室効果ガス排出量が増加していましたが、温暖化対策が進んだことや景気の低迷などにより、近年は温室効果ガス排出量が減ってきました。地球温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量を平成42(2030)年までに平成25(2013)年から26%削減するという中期目標が定められ、取り組みが強化されるどころです。本市でも、引き続き温室効果ガスの排出削減に向けて一人ひとりの行動を見直し、青い地球を守るため低炭素社会の構築を目指す必要があります。そこで、基本目標の4つ目に、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対策に関することを定め、一人ひとりが日常の行動を見直し、また、その思いをつないで、青い地球を守るまちを目指します。

この環境目標の達成に必要なこととして、次の基本的な取り組みをあげます。

- 1.低炭素社会に向けた活動の実践
- 2.新エネルギー、省エネ設備の普及促進
- 3.公共交通の充実と利用促進
- 4.フロン類対策の推進

※¹焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9年度からスタートした運動で、平成8年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10%(概ね57g)の減量の目的と、江南市という名前にちなんでいる。

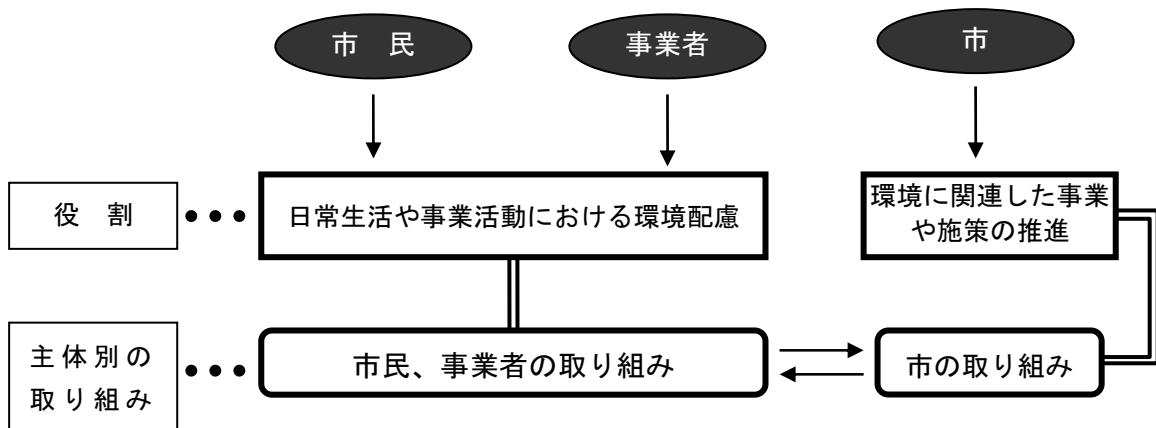
改訂版第二次江南市環境基本計画の体系



第3部 環境像の実現に向けて

第1章 主体別取り組み

環境目標の達成に向けて、基本的取り組みごとに取り組みの方針を示すとともに、主体別の取り組みを示します。



第2章 環境目標の達成に向けた取り組み

次ページ以降に、主体別の取り組みに加えて、現状と課題、市民、事業者、市の取り組みの進捗状況を把握しやすくするための指標と現状値(H27)及び5年後(H33)の目標値を示します。また、指標を補足するための主な市の取り組みの状況を示す項目を併せて示します。

第1節 「地域の環境づくりにみんなで取り組むまち」を目指して

1. 市民参加の推進と情報の共有化

1.1 現状と課題

これまでの環境保全対策は、地域全体で取り組むというよりも、市が主体となって規制などによって実施することが多く見られました。しかし、現在は自動車の排出ガスによる大気汚染、化石燃料の使用による地球温暖化、生活排水による水質汚濁などのように誰もが環境問題の要因に関わる可能性があることから、多くの市民や事業者の積極的な参加がなければ環境問題の解決は難しい時代となってきています。不法投棄や大量消費から生じるごみ問題や自然保護など、環境問題は多岐にわたりますが、どのような問題でも解決するためには、草の根的な活動を継続することが大切であり、市民や事業者が環境保全活動に参加することは、環境を通じた対話、交流を行うための第一歩といえます。

現在、市内では、区・町内会などで清掃活動が行われているほか、ごみ減量活動を行っている団体もあり、今後もこのような活動が、より一層活発に行われることが期待されます。

そこで、環境保全活動が市域全体に根付き自主的に進むよう、市民・市民団体や事業者と協力して環境保全活動を進めるとともに、自主的な活動を行う団体への支援などに努めます。

1.2 目標と指標

目 標	市民一人ひとりが環境保全に取り組めます
-----	---------------------

指標名	現状 (H27)	目標値 (H33)	指標の見方
環境保全関係のNPO、ボランティア団体数	17 団体	20 団体	環境保全関係の団体数が多くなるほど、活動が活発で多様になっていることを示します
環境に関するイベントの参加者数 (「環境フェスタ」と「川と海のクリーン大作戦」の重複者を含む)	6,000 人 (環境フェスタ) 1,469 人 (川と海の クリーン大作戦)	9,000 人	環境に関するイベントの参加者数が多くなるほど、環境保全に取り組む市民が多くなっていることを示します

主な市の取り組み	取り組みの状況を示す項目
環境に関わる市民、事業者との連携による取り組みを拡充します	アダプト団体の会員数 (「市道、公園等」と「県道」の重複者を含む)

注) 指標を補足するため、数値で毎年実績を管理するものです。

1.3 取り組み

市民の取り組み

- 広報、市ホームページなどを通じて事業・計画の情報の収集に努めます
- 各種事業・計画策定に関わる会議などに参加します

- 自然観察会、自然保護運動などの環境に関するイベントへ参加します
- 地球環境に関するシンポジウムやイベントに積極的に参加します
- 「市長への手紙」を利用し、意見・要望などを伝えます
- 広報や環境に関する資料(公害に関する資料)などを活用し、環境の現状把握に努めます
- アスベスト、ダイオキシン類などの有害物質に関する正しい知識の収集に努めます
- 地球環境の保全に関する情報の収集に努めます
- 河川の清掃活動などを行います

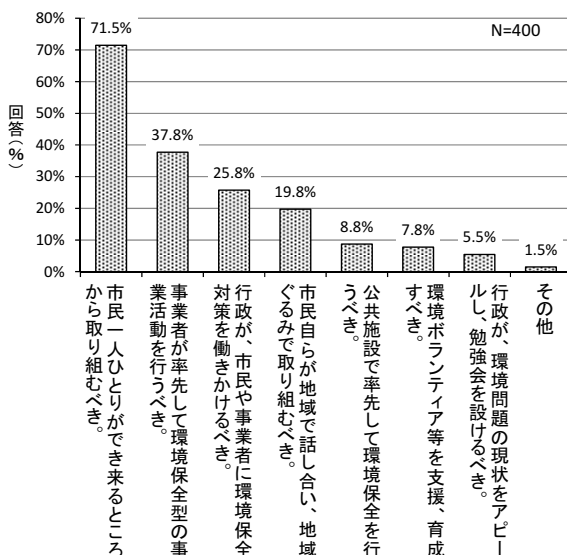
事業者の取り組み

- 広報、市ホームページなどを通じて事業・計画の情報の収集に努めます
- 各種事業・計画策定に関わる会議などに参加します
- 自主的に環境測定・調査を行い、結果の公表に努めます
- 広報や環境に関する資料(公害に関する資料)などを活用し、環境の現状把握に努めます
- 河川の清掃活動などを行います

市の取り組み

- 各種事業・計画に関する情報を早期に公開します
- 各種事業・計画策定における市民参加のシステムを形成します
- 区・町内会との連携及び協力体制を推進します
- 環境に関わる市民、事業者との連携による取り組みを拡充します
- 「市長への手紙」などを充実させます
- 環境に関する情報を公開します
- 環境問題に関する情報の収集、提供及び啓発に努めます
- 市内環境情報の把握に努めます

▼市民意識調査結果 環境保全活動への参加について



環境保全は、「市民一人ひとりができるところから取り組むべき」との意見が7割以上あり、市民の環境保全に関わる意識が高いといえます。

一方で、地域での取り組みやボランティアの育成への意見は少ないことから、まとまった力が必要な時に、一人ひとりの力を引き出すしくみづくりも求められます。

2. 環境教育と環境啓発の推進

2.1 現状と課題

環境問題に市全体で取り組んでいくためには、市民一人ひとりが環境についての興味や知識を持つことが大切です。

現在、広報や市のホームページなどで情報提供、啓発を行っていますが、本計画の推進にあたっては、より積極的に環境教育・環境学習を進める必要があります。また、市内で環境問題に関して活躍している方々を講師として迎え、学校や講座などを通じて環境教育に協力していただいています。特に、将来を担う子供たちへの環境学習は、保育園から中学校まで幅広い年齢層にわたっており、充実したものとなっています。しかし、環境教育・情報に関しては、市民の満足度はやや低く、一般的な情報のほかにも、市の取り組みの現状などを誰にでも分かりやすく提供する必要があります。

そこで、環境に関する情報提供のより一層の充実、市民が気軽に学ぶことのできる機会や場所の提供などを行うことにより、環境意識の高揚に努めます。また、情報提供する際には、環境保全活動を行う団体との協力に努めます。

2.2 目標と指標

目 標	市民がお互いに学び合う体制をつくります
-----	---------------------

指標名	現状 (H27)	目標値 (H33)	指標の見方
環境学習会の参加者数	153 人	250 人	市が開催する環境学習会への参加者数が増えるほど、市民の環境学習への意欲が高まったことを示します
環境学習アドバイザー※ ¹ による環境学習講座の延べ参加者数	延べ参加者数 2,064 人	延べ参加者数 2,500 人	環境学習アドバイザーによる環境学習講座への参加者数が増えるほど、市民の環境学習への意欲が高まったことを示します

主な市の取り組み	取り組みの状況を示す項目	
こどもエコクラブ※ ² への参加の促進に努めます	こどもエコクラブ登録数及び会員数	
学校、家庭、地域の連携による環境保全活動を推進します	駅前花壇への植栽参加児童数	江南駅
		布袋駅
環境をテーマとした絵画などの作品展のコンクールを開催します	環境ポスター、リサイクル作品、ごみに関する作文の応募件数	

注) 指標を補足するため、数値で毎年実績を管理するものです。

※¹環境カウンセラーや市内のボランティア団体の会員などから、環境保全、生活環境、自然環境、生物多様性など環境に関する学習プログラムを行う能力がある者を市長が委嘱するもの。

※²幼幼(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブ。活動内容は、身近な場所で、自分たちでできる環境活動(自然観察・水質調査・リサイクル工作・わが町探検・ごみのリサイクル活動・学校ビオトープなど)に自由に取り組むもの。

2.3 取り組み

市民の取り組み

- 環境に関する講座やイベントに積極的に参加します
- 環境問題について情報を収集し、関心を高めます
- 地域や学校における環境美化活動に参加・協力します
- 各種講座の講師として協力します
- 人材登録制度を活用し、自主学習を進めます
- 広報、インターネットなどを通じて環境に関する情報の収集に努めます

事業者の取り組み

- 環境保全に関する部署や担当者を選任し、社内の環境対策を進めます
- 環境に関する講座やイベントに従業員を積極的に参加させます
- 学習内容に対する意見・要望などを提出します
- 環境関連施設の見学会を実施します

市の取り組み

- 生涯学習基本計画に基づいた生涯学習機会を拡充します
- 保育園や小学校で学外講師を活用します
- 環境をテーマとした絵画などの作品展やコンクールを開催します
- こどもエコクラブへの参加の促進に努めます
- 地域住民に対して、学校における環境教育の情報提供に努めます
- 学校、家庭、地域の連携による環境保全活動を推進します
- 小中学生を対象とした環境学習会を開催します
- 職員の環境に対する自己啓発を含めた研修、講座を受講します

3. 環境保全活動の支援と育成

3.1 現状と課題

環境保全活動には、一人ひとりの日常的な行動も大切ですが、団体などで行うことで一層の効果が得られる場合があります。本市でも、清掃活動やごみ減量に関するNPOやボランティア団体を中心に、さまざまな団体が地域環境を良くするために活動しています。市民、事業者等と協力して開催している環境フェスタ江南でその活動を紹介していますが、日常的な行動には、意識が高いものの、団体などの活動にはなかなか参加できていない現状があります。また、事業者には、企業の社会的責任(CSR)の一つとして、地域社会に貢献することが求められています。そのような中、平成20年度から各種団体の情報交流の場として「市民・協働ステーション」が整備され、これからの活用が大いに期待されます。

そこで、引き続き、本市では、現状の団体の活動を支援するとともに、新たな団体の育成を推進し、市民、事業者の情報交換と活動の支援に努めます。

3.2 目標と指標

目 標	市民、事業者の環境活動を活発にします
------------	---------------------------

指標名	現状 (H27)	目標値 (H33)	指標の見方
ボランティア分別指導員養成講座の参加者数	38 人	50 人	分別指導員養成講座の参加者数が多くなるほど、ごみ分別への関心が高くなったことを示します
ごみ処理施設等への見学会の参加者数	1,110 人	1,800 人	施設見学の参加者数が多くなるほど、身近なごみ問題への関心が高くなったことを示します
環境学習アドバイザーの派遣回数	73 回	100 回	市民等からの派遣要請が増えるほど、市民等の環境活動への意欲が高まったことを示します

3.3 取り組み

市民の取り組み

- 講習会などに積極的に参加し、身につけた知識や活動手法を環境保全活動に活用します
- 学校の環境教育活動に協力します
- NPOやボランティア団体などの各種環境団体間の交流を深めます
- 環境保全活動の機会を積極的に利用します
- 環境保全活動の情報を収集し、広く公開します

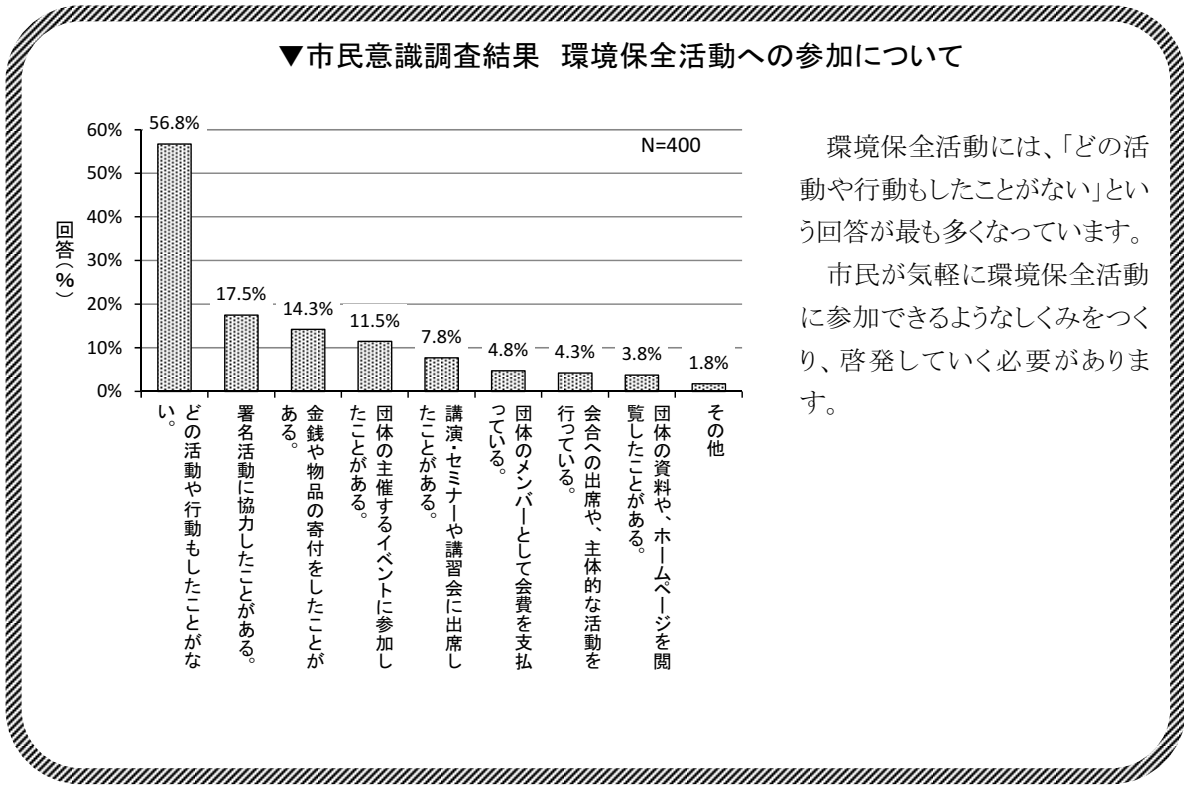
事業者の取り組み

- 講習会などに積極的に参加し、身につけた知識や活動手法を環境保全活動に活用します
- 地域内の事業者との交流や協力を深めます
- 異業種間の交流や協力を活用し、環境保全活動を進めます

- 国内外の環境保護団体の活動に協力します
- 地球環境に配慮した事業活動を行います
- 事業所自身が必要としている環境保全上の情報を積極的に公表し、情報を収集しやすくします
- 従業員の環境社会検定試験(eco 検定^{※1})受験を進めます

市の取り組み

- 地域の環境保全活動に取り組んでいる人を学外講師へ積極的に登用します
- 環境問題に取り組む人材を育成します
- 保育園・学校の環境保全活動への協力の要請及び活動の場を提供します
- 環境保全に取り組む事業所や市民団体の活動を広報やホームページなどで紹介します
- 自動車エコ事業所認定制度^{※2}を周知します
- 開発などにあたって配慮すべき環境情報の提供及び環境への配慮事項を指導します
- 各種団体の情報交流・活動発表の場を提供します
- 環境保全活動に関する情報提供及び環境保全活動の普及・啓発を推進します



^{※1}2006年から始まった東京商工会議所が主催する検定試験で、正式名称を「環境社会検定試験」という。幅広い知識をもって社会で率先して環境問題に取り組む“人づくり”と、環境と経済を両立させた「持続可能な社会」の促進を目指している。

^{※2}エコカーの導入や電気自動車用の充電設備の一般への開放など、自動車環境の改善に大きく貢献する取り組みを積極的に実践している事業所を「自動車エコ事業所」として認定し、認定した事業所には、認定証や表示板を交付するほか、愛知県のウェブページに掲載し、環境に配慮した事業所として紹介する制度。

第2節 「さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち」を目指して

1. 生活環境に対するマナーの強化

1.1 現状と課題

本市では、大きな公害問題はありませんが、屋外燃焼行為(いわゆる野焼き)による煙や悪臭の他、雑草除去などの空き地の管理や、ペットのふん、ごみの不法投棄、生活排水による水質汚濁や悪臭、放置自転車や違法駐車など、都市・生活型公害に関する苦情が数多く寄せられています。また、地域や市民団体による清掃活動が続けられているにもかかわらず、ごみのポイ捨てに対する不満は高い状態が続いています。

これらの問題は、生活に密接し発生源が分散していることから、根本的な対策が難しいものです。煙草の吸殻のポイ捨て対策として路上喫煙を禁止する条例を導入する自治体もありますが、私たち一人ひとりのマナーの向上により解決できる問題でもあります。

そこで、都市・生活型公害に関する一人ひとりの意識啓発、法規制に関する指導などにより、公害のない暮らしやすいまちづくりを進めます。

1.2 目標と指標

目 標	生活環境に関する苦情の件数を減らします
-----	---------------------

指標名	現状 (H27)	目標値 (H33)	指標の見方
公害苦情件数	367 件 うち 野焼き 88 件 雑草除去 174 件	200 件 うち 野焼き 60 件 雑草除去 100 件	野焼きや雑草の問題について、理解が深まると、公害の苦情件数が減少すると考えられます

主な市の取り組み	取り組みの状況を示す項目
広報、市ホームページ等を通じ、生活環境対策を啓発します	広報による啓発回数
	区・町内会への回覧の依頼件数
	市ホームページによる都市・生活型公害対策の啓発件数

注) 指標を補足するため、数値で毎年実績を管理するものです。

1.3 取り組み

市民の取り組み

- 「クリーン運動」に参加するなど地域の清掃活動に積極的に協力します
- ごみをポイ捨てできないよう、環境美化に努めます
- 不法投棄はしません・させません
- 不法投棄を見かけたら、速やかに市へ連絡します
- ごみのポイ捨てやペットのふんの放置をしません
- 近隣の方の迷惑になる屋外燃焼行為はしません
- ピアノ、音響機器の音、ペットの鳴き声など近隣に迷惑な騒音を出しません
- 生活雑排水の改善に努めます

- 河川や身近な水路、側溝などの清掃活動を行います
- 農地や遊休地の除草に努めます
- 遊休地などは不法投棄の場とならないよう維持管理します
- 駐輪場・駐車場を利用し、自転車の放置や違法駐車はしません
- 自動車を適正に維持管理し、騒音を発生させないように努めます

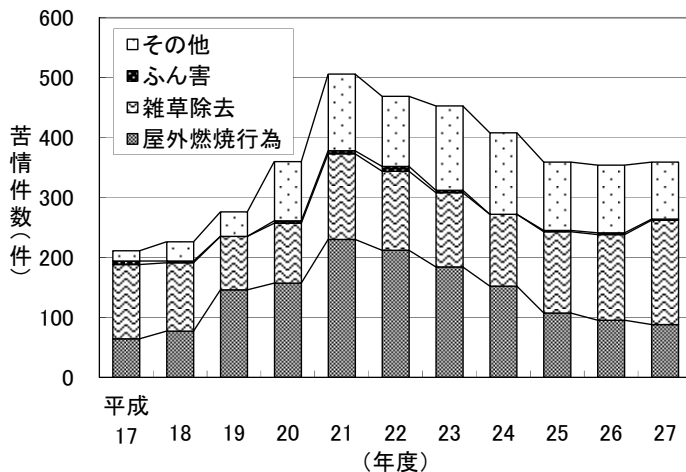
事業者の取り組み

- 「クリーン運動」に参加するなど地域の清掃活動に積極的に協力します
- 不法投棄はしません・させません
- 法律の構造基準に沿った焼却炉以外での廃棄物の焼却はしません
- 河川や身近な水路、側溝などの清掃活動を行います
- 駐輪場・駐車場を利用し、自転車の放置や違法駐車はしません
- 自動車を適正に維持管理し、騒音を発生させないように努めます
- 電波障害の防止のため、建築物の建設の際には指導要綱などを遵守します

市の取り組み

- 近隣の方の迷惑になる屋外燃焼行為の防止を強化します
- 空き地の雑草除去など適切な管理を啓発するとともに、火災予防に努めます
- ふん害の防止を強化します
- 生活騒音防止を強化します
- 生活雑排水改善対策を強化します
- 不法投棄の防止を強化します
- 自転車・自動車利用に関するマナー向上を啓発します
- 広報、市ホームページ等を通じ、生活環境対策を啓発します
- 「クリーン運動」を推進します
- 河川愛護運動を推進します

▼生活環境に関する苦情件数の推移



生活環境に関する苦情は、屋外燃焼行為による苦情の増加に伴い増加しましたが、平成21年度をピークに減少しています。平成27年度では雑草除去に関する苦情が最も多くなっています。

雑草の放置は、害虫の発生のほか、ごみの不法投棄や火災発生を誘発する恐れがあり、「江南市空き地等の雑草の除去に関する条例」で適切な管理を呼び掛けています。

資料:「こうなんの統計」

2. 公害防止対策の推進

2.1 現状と課題

本市では、住宅と工場などが近接していることから、施設の稼働による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの問題には注意が必要です。事業所では、水質汚濁物質の排出削減の取り組みが進んでいますが、大気汚染では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は改善されているものの、光化学オキシダント^{※1}は、依然として環境基準を達成しておらず、河川水質はBOD^{※2}が環境基準(行政目標を含む。)を達成していない地点があるなど、公害問題は解決していません。近年ではダイオキシン類やアスベスト、土壌汚染など、これまで知られていなかった新たな問題も次々と発生していることから、引き続き、公害問題に関する情報を収集し、市民の安心、安全を確保しなくてはなりません。

そこで、引き続き、環境の監視及び事業者に対する公害防止対策の指導を行うとともに、有害化学物質に対する情報の提供など、新たに発生する問題へ柔軟に対応します。

2.2 目標と指標

目 標	環境基準を達成し、公害を防止します
-----	-------------------

指標名	現状 (H27)	目標値 (H33)	指標の見方
大気汚染に係る環境基準の達成を目指す	光化学オキシダントが環境基準に適合していない	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントのすべてが環境基準に適合している	排気ガスの対策が進むと、環境基準に適合する項目が増えると考えられます
水質に係る環境基準 ^{※3} の達成を目指す	水質調査の測定地点 14 地点中 5 地点で BOD が環境基準に適合している	水質調査の測定地点 14 地点中 9 地点で BOD が環境基準に適合している	合併処理浄化槽や下水道が普及し、生活排水処理率が高くなると、水質調査の環境基準の達成地点が増えると考えられます

主な市の取り組み	取り組みの状況を示す項目
合併処理浄化槽設置の促進と支援及び浄化槽の適切な維持管理の指導を強化します 公共下水道の整備の推進及び早期接続の促進に努めます	生活排水処理率

注) 指標を補足するため、数値で毎年実績を管理するものです。

^{※1}窒素酸化物や炭化水素類(揮発性有機化合物)を主体とする一次汚染物質が、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことによって発生するオキシダント(酸化性物質)のこと。

^{※2} Biochemical Oxygen Demand の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要なとされる酸素量のこと、単位は一般的に mg/L で表す。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。

^{※3}水質調査地点の内、環境基準が設定されているのは 3 地点で、その他の地点は行政目標として設定している。ここでは便宜上すべて「環境基準」としており、年 4 回の測定結果全てが、環境基準に適合しているものを「適合」と評価している。

2.3 取り組み

市民の取り組み

- 周辺環境の監視に努めます
- 公共下水道の整備後は遅滞なく接続します
- 流し台に水切りネットやストレーナーを設置します
- 廃食用油は流さずに市の収集指定日に出します
- 洗剤やシャンプーなどは適正に使用します
- 側溝の清掃に努めます
- 浄化槽設置整備事業補助金制度^{*1}を活用し、合併処理浄化槽への転換及び適正な維持管理に努めます
- 農薬をなるべく使わないようにします

事業者の取り組み

- 事業所において公害発生のないよう、排水や排出ガスなどを適正に管理します
- 愛知県経済環境適応資金(パワーアップ資金)制度^{*2}を積極的に活用し、公害防止用機器の導入に努めます
- 深夜営業による騒音を防止します
- 環境に配慮した車両・重機や、低騒音型・低振動型機器を導入し、公害を防止します
- 工場などの周りに樹木を植え、周囲への騒音の軽減を図ります
- 地下水の汚染を防止します
- 農薬をなるべく使わないようにします
- 建材や施工材料などから発散する化学物質による環境汚染を防止します
- 有害化学物質についてはPRTR法^{*3}による管理を徹底し汚染を防止します
- 自らの事業所が発生させる負荷について、自主的な環境測定を行います
- 公共下水道の整備後は遅滞なく接続します
- 合併処理浄化槽への移行及び適正な維持管理に努めます
- 浄化柵(グリストラップ)の定期的な清掃に努めます
- 事業所周辺の側溝の清掃に努めます
- 有害化学物質の使用に際しては、最適な技術を用いた設備の導入、使用の合理化、回収、再利用、代替物質への転換などの対策を進めます

市の取り組み

- 事業所との環境保全に関する協定締結による公害の抑制に努めます
- 事業者へ公害防止対策を指導します
- PRTR法の周知と指導を徹底します

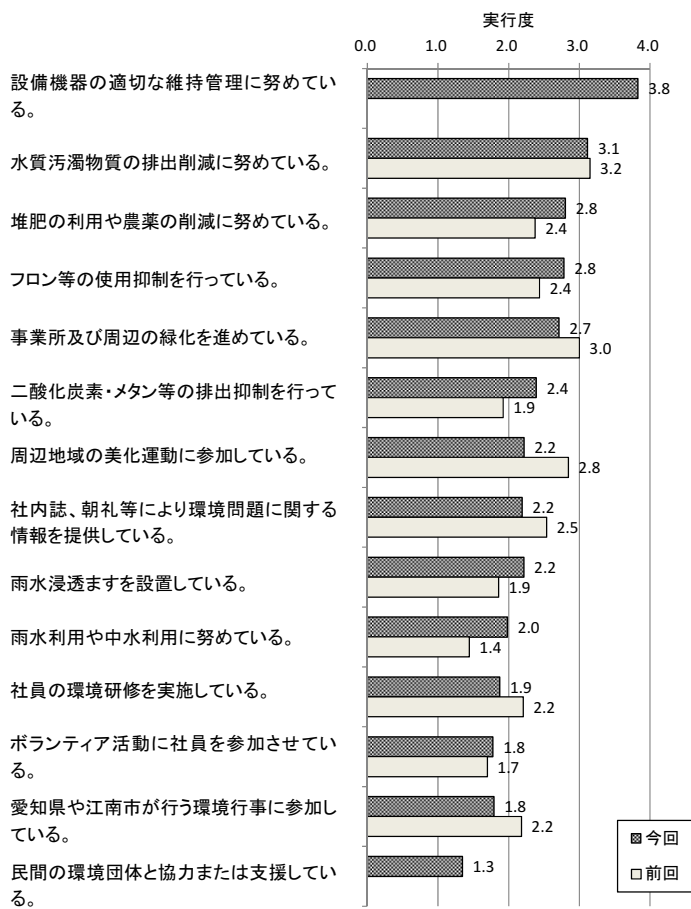
^{*1}市では、処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽への転換をする人に、浄化槽の規模と要件に応じて補助金を交付している(下水道法に基づく公共下水道認可区域を除く地域及び市長が指定した区域を除く地域に限る)。

^{*2}愛知県では、事業所の公害防除施設・設備の設置または改善、公害防止のための工場移転を行うものに、金利負担の一部を補助している。

^{*3}正式名称を「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」といい、工場、事業所が化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を自ら把握し、その結果を行政に報告し、行政が何らかの形で公表することを定めたもの。

- 環境の調査・監視を行います
- 有害化学物質などによる土壌汚染区域の情報を提供します
- 有害化学物質に対する正しい理解と利用に関する情報の収集及び提供に努めます
- 法令の改正などに伴う新たな基準・測定項目へ速やかに対応します
- 公共下水道の整備の推進及び早期接続の促進に努めます
- 合併処理浄化槽設置の促進と支援及び浄化槽の適切な維持管理の指導を強化します
- 周辺自治体で構成する協議会を通じた連携を強化します

▼事業者意識調査結果 環境保全で現在行っていることについて

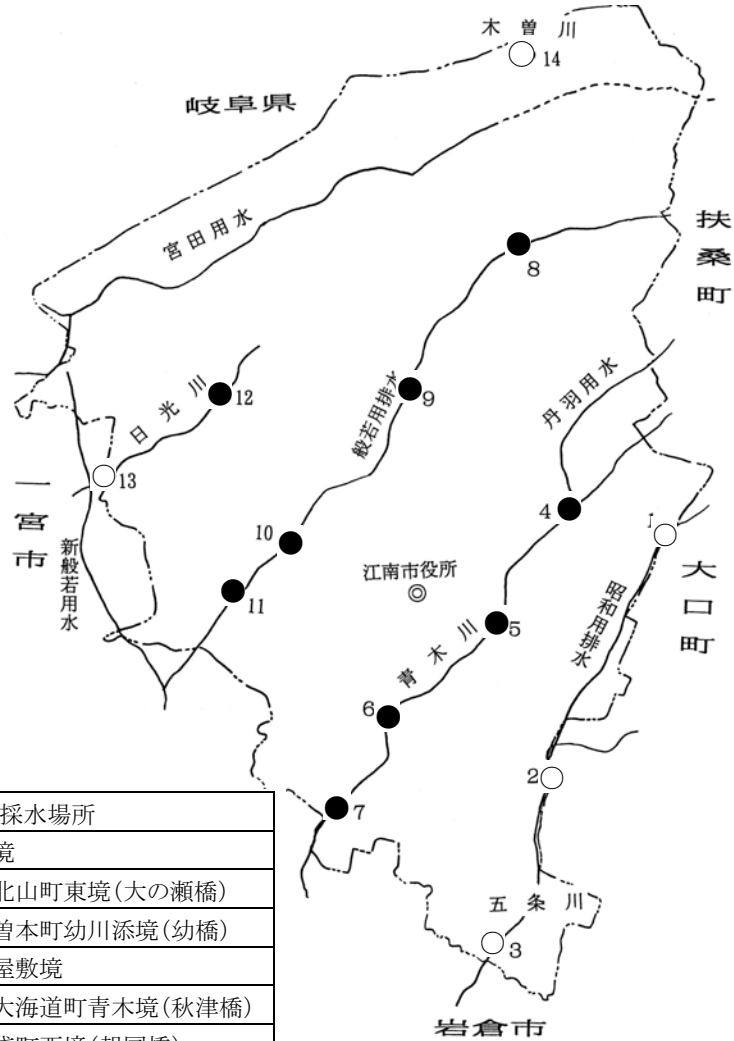


事業者が行っているのは、設備機器の適切な維持管理、水質汚濁物質の排出削減、堆肥の利用などが中心で、ボランティア活動などへの参加は実行度が低くなっています。また、周辺地域の美化活動は、前回より実行度が小さくなりました。

▼BOD の環境基準適合状況

平成27年度において、主要河川の水質でBODが環境基準を達成しているのは5地点です。

市内主要河川水質調査地点



No.	採水場所
1	前野町高島・南境
2	天王町五反林・北山町東境(大の瀬橋)
3	小折本町白山・曾本町幼川添境(幼橋)
4	宮後町清水・出屋敷境
5	木賀東町新宮・大海道町青木境(秋津橋)
6	五明町青木・布袋町西境(報国橋)
7	五明町石橋・小郷町西ノ山境(五明橋)
8	村久野町平河地内(巻目橋)
9	飛高町中町地内
10	上奈良町錦・大間町新町境
11	上奈良町瑞穂・久保境(郷前西橋)
12	前飛保町河原地内
13	松竹町西瀬古・一宮市境
14	草井町宮西地内(すいとびあ江南)

凡例	
○	環境基準適合地点
●	環境基準不適合地点

資料:「公害に関する資料」

3. 水辺と緑の整備

3.1 現状と課題

都市における公園や緑地は、市民の憩いの場としてだけでなく、災害発生時の避難地や復旧・復興活動の拠点としても注目されています。また、夏季の気温上昇を緩和して、地球温暖化防止に役立つことも期待されています。

古くから開発が進んでいた本市は、森林は河川沿いに河畔林が残る程度で、市民1人当たりの都市公園面積も愛知県・国の平均に対して、いずれも大きく下回っており、その分布も北部に偏っていますが、新しい公園の整備は困難な状況にあります。そのため、公園については、市民の満足度も低く、憩いの場の整備やアクセスの向上が求められています。また、農地は貴重な緑地であることから、保全する必要があります。さらに、近年頻発する豪雨時に雨水を浸透させるとともに、一時的に貯留し、洪水を緩和する機能も求められています。

そこで、市民と協力して緑化運動を進めながら、水辺や緑の整備を進めます。

3.2 目標と指標

目 標	公園施設等に対する満足度を高めます
------------	--------------------------

指標名	現状 (H27)	目標値 (H33)	指標の見方
市民1人当たりの都市公園面積	3.84 m ²	7.00 m ²	市民の憩いの場としての緑地の多さを示します
宮田導水路の上部利用による散策道の整備延長	0.5km	4.0km	歩きながら緑を楽しむ場所の整備状況を示します

主な市の取り組み	取り組みの状況を示す項目
公園施設等の整備・充実・適切な維持管理に努めます 緑地・農地などを保全します	都市計画区域面積に対する緑地の割合
	江南花卉園芸公園（フラワーパーク江南）の供用開始面積
	尾北自然歩道の改修延長
豪雨に備え、公共施設における雨水貯留施設の導入を推進します	雨水貯留施設の設置数及び容量

注) 指標を補足するため、数値で毎年実績を管理するものです。

3.3 取り組み

市民の取り組み

- 花いっぱい運動などの緑化運動に積極的に参加します
- 社寺林などの保全に努めます
- 街路樹や花壇などの維持管理に協力します
- 生産緑地地区を適正に維持管理します

- 区・町内会などを通じて公園の維持管理に協力します
- ベランダ、屋上、壁面の緑化や、生垣や花壇などの設置に努めます
- 農地は適切な維持管理に努め遊休農地化を防ぎます
- 緑化に関する制度を積極的に活用します
- 水と緑に関するコンクール、イベント学習会へ積極的に参加し、緑化運動を進めます
- 雨水貯留施設を設置します

事業者の取り組み

- 街路樹の維持管理に協力します
- 区・町内会などによる公園の維持管理に協力します
- 敷地内の屋上、壁面、駐車場などの緑化や生垣や花壇などの設置に努めます
- 開発事業などの際には、緑化を推進します
- コンクール、イベントへ積極的に参加し、緑化運動を進めます
- 緑化協定^{※1}を遵守します
- 雨水貯留施設を設置します

市の取り組み

- 花いっぱい運動を展開します
- 社寺林などの保全地区・保存樹木の指定を継続します
- 街路樹の適切な維持管理に努めます
- 公園施設の整備・充実・適切な維持管理に努めます
- 公園に関する情報提供により、公園利用の拡充に努めます
- 公園の清掃など、市民との協働による維持管理を推進します
- 屋上緑化、壁面緑化、空き地緑化、駐車場緑化、生垣設置の促進に努めます
- 緑地・農地などを保全します
- 緑化協定を継続します
- 水と緑に関するコンクール、イベント学習会を開催します
- 開発行為が行われる際には、緑化に努めるよう指導します
- 家族のシンボルツリーを配付し、住宅地の緑化を推進します
- 江南花卉園芸公園(フラワーパーク江南)の整備促進を国へ要望していきます
- 豪雨に備え、公共施設における雨水貯留施設の導入を推進します
- 公共下水道の整備により不要となった浄化槽を雨水貯留施設へ転用するよう啓発します

^{※1}和田工業団地に立地する企業と締結した協定で、工場等緑化を推進し、快適な工場等環境を創出し、地域の生活環境の保全向上に積極的に努めるよう定めたもの。

4. 生物多様性の保全と持続可能な利用

4.1 現状と課題

本市は、古くから発展してきたため、まとまった山林はなく、社寺林や河畔林を含めた水辺や農地は、市内に残る貴重な自然環境となっています。生き物に配慮した水辺環境の整備は、進んでおり、水辺の鳥類調査や水生生物の調査は実施していますが、その他の生物については、実態が把握できていません。本市の都市環境で成立している生態系は、身近な生物の多様性を知るうえで重要であることから、実態を把握するとともに、保全する必要があります。

また、舗装面の多い都市環境において、農地を含めた緑地は、雨水が浸透する場としても重要な役割があります。雨水の浸透・蒸散という健全な循環を守ることで、多様な生物の生息環境を維持することが期待できます。

私たちの暮らしは、食料、水、建築物、燃料、安定的な気候など、様々な生物の恵みを受けて成り立っています。生物多様性保全は、自然環境保全にとどまらず、こうした自然の恵みを持続可能な形で利用していくという側面もあります。

市内においては、古くからこの地で自然の恵みを利用してきた農業・農地を大切に受け継ぐとともに、日常生活や事業活動において、生物資源の持続可能性に配慮した資材調達も重要になってきます。

4.2 目標と指標

目 標	生物の生育・生息の実態を把握し保全します
-----	----------------------

指標名		現状 (H27)	目標値 (H33)	指標の見方
すいとぴあ江南で開催するバードウォッチング教室で確認された野鳥の種類		34 種類	40 種類	確認された野鳥の種類を用いて、水辺環境の保全状況を把握します
水生生物調査によって確認された水生生物の種類	木曽川	20 種類	20 種類	確認された水生生物の種類を用いて、水辺環境の保全状況を把握します
	五条川	12 種類	20 種類	
自然と親しむイベントの開催回数		7 回	10 回	自然とふれあうきっかけが多くなるほど、市民が生物の生息環境を把握することができると考えられます

主な市の取り組み	取り組みの状況を示す項目
地産地消を啓発します	市民菜園の区画数

注) 指標を補足するため、数値で毎年実績を管理するものです。

4.3 取り組み

市民の取り組み

- 地域の生態系の保全などの活動に取り組みます
- 市のイベントを利用するなど、水辺の自然とふれあう機会をつくります
- ビオトープ^{※1}など生物多様性に配慮した事業への関心と理解を深めます
- 保全地区・保存樹木制度などの制度を活用します
- 地元産の農作物を食材として利用します
- 遊休農地の活用法について提案します
- 市民菜園を利用します
- 持続可能な利用を考慮した農作物を利用します
- 雨水浸透施設を設置します
- 敷地の舗装を最小限にし、透水面を確保します

事業者の取り組み

- 地域の生態系の保全などの活動に取り組みます
- 水辺に関する市民活動へ積極的に参加するなど、水辺の自然とふれあう機会をつくります
- 地元産の農作物を利用・販売します
- 持続可能な利用を考慮した農作物を利用します
- 雨水浸透施設を設置します
- 透水性舗装の導入や、敷地の舗装を最小限にし、透水面を確保します
- 雨水を有効に利用します
- 作業工程内で水の循環利用を図ります
- 中水^{※2}の導入を図ります

市の取り組み

- 市民参加による自然環境の実態を把握する体制を整備します
- 木曾川や五条川の水辺の自然とふれあえる場の整備及び機会を創出します
- 河川のあるべき姿の検討及び護岸整備への反映に努めます
- 地産地消を啓発します
- 公共施設へビオトープを導入します
- 農業における持続可能な利用に関する取り組みを啓発します
- 水循環の保全に対して意識啓発を行います

^{※1}その土地に昔からいたさまざまな野生生物が生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。最近では、人工的につくられた、植物や魚、昆虫が共存する空間を指す。

^{※2}水洗トイレ、冷却、冷房、散水などの用途向けに雑排水や工業用水の処理水などを利用するもので、水質が水道水より低い水のこと。

▼生物多様性とは

生物多様性とは、様々な環境に多様な生物がいることを示します。

生態系の多様性：山、川、池、畑、水田などの様々な環境に適応した生態系があること。

種の多様性：より多くの種類の生き物がいること。

遺伝子の多様性：同じ種でも色、形、性質などが異なっていること。

例えば、ある池の生息種数を増やそうと外来種を持ち込むと、その外来種には敵がないので、その外来種が優占する生態系ができてしまい、長い時間をかけて成立した本来の生態系が失われ、その結果、生息種数が減ってしまうことがあります。

また、同じ遺伝子を持つ生き物ばかりになると、病気や気候の変化などで広い範囲で死滅してしまう危険もあります。

多様な生物が直接的・間接的に複雑に絡み合っ、現在の生態系が成り立っており、一度バランスを崩すと元に戻すのは大変です。

▼自然と親しむイベントで自然にふれあいながら、生物の生息環境を把握しています。



▼市が開催する環境学習会では、子供たちと一緒に、参加者が様々な水生生物を探しています。



(木曾川水辺調査)



(五条川生物調査及び多自然化作業)

第3節 「ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち」を目指して

1. ごみ減量化の推進

1.1 現状と課題

本市では、ごみ減量「57運動」^{コウナン}を実施しており、その結果、市民1人1日当たりのごみ排出量及び市全体のごみ処理量は近年減少しています。買い物袋の持参については、実行する市民が多いものの、生ごみの堆肥化や製品の購入に対する配慮についての実行度は、買い物袋の持参に比べて高くありません。一方、事業者では、ごみ減量とリサイクルの推進に対して、協力する意向が強いことから、市は、市民、事業者と協力して全体の実行度を上げる必要があります。

また、江南丹羽環境管理組合(環境美化センター)の焼却施設の老朽化に伴い、広域による新ごみ処理施設を建設し、供用開始するまでの間、現在の環境美化センターを使用し続けるよう、ごみの減量に努めなければなりません。

そこで、引き続き、市民、事業者に対するごみ減量に関する情報提供や啓発などにより、ごみの発生・排出抑制に努めます。

1.2 目標と指標

目 標	4R ^{*1} を合言葉に市民1人1日当たりのごみ排出量を削減します
-----	---

指標名	現状(H27)	目標値(H33)	指標の見方
ごみ排出量	家庭系可燃ごみ 398g/人・日	家庭系可燃ごみ 392g/人・日	市民・事業者が4Rに取り組むことによる、ごみの排出量の削減状況を示します
	事業系可燃ごみ 7.6t/年・事業所	事業系可燃ごみ 7.4t/年・事業所	

主な市の取り組み	取り組みの状況を示す項目
家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付制度の周知に努めます	家庭用生ごみ処理機器設置費補助基数の累計
「廃棄物減量等推進協議会」による市民、事業者、市の連携を強化します	地区、団体等とのごみ減量懇談会の実施

注) 指標を補足するため、数値で毎年実績を管理するものです。

1.3 取り組み

市民の取り組み

- ごみ減量「57運動」^{コウナン}を実践します
- 過剰な包装を辞退します

*1「要らないものは買わない」「ごみの量を減らす」「繰り返し使う」「再び資源に戻す」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リフューズ(Refuse=ごみの回避)」「リデュース(Reduce=ごみの減量)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再生利用)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

- 買い物袋を必ず持参します
- 故障した製品は修理して使います
- リサイクルしやすい商品を購入します
- 繰り返し使用可能な容器や詰め替え式商品を購入します
- 寿命の長い製品を選択して購入します
- 使わずにごみとなるような商品を衝動買いしません
- ごみ減量化に関するアイデアや情報を発信します
- ごみの減量化について家庭で話題にします
- ものを大切に作る心をはぐくみます

事業者の取り組み

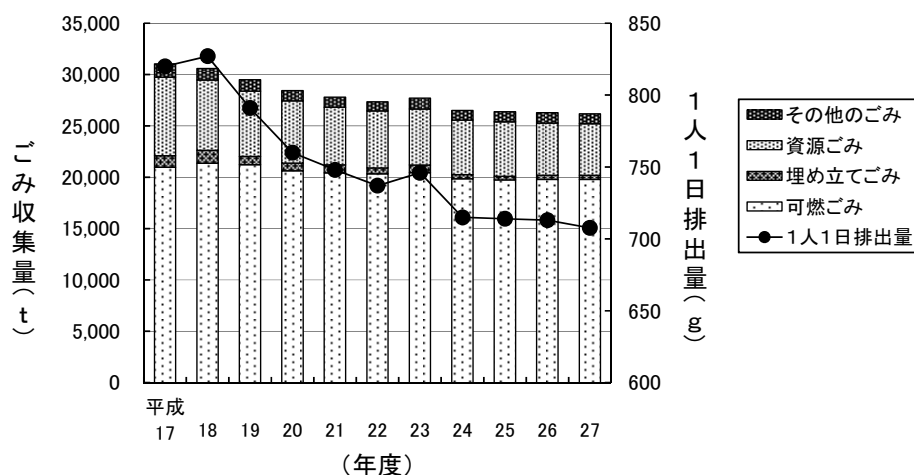
- 包装の簡素化に対し消費者の理解を求めます
- 買い物袋の持参を推奨します
- ごみ減量運動など、従業員への教育を徹底します
- 事業所内で使用する製品については、繰り返し使用可能な容器や詰め替え式商品へ転換します
- 寿命の長い製品、ごみになりにくい製品を製造・販売します
- 製品の修理体制を整備します
- 有害廃棄物などの発生を抑制するため、製品の設計、製造段階で配慮します
- 事業工程から発生するごみを削減します
- ごみ減量化計画を作成し、ごみを減量します

市の取り組み

- ごみ減量「57運動」を継続します
- 買い物袋持参運動を推進します
- 包装用紙・レジ袋などの削減運動に対する小売店への指導を強化します
- ごみ処理施設などへの見学会を拡充します
- 家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付制度の周知に努めます
- 「廃棄物減量等推進協議会」による市民、事業者、市の連携を強化します
- ごみ減量化に関する情報を公開・啓発します
- 新ごみ処理施設建設に向け、関係団体と協議を進めます
- 使用済みはがきの回収をします

▼一般廃棄物収集量の推移

1人1日当たりのごみ発生量は、減少傾向が続いていましたが、平成 24 年度からは横ばいです。



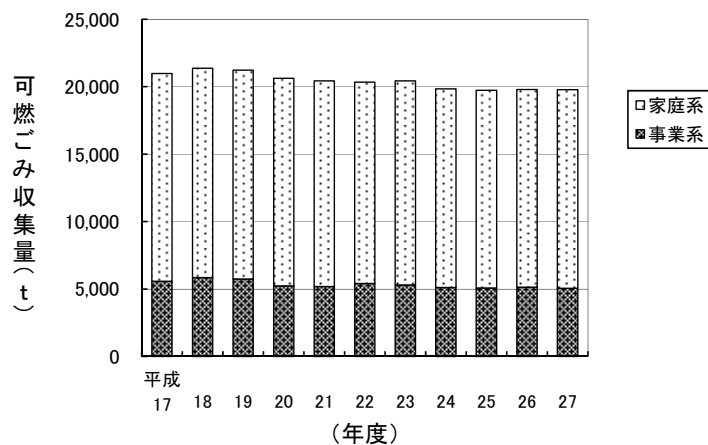
注1:その他のごみは、粗大可燃ごみ、中型可燃ごみ、粗大不燃ごみ、中型不燃ごみを含む。

注2:平成 18 年度からプラスチック類及び特別ごみは資源ごみに集計した。

資料:「清掃事業概要」

▼可燃ごみ排出量の内訳

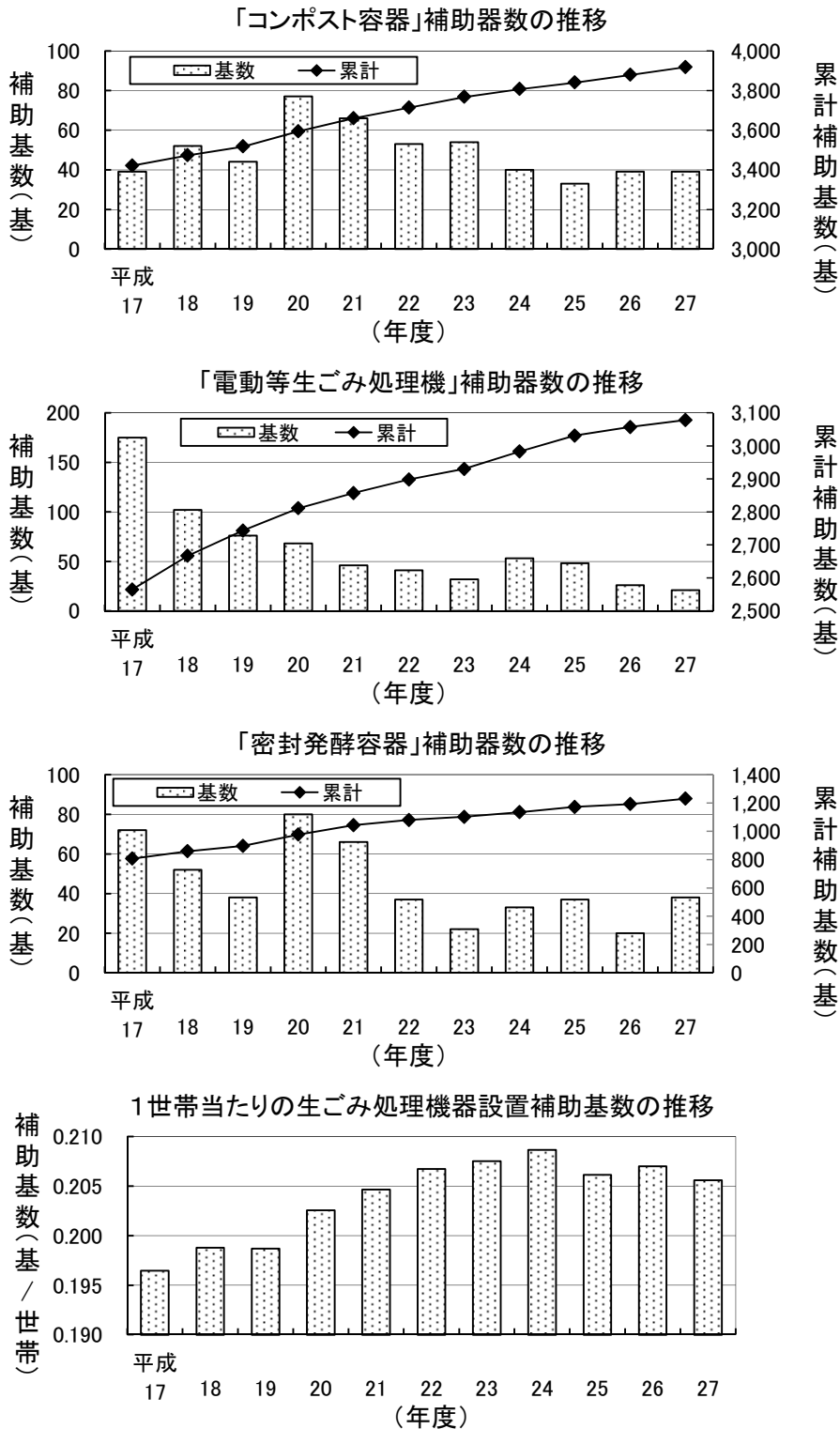
可燃ごみ排出量のおよそ 3/4 が家庭系、1/4 が事業系となっています。平成 24 年度以降、家庭系、事業系ともに排出量は横ばいの状態が続いています。



資料:「こうなんの統計」

▼生ごみ処理機器設置補助件数

生ごみ処理機器の年度当たりの設置補助件数は減少する傾向がありますが、累計補助基数でみると、5世帯に1世帯が所有するまでに普及していることになります。



資料:「清掃事業概要」

2. 資源の循環利用の促進

2.1 現状と課題

本市では、ごみを27種類に細分化して分別収集を行っており、ごみ収集量の約20%が資源ごみです。リサイクル率は、県下でもいち早くごみ減量対策に取り組んできたこともあり、全国的に見ても高い水準を維持しています。

今後も、収集する前の段階から、より一層、ごみを減らす努力が必要です。そのためには、まだ使える資源を再利用し、循環利用に取り組まなければなりません。市では、保育園、小・中学校、街路樹、公園などの植栽の剪定枝や落ち葉を堆肥化し、活用する取り組みも進めています。

これまでさまざまなリサイクル法が制定され、資源回収が進められてきましたが、平成25年の「小型家電リサイクル法」の施行に伴い、新たに市内6箇所に使用済み小型家電の回収ボックスを設置し、レアメタル^{※1}や金、銀、銅などの有用金属を含む携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電製品の回収をはじめました。

今後も、市民団体や自治会などと協力しながら、資源の循環利用に関する情報提供や啓発などを行い、法改正などにも柔軟に対応しながら資源の循環利用を促進します。

2.2 目標と指標

目 標		資源のリサイクルに努めます	
指標名	現状 (H27)	目標値 (H33)	指標の見方
リサイクル率 ※(資源化量+集団回収量)÷(収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団回収量)×100	27.0%	28.0%以上	発生した全てのごみ量の内、資源化されたごみ量の割合を表すもので、ごみの資源化が進むと、リサイクル率が上がります
主な市の取り組み		取り組みの状況を示す項目	
家庭用品リサイクルバンク情報を充実させます		リサイクルバンクの年間成立件数	

注) 指標を補足するため、数値で毎年実績を管理するものです。

2.3 取り組み

市民の取り組み

- ごみの分別を徹底します
- 子ども会などによる廃品回収の実施に協力するなどして、資源回収活動を進めます

^{※1} ニッケルやプラチナ、タングステンなど31種類あり、日本ではほとんど採掘されない。レアメタルには「超伝導性」「強磁性」などさまざまな特性があるため、携帯電話やゲーム機、デジタルカメラなどの小型家電からハイブリッドカー、電気自動車まで幅広く使われ、日本の産業には欠かせないものとなっている。

- 環境フェスタ、フリーマーケット、リサイクルバンクなどの情報を活用します
- 再生品の使用を心がけ、エコマーク、グリーンマークなどを目安にして製品を購入します
- 再生紙でできた製品の利用に努めます
- 家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付制度を利用して生ごみ処理機を導入するなど、生ごみの堆肥化を進めます
- 建て替えなどで排出される柱、梁などの古材を再利用します
- 家電リサイクル法を守ります
- リサイクルの定着した生活習慣を身につけます

事業者の取り組み

- 梱包材などのリユースを進めます
- 販売ルートを利用して取扱商品の容器などの拠点回収を行うなど、リサイクル市場を積極的に整備し、回収ルートの拡大を図ります
- 再生品を積極的に製造、販売し、消費者への浸透、需要拡大を図ります
- 再生品の使用を心がけ、エコマーク、グリーンマークなどを目安にして物品を購入します
- 再生紙を利用した製品の製造・販売に努めます
- 再生紙でできた製品の利用に努めます
- ダイレクトメールやチラシなどの紙媒体を使う広告方法を避けるよう努めます
- 建て替えなどで排出される柱、梁などの古材を再利用します
- 製造業においては、リサイクルを製造の段階から組み入れた生産体制を整備します
- リサイクルマニュアルを作成します
- 廃棄物問題担当者を選任し、研修、教育を徹底します
- 異業種間の交流を図り、副産物の再使用、リサイクル技術の開発、普及を進めます
- リサイクルしやすい材質や、分解しやすい形状など、リサイクルしやすい製品を製造・販売します

市の取り組み

- 家庭用品リサイクルバンク情報を充実させます
- 落ち葉などの堆肥化を推進します
- 家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付制度の周知に努めます
- 建て替えなどで排出される柱、梁などの古材の再利用の促進に努めます
- グリーン購入制度を推進します
- ボランティア分別指導員と協働で、分別指導を強化します
- 資源回収団体の育成及び助成制度を充実させます
- 市民、事業者への意識の啓発に努めます
- 携帯電話、デジタルカメラなどの小型家電を回収し、リサイクルします

3. ごみの適正な処理

3.1 現状と課題

ごみ減量、資源の循環利用を進めても、ごみが必ず発生します。可能な限りごみの減量化と徹底した分別による資源化を行った後の廃棄物は、環境汚染を生じることのないよう、適正に処理しなければなりません。

しかし、いまだに家庭や事業所での違法な焼却や不法投棄に関する苦情、不適切な排出による事故も発生しており、早急な対策が求められています。

そこで、ごみ処理に関する問題点と課題に関する情報を提供し、適正なごみの出し方を周知することにより、ごみの適正処理に努めます。

3.2 目標と指標

目 標	不法投棄を防止します
------------	-------------------

指標名	現状 (H27)	目標値 (H33)	指標の見方
ごみの不法投棄の件数	75 件	65 件	ごみの適正な処理について、理解が深まると、不法投棄件数が減少すると考えられます

主な市の取り組み	取り組みの状況を示す項目
不法投棄を防止するため、不法投棄防止の看板を貸し出します	ごみの不法投棄防止看板の貸与枚数
不法投棄をさせないような土地(雑木林、遊休地、空き地など)の管理を指導・啓発します	不法投棄防止パトロールの実施地区数
不法投棄を防止するため、資源ごみ集積場所へ監視カメラを設置します	資源ごみ集積場所への監視カメラ設置基数及び箇所数

注) 指標を補足するため、数値で毎年実績を管理するものです。

3.3 取り組み

市民の取り組み

- 不法投棄はしません・させません
- ごみをポイ捨てできないよう、環境美化に努めます
- 空き地などは不法投棄できないよう適切に管理します
- 不法投棄を見かけたら、速やかに市へ連絡します
- ごみ処理施設の見学などにより、ごみ処理システムへの理解を深めます
- 近隣の方の迷惑になる屋外燃焼行為はしません・させません
- 「ごみカレンダー」、「ごみの正しい分け方・出し方小事典」及び市のホームページを参考に、適切にごみを処理します

事業者の取り組み

- 不法投棄はしません・させません
- 適正な処理をしやすい製品を製造・販売します
- 自らの責任において、排出したごみを適正に処理します
- 一般廃棄物を委託処理するときは適切な処理を行う業者を選定し、最終段階まで責任を持って行います
- マニフェストシステム^{※1}による産業廃棄物の適正処理を行います
- 法律の構造基準に沿った焼却炉以外での廃棄物の焼却^{※2}はしません

市の取り組み

- 不法投棄の防止を啓発します
- 不法投棄をさせないような土地(雑木林、遊休地、空き地など)の管理を指導・啓発します
- 不法投棄を防止するため、不法投棄防止の看板を貸し出します
- 不法投棄を防止するため、資源ごみ集積場所へ監視カメラを設置します
- ごみの適正処理に関する市民、事業者の役割など意識を啓発します
- 必要に応じてごみの分別品目や資源の回収体制を見直します
- ごみ収集・管理事業を適切に実施します
- 近隣の方の迷惑になる屋外燃焼行為の防止に努めます

▼不法投棄を防止するため、一部の資源ごみ集積所へ不法投棄監視カメラを設置しています。



^{※1}産業廃棄物による環境汚染や不法投棄の防止などのため、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取り扱い上の注意などを記載した産業廃棄物管理票のこと。産業廃棄物処理工程が記載されることにより、不適正処理や不法投棄を防止することを目的としている。

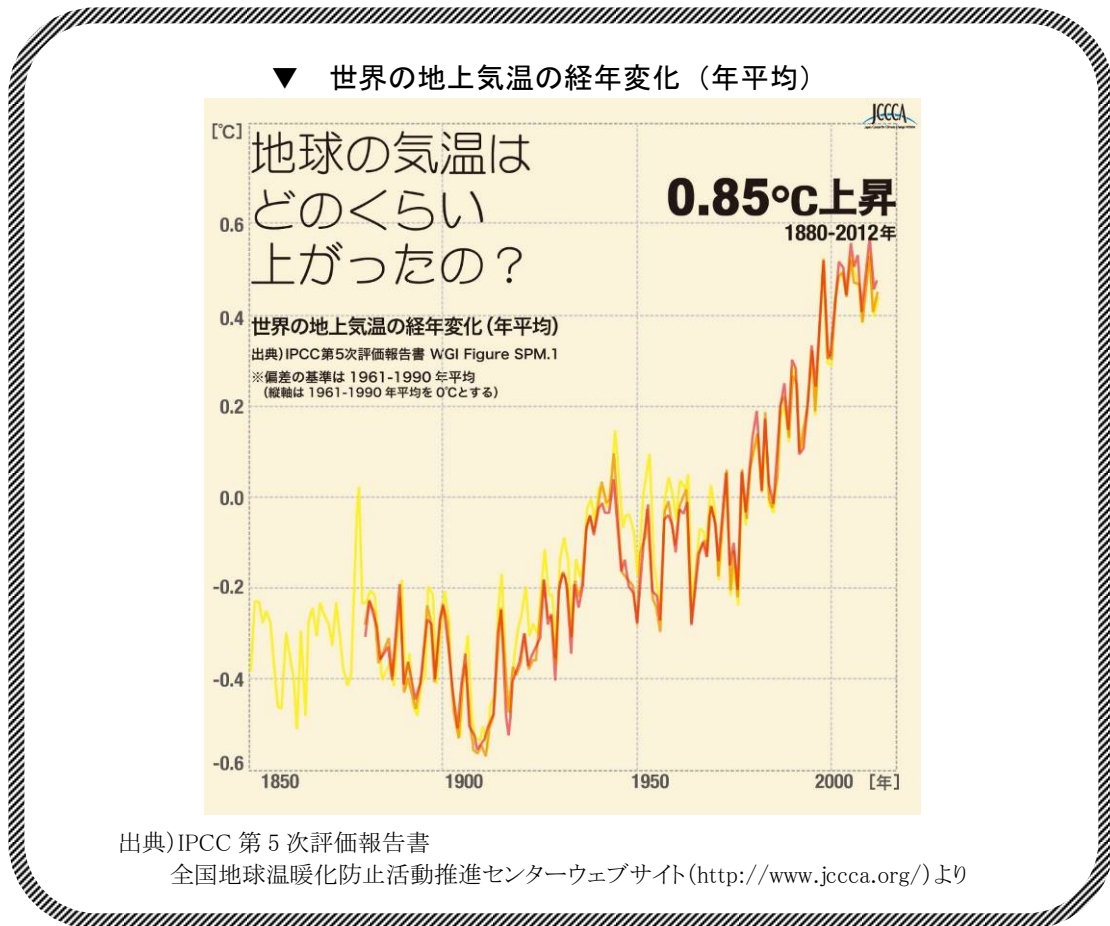
^{※2}愛知県の県民の生活環境の保全等に関する条例第66条において、一定の基準を満たす焼却炉を用いなくて、屋外でゴム、皮革、合成樹脂、ピッチ、油脂、草及び木(木材を含む)、紙又は繊維を燃焼させる行為は原則禁止されている。

第4節 「青い地球を次の世代につなぐまち」を目指して

(1) 地球温暖化とは

二酸化炭素をはじめとするいくつかのガスは、太陽から降り注ぐ熱を大気中に閉じ込め、地球を暖める効果があることから、温室効果ガスと呼ばれています。

産業革命以後、人為により二酸化炭素濃度が大量に放出されました。19世紀末から地上の気温が0.85℃上昇していることがわかっています。



このまま地球の気温が上昇すると、我が国では、気候の極端化、熱帯の感染症の蔓延(蚊が媒介するもの)、作物の生育への影響、動植物の生息生育地の変化、熱中症等健康への影響などが懸念されます。

(2) 地球温暖化対策の動向

IPCCは、平成25(2013)年から平成26(2014)年にかけて、第5次評価報告書の作成を行い、平成26(2014)年11月に統合報告書を公表しました。この報告書では、気候システムの温暖化には疑う余地がないこと、人為起源の温室効果ガスの排出が主な原因であった可能性が極めて高いことなどが示されました。温室効果ガスの継続的な排出が、さらなる温暖化と気候システムに長期にわたる変化をもたらし、深刻な影響を生じる恐れがあることから、早急な対応が求められています。

地球温暖化問題に対応することを目的とした気候変動枠組条約の第3回締約国会議(COP3^{*1})において、先進国が温室効果ガスの削減に取り組む京都議定書が採択され、第一約束期間(平成20(2008)年度～24(2012)年度)における温室効果ガス排出量の削減目標を、基準年((平成2(1990)年度)に対する数値目標として設定しました。我が国は第一約束期間中の5カ年の排出量が京都議定書の目標である基準年比6%削減を達成しました。

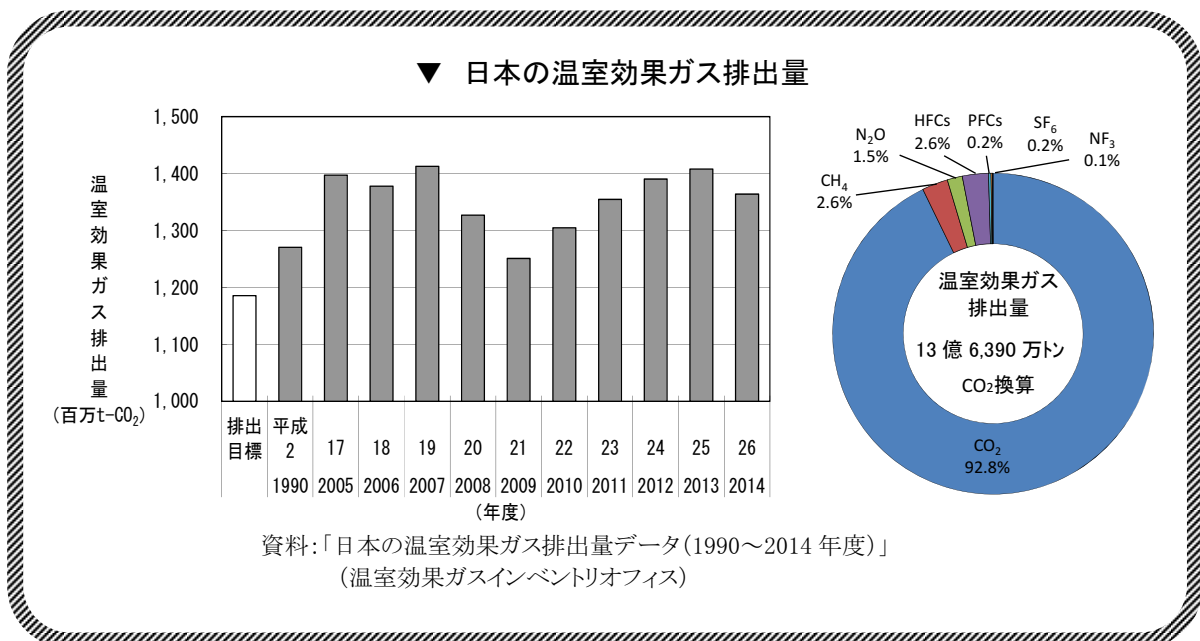
温室効果ガス排出量を抑制するためには、京都議定書の枠組みでは限界があり、日本をはじめ第二約束期間に参加しない国も出たため、途上国も加わった新たな枠組みを構築することになりました。そこで、平成27(2015)年にパリで開催された第21回締約国会議(COP21)では、世界共通の長期目標として、産業革命以前に比べて世界的な平均気温上昇を2℃未満に抑える目標を設定しました。すべての国に対し、2020年以降の自国が決定する貢献を5年ごとに提出・更新するとともに、温暖化に対する適応策の策定も求めています。

なお、我が国は、2030年度の削減目標を2013年度比で26.0%減としています。

(3) 我が国の温室効果ガス排出量の現状

日本の平成26(2014)年度の温室効果ガスの総排出量(速報値)は、13億6,390万トン(二酸化炭素換算)であり、京都議定書の規定による基準年((平成2(1990)年度)の総排出量(12億7,070万トン)を7.33%(9,320万トン)上回っています。また、平成25(2013)年度と比べると3.1%(4,398万トン)の減少となっています。

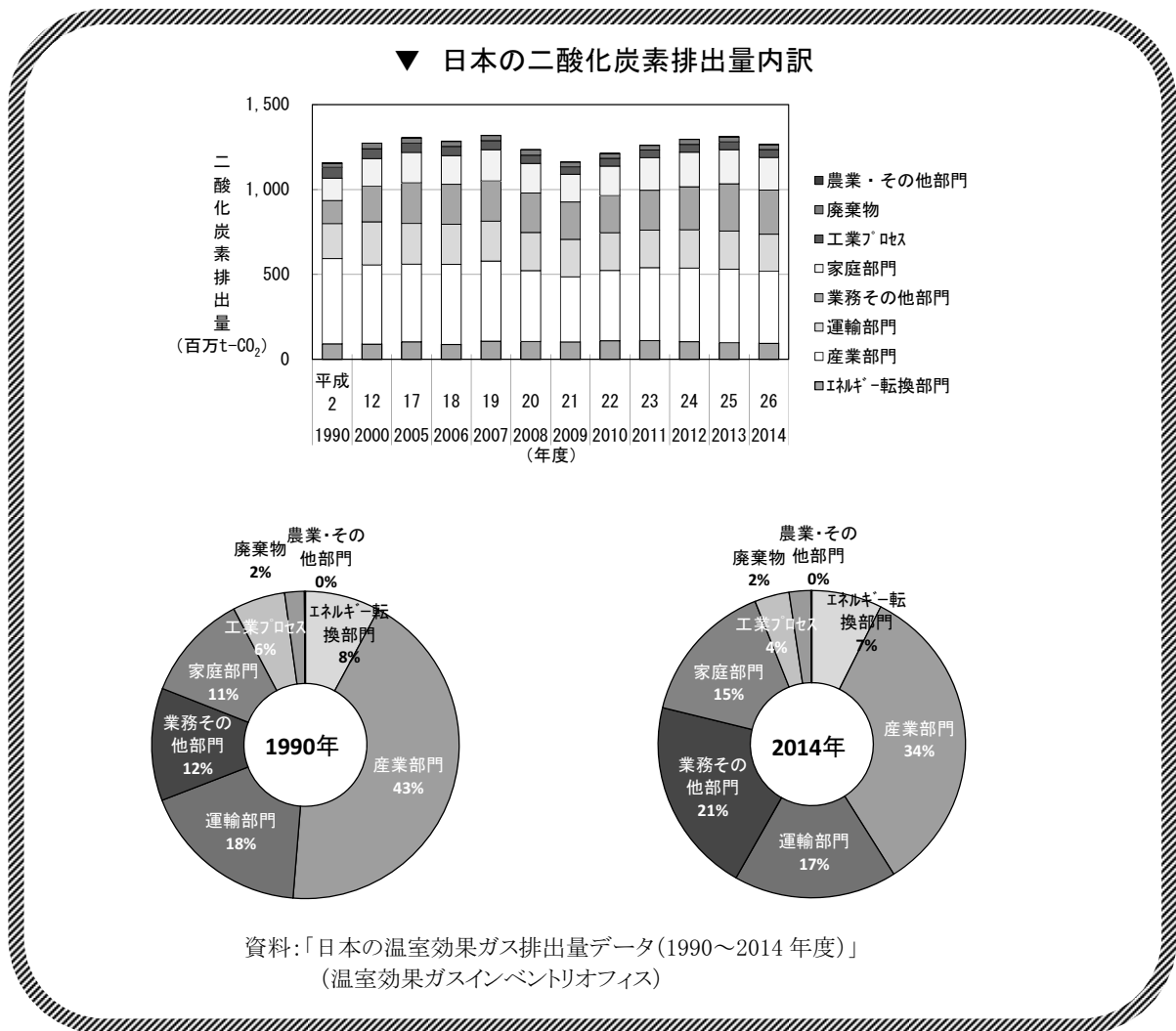
平成26(2014)年度の内訳は、二酸化炭素(CO₂)が最も多く92.8%を占めており、次いでメタン(CH₄)とハイドロフルオロカーボン(HFCs)が2.6%、一酸化二窒素(N₂O)が1.5%等となっています。



^{*1}条約における締約国の会議の略称をCOPという。京都で開催された気候変動枠組条約の第3回締約国会議は、COP3と呼ばれる。

排出量の最も多い二酸化炭素の内訳は、産業部門の割合が最も多いのですが、平成 2 (1990)年度は 43%だったのが、平成 26 (2014)年度には 34%に減少しています。その一方で、業務その他部門、家庭部門の割合が増加しています。

産業部門は、排出量そのものも減少しているのに対し、業務その他部門、家庭部門は、排出量も増加しており、平成 26 (2014)年度の業務その他部門の排出量は、平成 2 (1990)年度の 2 倍近くまで増加しています。

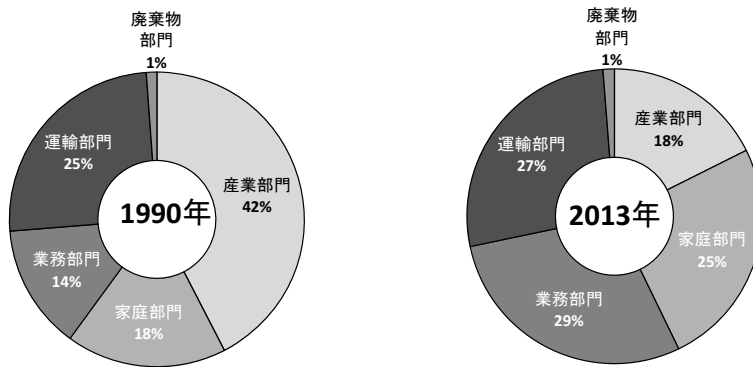
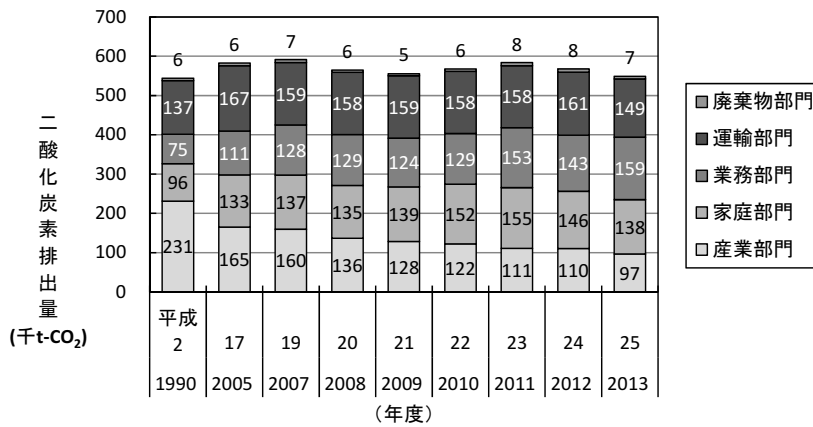


(4) 江南市の現状

環境省が全国の市町村別について、部門別に二酸化炭素排出量の推計を行った結果を毎年公表しています。その結果によれば、平成 25 (2013)年度の江南市の二酸化炭素排出量は、約 54 万 9 千トンで、平成 2 (1990)年度の約 54 万 4 千トンより約 5 千トン増加しています。

内訳として、平成 2 (1990)年度において、産業部門が最も多く 42%を占めていたのですが、平成 25 (2013)年度において、産業部門は 18%まで減少し、業務部門と家庭部門が大幅に増加し、それぞれ 29%、25%、運輸部門が 27%などとなっています。

▼ 本市の二酸化炭素排出量



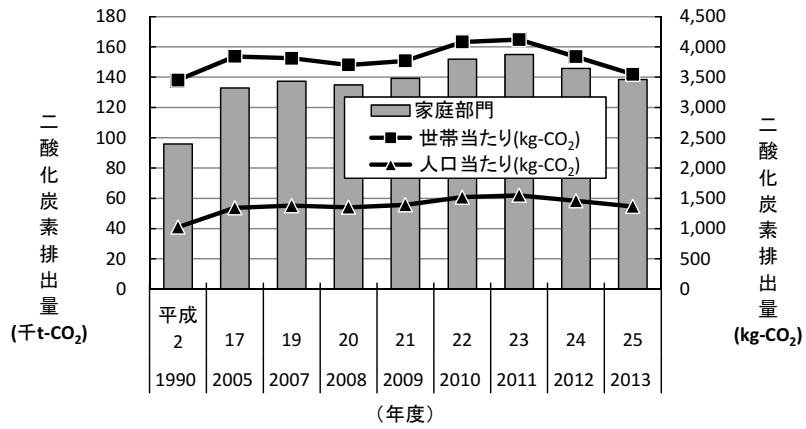
資料:「部門別 CO2 排出量の現況推計」(環境省 HP)

家庭部門についてみると、世帯当たり排出量、人口当たり排出量は、家庭部門の排出量と類似の動向を見せますが、世帯当たりの排出量のほうがやや変動が大きい傾向があります。世帯当たりの排出量は、平成 2(1990)年度から平成 25(2013)年度にかけて、多少変動するものの、ほぼ横ばいなので、家庭部門の排出量の増加は、人口や世帯数増加の影響によると考えられます。世帯人員が減るほど1人当たりの排出量は増加するので、世帯当たり人口の減少傾向が続いていることから、今後、1人当たりの排出量が増加すると考えられます。また、高齢化に伴う冷暖房需要も予想されることから、家庭部門の環境負荷が高まると予想されます。

また、業務部門は、増加する人口に対して、多様なサービスを充実させるために、営業時間の延長、店舗の床面積の拡大などにより、冷暖房や照明に使用するエネルギーが増加すると考えられます。

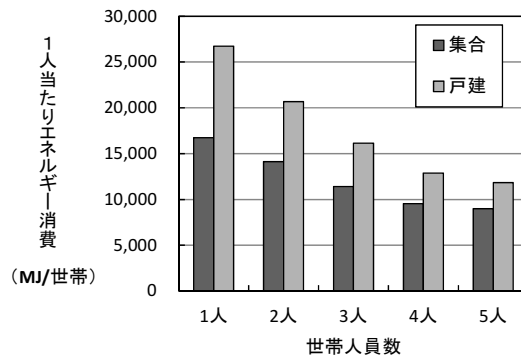
運輸部門は、自動車の保有台数が平成 2(1990)年度から増加したものの、燃費の向上や軽自動車の増加などもあり、近年は、横ばいの状態にあると考えられます。

▼ 家庭部門の二酸化炭素排出量の推移



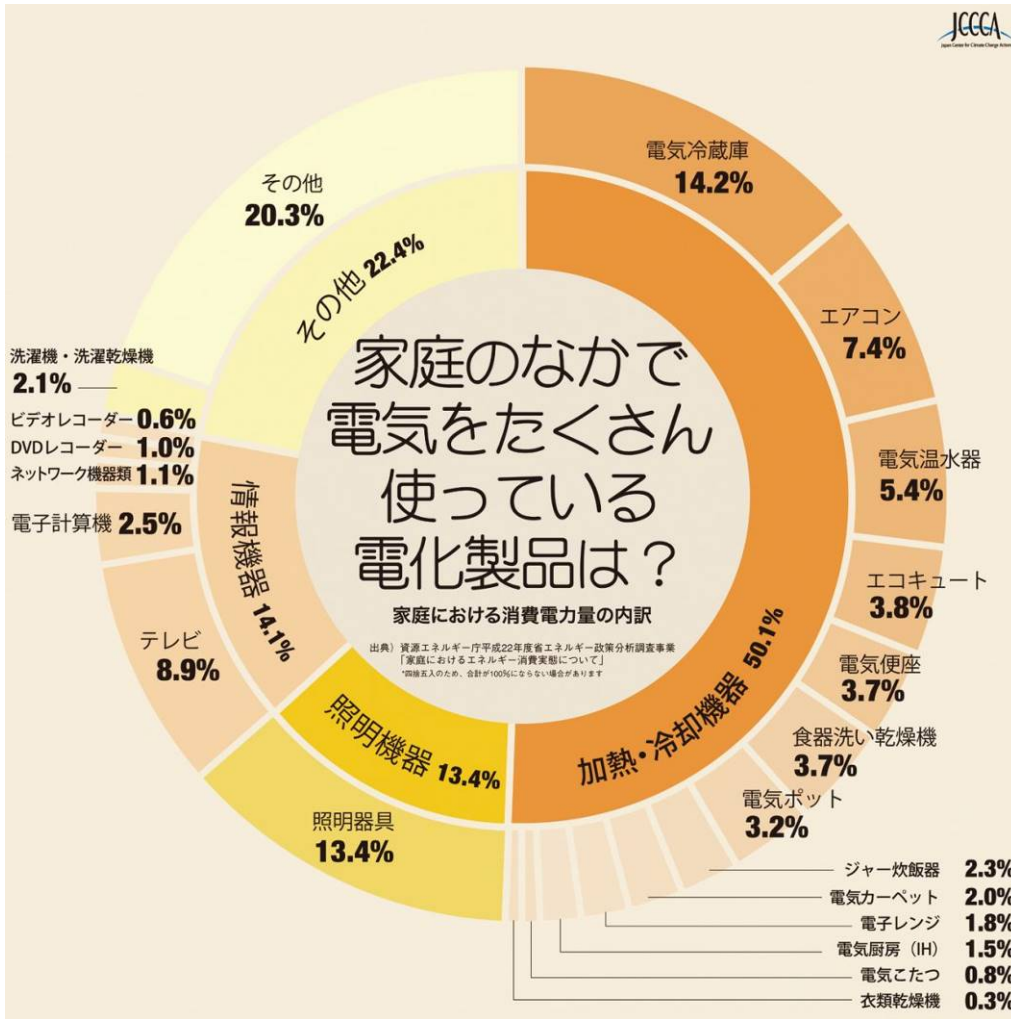
資料:「部門別 CO2 排出量の現況推計」(環境省 HP)

▼ 世帯人員別の1人当たりエネルギー消費量



資料:「平成 24 年度エネルギー消費状況調査(民生部門エネルギー実態調査)」(資源エネルギー庁)

▼家庭のなかでは、電気冷蔵庫、照明機器、テレビなどが電気をたくさん使っています。



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<http://www.jccca.org/>)より

1. 低炭素社会に向けた活動の実践

1.1 現状と課題

近年、エネルギーや資源の消費などに伴って排出される二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することで、地球温暖化が進み深刻な問題となっています。本市においては、平成 23 (2011) 年度以降二酸化炭素排出量が減少傾向にあります。サービス業を中心とする業務部門からの排出量は増加を続けていることから、事業活動における対策が必要となっています。現在、販売電力量は、減少傾向にあります。高齢化に伴う冷暖房需要の増加や単身世帯の増加など、世帯当たりのエネルギー使用量が増加する要因があることから注意が必要です。

地球温暖化を解決するために、私たちは、これまでのライフスタイルを見直し、より一層環境に配慮した無駄のない生活を送る必要があります。本市では、市内の事務事業を対象に、江南市地球温暖化対策実行計画を平成 24 年度に策定し、率先的に地球温暖化対策に取り組んできました。

そこで、今後も率先的に地球温暖化対策に取り組むとともに、市民、事業者に対し、省エネルギー行動の普及促進、環境への配慮の啓発などを行い、地域全体で省エネルギー・省資源を進め、低炭素社会の構築を目指します。

1.2 目標と指標

目 標	エネルギー使用量を減らします
-----	----------------

指標名	現状 (H27)	目標値 (H33)	中期目標値 ^注 (H42)	指標の見方
市民 1 人当たりの二酸化炭素排出量	5.70 t-CO2/人・年	5.04 t-CO2/人・年 〔2013 年度比〕 -10.9%〕	4.35 t-CO2/人・年 〔2013 年度比〕 -23.2%〕	エネルギー使用量を二酸化炭素排出量で表したもので、省エネルギー行動の普及が進むと、排出量が減少すると考えられます
販売電力(低圧)量 ※1	191,616kWh	156,310kWh 〔2013 年度比〕 -18%〕	117,547kWh 〔2013 年度比〕 -39%〕	家庭のエネルギー消費量を表したもので、各家庭で電気の節約が図られると、電力量が減少すると考えられます

注) 地方公共団体実行計画(区域施策編)では中長期的な視野の対策が求められます。そこで本市の地方公共団体実行計画(区域施策編)では、環境基本計画の目標年度の平成 33 年度を短期目標年度、国の「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月)の中期目標年度の平成 42(2030)年度を中期目標年度に位置づけ、エネルギー使用量に関する目標値を設定しました。

主な市の取り組み	取り組みの状況を示す項目
公共交通機関を充実させ、市民の自動車利用を削減します	市民 1 人当たりの自動車保有台数
緑のカーテンの普及に努めます	「緑のカーテン」チャレンジの実施件数

注) 指標を補足するため、数値で毎年実績を管理するものです。

※1 契約電力 50kW 未満(主に、一般家庭や小規模工場など)で販売する電力量のこと。平成 27 年度までは、「電灯需要量」と「契約口数」で家庭用の電力消費量を把握していたが、平成 28 年度以降は、一般家庭の電力自由化に伴い、「契約口数」が把握できなくなったため、「販売電力(低圧)量」を家庭用の電力消費量とみなす。

1.3 取り組み

市民の取り組み

- 照明・冷暖房を適正に使用し、入浴は続けて行い、追い焚きは少なくするなど、エネルギー消費を抑制します
- 過剰包装を辞退します
- 雨水をためておき、庭の草木や花壇の散水に使用するなど、有効に利用します
- 節水型機器の導入や、風呂水を洗濯に使うなど水を有効に利用し節水に努めます
- 緑のカーテンを実施します
- 自転車や公共交通機関などを積極的に利用し、できるだけ自動車の使用を控えます
- 「ノーカーデー」に積極的に取り組みます
- 夏至ライトダウン(ブラックイルミネーション)やセタライトダウン(クールアース・デー)などの節電ライトダウンに参加します
- 自動車の運転時には急発進、急加速をやめるなどエコドライブ^{*1}を実践します
- 自動車の定期点検を実施します
- カーシェアリング^{**2}を利用します
- 各家庭で環境家計簿をつけます

事業者の取り組み

- 照明・冷暖房の適正な使用など、無駄なエネルギーを消費しません
- 過剰包装を抑制し、簡易包装に努めます
- 再生紙を利用した製品の製造・販売に努めます
- 効率の良い製造ラインを検討します
- 節水型機器の導入や、トイレの擬音装置などを利用し節水に努めます
- 緑のカーテンを実施します
- 自転車や公共交通機関などを積極的に利用し、できるだけ自動車の使用を控えます
- マンションやアパートの建設の際には、カーシェアリングの導入を検討します
- 効率の良い運行ルートや車両運行計画を立て、車両の走行量を削減します
- 共同輸配送システムを導入するなど、物流の合理化を図り、車両の走行量を削減します
- 「ノーカーデー」に積極的に取り組みます
- 夏至ライトダウン(ブラックイルミネーション)やセタライトダウン(クールアース・デー)などの節電ライトダウンに参加します
- 自動車の運転時には急発進、急加速をやめるなどエコドライブを実践します
- 自動車の定期点検を実施します
- 事務作業のOA化や文書ファイリングシステムを導入し、ペーパーレス化に努めます

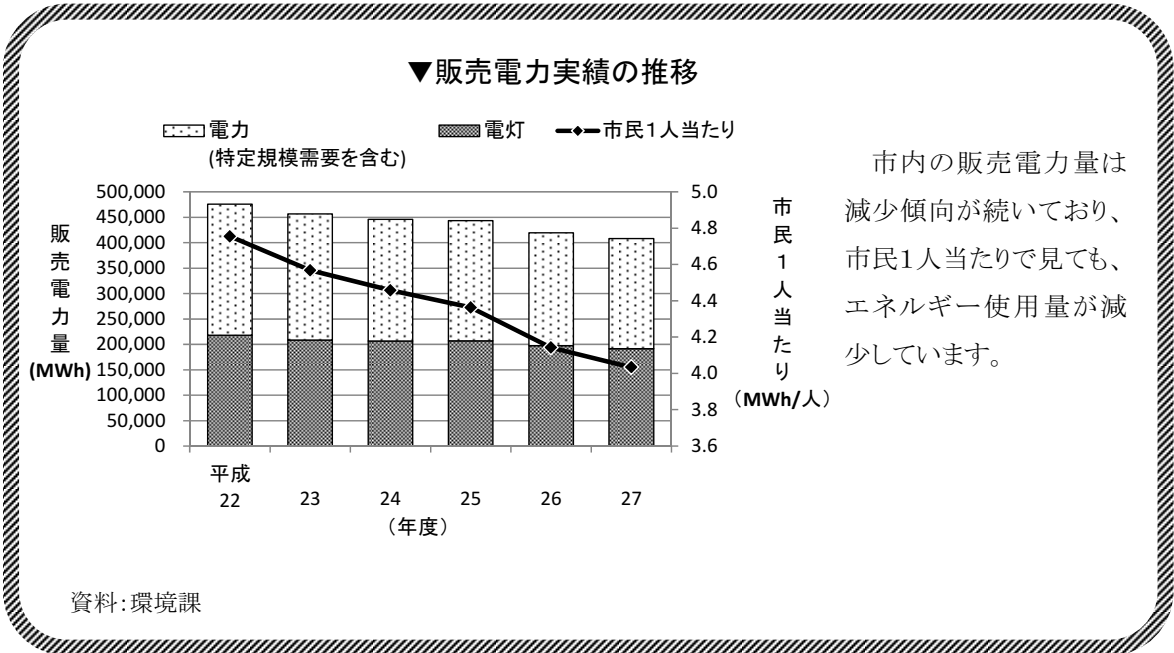
^{*1}「環境に配慮した自動車の使用」のこと。具体的には、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める、暖気運転を適切にするなど燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の排出量を減らす運転のこと。

^{**2}自動車を複数の人が共同で利用する仕組みのこと。複数の人で車を所有(シェア)することにより、家庭で所有する車の台数が減り、結果的に二酸化炭素の排出削減や渋滞の緩和、駐車場不足の解決、公共交通利用の促進などにつながると期待されている。

- 環境自主行動計画^{*1}の策定をします
- ISO14001^{*2}の認証取得に努めます
- エコアクション21^{*3}の認証取得に努めます

市の取り組み

- 省エネ行動を推進します
- 節水対策を推進します
- 緑のカーテンの普及に努めます
- 自転車利用を促進します
- 夏至ライトダウン(ブラックイルミネーション)や七夕ライトダウン(クールアース・デー)などの節電ライトダウンを呼びかけます
- 公共交通機関を充実させ、市民の自動車利用を削減します
- 自動車の定期点検を実施します
- 公用車のエコドライブに努め、普及を図ります
- カーシェアリングの普及促進を図ります
- 環境家計簿の利用を促進します
- 事務のOA化や文書ファイリングシステム導入によるペーパーレス化を推進します
- 地球温暖化対策実行計画を実践します
- 市役所におけるクールビズ、ウォームビズを実施します



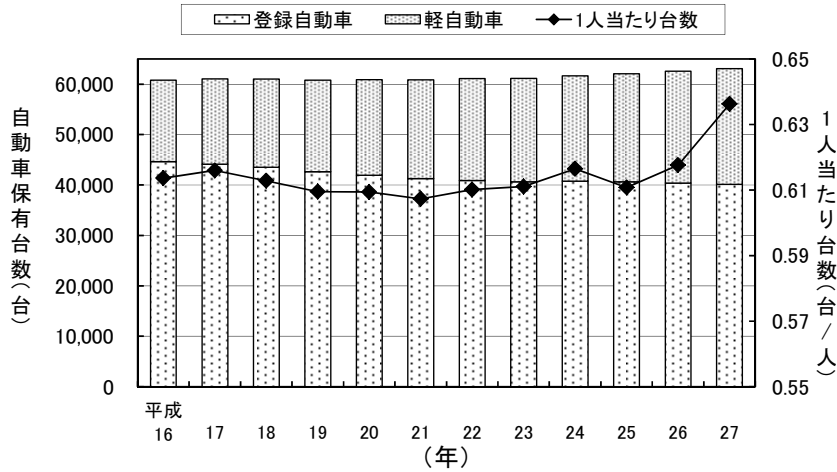
^{*1}産業部門の各分野における業界団体が、地球温暖化対策や廃棄物の削減などの環境保全活動に取り組むため、自主的に策定する行動計画のこと。

^{*2}国際標準化機構(International Organization for Standardization)が定めた環境を管理する仕組み(環境マネジメントシステム)の国際標準規格。PDCA サイクルに基づく、継続的改善を基礎とした環境マネジメントシステムを築くための要求事項が定められている。第三者機関による審査を受けて認証登録される。

^{*3}全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインのこと。

▼自動車保有台数の推移

市内の自動車保有台数は横ばいが続いており、おおむね市民1人当たり0.61台を所有していた状態が続いていましたが、平成26年度から保有台数が増加する傾向が見られます。保有する自動車は軽自動車の割合が増えており、近距離、少人数の利用が中心であると考えられます。



資料:「こうなんの統計」(各年3月31日現在(軽自動車は各年4月1日現在))

▼省エネ行動の効果

家庭では、電気冷蔵庫、照明、テレビ、エアコンなどの家電製品が多くの電気を使います。ムダのない使い方を心がけましょう。

照明を使う際には	電気冷蔵庫を使う際には	エアコンを使う際には
<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具を掃除する ・点灯時間を短くする ・待機消費電力を削減する ・省エネ型の照明器具に買い換える 	<ul style="list-style-type: none"> ・余分な開閉はしない ・物を詰め込みすぎない ・熱いものは冷ましてから入れる ・設定温度はできるだけ弱めにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・カーテンや断熱シートで窓からの熱の出入りを防ぐ ・エアコンの室外機の周りに物を置かない ・室内温度は適温にする
蛍光灯1灯の点灯時間を1日1時間短縮した場合、年間で4.4kWh節電できます。	設定温度を「強」から「中」にした場合、年間で61.7kWh節電になります。	夏の冷房時の温度設定を1℃高くすると約13%、冬の暖房時の温度設定を1℃低くすると約10%の消費電力の削減になります。

資料:「COOL CHOICE みんなで節電アクション！」(環境省 HP)より作成

2. 新エネルギー、省エネ設備の普及促進

2.1 現状と課題

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降、省エネルギーや災害時のエネルギー確保に関心が高まっています。二酸化炭素排出量の削減に関しては、今までの習慣を変えたり我慢を続けることへの抵抗感から省エネ行動が広がりにくいという、現段階では、行動の見直しだけでは低炭素社会の構築という目標達成は非常に厳しい状態にあります。また、過度の我慢は、夏季の熱中症や、冬季のヒートショック^{※1}など、健康への影響も懸念されます。そのため暮らしの快適性や安全性を維持しつつ、地球温暖化対策を確実に進めるために、再生可能エネルギー^{※2}の導入や、省エネ設備への更新・導入も同時に行う必要があります。

そこで、省エネルギーや代替エネルギー設備の普及促進、環境への配慮の啓発などを行い、省エネルギー・省資源を進めます。

2.2 目標と指標

目 標	新エネルギー、省エネ設備の導入を進めます
-----	----------------------

指標名		現状 (H27)	目標値 (H33)	指標の見方
住宅用地球温暖化対策設備設置費補助	住宅用太陽光発電システム (太陽光発電)	185 件	185 件	住宅における省エネ設備導入状況の目安となるもので、省エネ設備導入が進むことにより、エネルギー利用の効率化が図られると考えられます
	定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池)	—	20 件	
	家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	—	40 件	

注)平成 28 年より住宅用太陽光発電システムに加え、定置用リチウムイオン蓄電システムと家庭用エネルギー管理システムの設置費補助を開始しています。

主な市の取り組み	取り組みの状況を示す項目
低公害車への転換及び普及促進に努めます	公用車の低公害車の導入率

注)指標を補足するため、数値で毎年実績を管理するものです。

^{※1}急激な温度変化が身体へ悪影響をおよぼすこと。温かい居室から寒い脱衣所へ行く、寒い脱衣所から熱い浴槽に浸かるなどにより血圧が大きく変動して心筋梗塞や脳梗塞などを起こすことがある。

^{※2}自然環境で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な、枯渇しないエネルギー資源のこと。水力、バイオマス、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力などがあり、このうち十分普及していないものを新エネルギーという。

2.3 取り組み

市民の取り組み

- LED照明や省エネ基準達成製品^{*1}などの省エネルギー型商品の利用に努めます
- 住宅の新築、改築時には断熱効果などを考慮した省エネルギー型の住宅にするよう努めます
- エコキュートやエコジョーズ^{*2}などの高効率給湯器の導入に努めます
- 太陽光発電システムや太陽熱利用機器などの自然エネルギーの有効利用に努めます
- 環境に配慮した低公害車の購入に努めます

事業者の取り組み

- LED照明や省エネ基準達成製品などの省エネルギー型商品の利用に努めます
- 製造現場への省エネルギー型機器の導入に努めます
- 省エネルギー型建物の建設や利用に努めます
- 省エネルギー型製品や技術の開発に努めます
- 廃熱の有効利用を図ります
- エコキュートやエコジョーズなどの高効率給湯器の導入に努めます
- 太陽光発電システムや太陽熱利用機器などの自然エネルギーの有効利用に努めます
- 環境に配慮した低公害車の購入に努めます

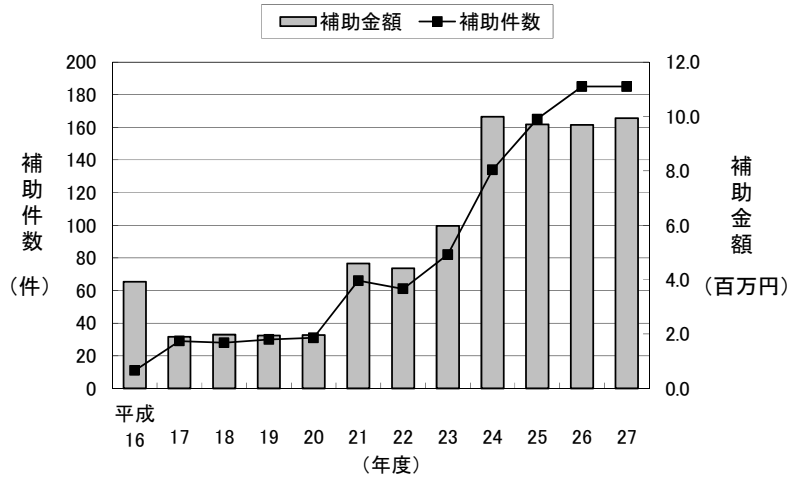
市の取り組み

- 住宅用地球温暖化対策設備設置(住宅用太陽光発電システム(太陽光発電)、定置用リチウムイオン蓄電システム(蓄電池)、家庭用エネルギー管理システム(HEMS))に対する補助金を拡充します
- LED照明や省エネ基準達成製品などの省エネルギー型商品の利用に努めます
- 省エネ設備・機器の普及促進に努めます
- 新エネルギー設備の普及促進に努めます
- 低公害車への転換及び普及促進に努めます
- 環境に配慮した低公害の公用車を導入します

^{*1}「エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下、省エネ法)」に基づき、省エネ型の製品を製造するために、機械器具がクリアするよう課された基準値を達成した製品。

^{*2}「エコキュート」はヒートポンプの原理を利用してお湯をつくり出す電気給湯器。「エコジョーズ」は潜熱を回収して再利用することで、従来型に比べエネルギーロスを5%までに抑えたガス瞬間給湯器。

▼住宅用太陽光発電システム設置費補助件数及び補助金額



太陽光発電システムの設置費の補助件数、補助金額は、平成21年度以降、大幅に増加しています。平成27年度までの累計補助件数は、1,007件にのぼっています。

資料:環境課

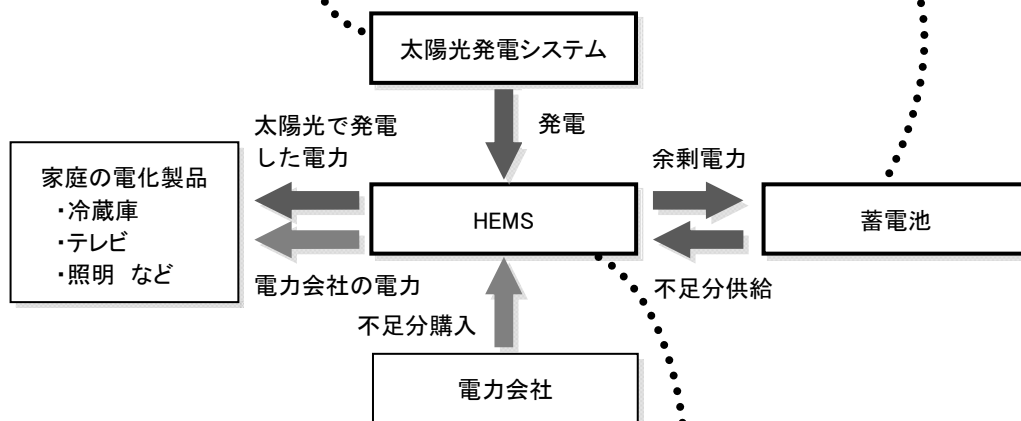
▼太陽光発電、蓄電池、HEMS を住宅に導入すると・・・

【つくる】

太陽光発電システムは、自宅の屋根などを使って太陽の光で発電します。
 自宅で、自然エネルギーを利用して発電した電気が使えるので、化石燃料の使用が減り、二酸化炭素が削減できます。
 天候によっては、停電時でも自立運転モードに切り替えることで、電気の使用が可能になります。

【ためる】

蓄電池は、太陽光発電などの電気を一時的に蓄え、他の時間帯で利用するための機器です。
 夜間も太陽光で発電した電力を利用できるので、通常使っている電力と同じ量を使っても電気の購入量は減らせます。災害時などに停電した場合でも、蓄電池の電気が使用でき、安心です。



【かしこくつかう】

家庭用エネルギー管理システム(HEMS)は、電気の使用状況を「見える化」し、家電製品をコントロールして、効果的な省エネ・節電を自動的に行う機器です。
 エネルギーを賢く利用することができるため、エネルギー使用量を削減できます。
 また、発電量や電気使用量がリアルタイムで確認できるので、家族で楽しみながら省エネできます。

資料: 愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室

「住宅用省エネ機器導入ガイド『我が家をスマートハウスにしよう!』より作成

3. 公共交通の活用と利用促進

3.1 現状と課題

温室効果ガス排出量のうち運輸部門では、自家用車による影響が大きいと言われています。市内の自動車保有台数は、増加傾向にありましたが、近年は、横ばい傾向となっており、おおむね1人で0.61台を所有していることとなります。公共交通の活用は、交通弱者への配慮とともに、地球温暖化対策としても重要です。市内には、名鉄犬山線の江南駅、布袋駅を有し、民間バス路線が9路線、大口町コミュニティバスが2路線存在し、駅を中心に公共交通が発達してきました。この公共交通機関を活用するため、啓発に努め、バス路線の利用促進を図り、公共交通に関する改善策の検討を続けながら、歩行者や自転車利用者の安全確保に努めるとともに、自転車や公共交通機関などの積極的な利用により環境負荷の低減に努めます。

3.2 目標と指標

目 標	公共交通機関の利用を促進します
------------	-----------------

指標名	現状 (H27)	目標値 (H33)	指標の見方
都市計画道路の歩道整備率	72.3%	74.0%	安全に移動できる歩道の整備が進むと、過度の自動車依存を抑制できると考えられます
公共交通機関などの利用促進の啓発回数	5回	12回	公共交通機関などの利用について啓発を重ねることで、公共交通機関などの利用者数が増えると考えられます

主な市の取り組み	取り組みの状況を示す項目
公共交通機関を維持・改善するよう働きかけます	市が補助している路線の利用者数

注) 指標を補足するため、数値で毎年実績を管理するものです。

3.3 取り組み

市民の取り組み

- 駐輪場・駐車場を利用し、自転車の放置や違法駐車はしません
- 自宅周辺の歩道の美化に心がけます
- 自転車や公共交通機関などを積極的に利用し、できるだけ自動車の使用を控えます

事業者の取り組み

- 駐輪場・駐車場を利用し、自転車の放置や違法駐車はしません
- 立て看板、自動販売機など、歩行の障害となるものを歩道に立てません・はみ出させません

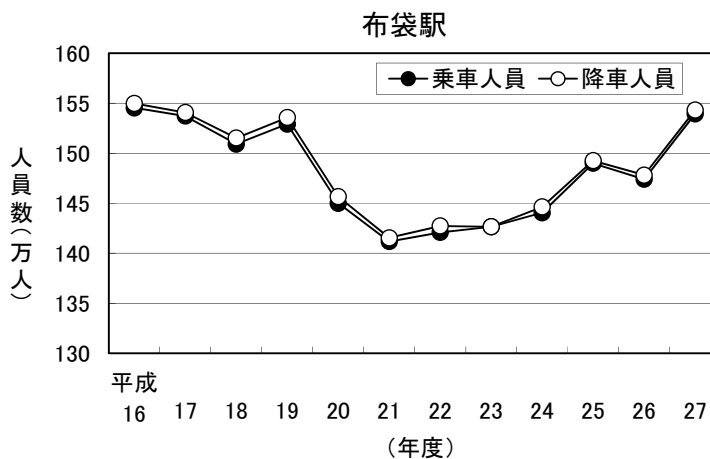
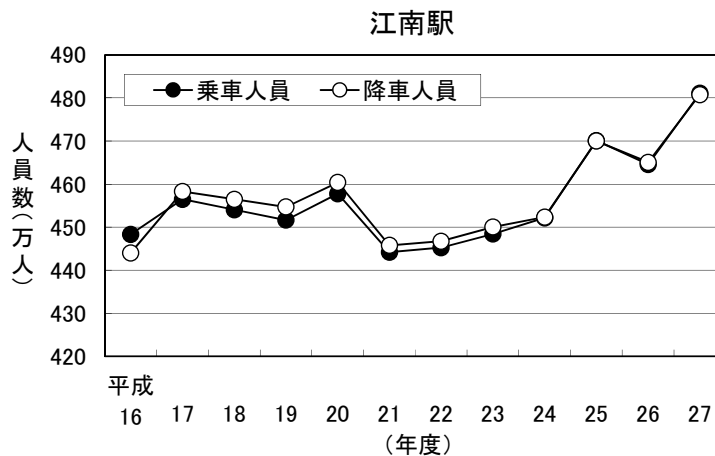
- 事業所周辺の歩道の美化に心がけます
- 自転車や公共交通機関などを積極的に利用し、できるだけ自動車の使用を控えます

市の取り組み

- 歩行者・自転車の安全の確保に努めます
- 交差点改良、側溝の有蓋化(ふたかけ)を推進します
- 駐輪場を適正に配置します
- 道路の整備、維持管理に努めます
- 公共交通機関を維持・改善するよう働きかけます
- 公共交通に関する改善策の検討を行います
- 公共交通機関などの利用の啓発を行います

▼名鉄電車乗降客数の推移

名鉄江南駅の年間乗降客数は、各 450 万人程度で推移していましたが、平成 25 年度に各 470 万人と急激に増加しました。名鉄布袋駅では、各 145 万人程度で推移しています。両駅とも、平成 27 年度の乗降客数は、平成 26 年度より増加しています。



資料:「こうなんの統計」

4. フロン類対策の推進

4.1 現状と課題

オゾン層は、生物にとって有害な紫外線を吸収し、生態系を保護する重要な役割を果たしていることから、私たちの生活にも深く関わっています。このオゾン層がフロンガスにより破壊されることから、フロンの生産や排出抑制に世界中で取り組んできました。このフロンとオゾン層を保護するために導入された代替フロンには、強力な温室効果があります。

フロンと代替フロンは、冷媒や機器の洗浄剤、発泡剤など様々な用途に使用され、冷凍冷蔵機器やエアコンなどの冷媒としての代替フロンの使用が増加しています。平成27年4月から施行された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」により、フロン類を大量に扱う事業者には漏えい防止に関する取り組みが強化されました。しかし、小型の冷蔵庫やカーエアコンなど法律の対象外の機器では、廃棄時の不適切な処理により空気中に放出される恐れが残っています。このため、私たち一人ひとりが冷蔵庫やエアコンなどを適切に処理し、オゾン層破壊物質の排出抑制に取り組まなければなりません。

そこで、フロン類対策に関する情報の提供や啓発などを行い、地球規模の環境問題に取り組みます。

4.2 目標と指標

目 標		地球規模の環境保全に努めます	
指標名	現状 (H27)	目標値 (H33)	指標の見方
冷蔵庫・エアコンの回収方法やフロン類の適切な処理の啓発回数	—	4回	適切な処理や回収方法についての啓発を行うことで、不法投棄の防止など、環境保全につながると考えられます
主な市の取り組み		取り組みの状況を示す項目	
冷蔵庫・エアコンの不法投棄を防止し、ゼロを維持します		冷蔵庫、エアコンの不法投棄件数	

注) 指標を補足するため、数値で毎年実績を管理するものです。

4.3 取り組み

市民の取り組み

- フロン類を使用している冷蔵庫・エアコンの廃棄時には、家電リサイクル法に従って適切に処理します
- ノンフロン製品を利用します

事業者の取り組み

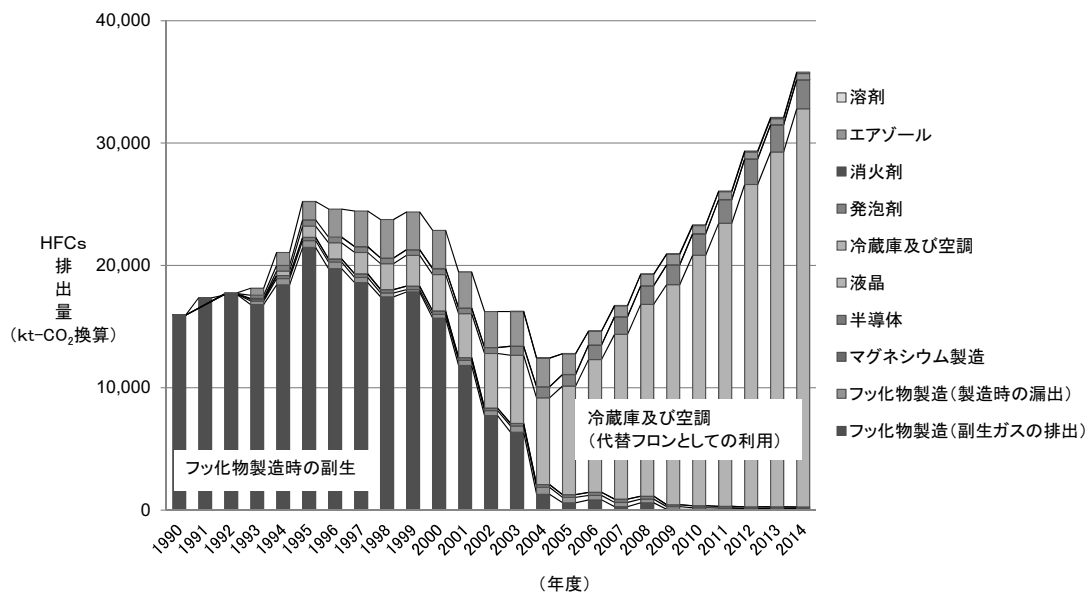
- 業務用の冷蔵庫、エアコンなどの廃棄時には、フロン回収指定店などでフロン類を適切に処理します
- 「フロン排出抑制法」に従い、フロン類の使用合理化と排出抑制に努めます
- ノンフロン製品を利用します

市の取り組み

- 家電リサイクル法による冷蔵庫・エアコンの回収を徹底するよう啓発します
- フロン類対策に関する情報の提供や啓発を行います
- 冷蔵庫・エアコンの不法投棄を防止し、ゼロを維持します

▼HFCs(ハイドロフルオロカーボン類)の排出量の推移

HFCsの排出量は、オゾン層保護を目的としたフロン製造の規制により、フッ化物製造時に副次的に生産されるガス(副生)が大幅に減少しました。その一方で、冷蔵庫及び空調に代替フロンとして使用され、排出されるものが急激に増加しており、2011年度には過去最も排出量の多かった1995年度を超え、その後も増加しています。



資料:「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」

第4部 計画の推進に向けて

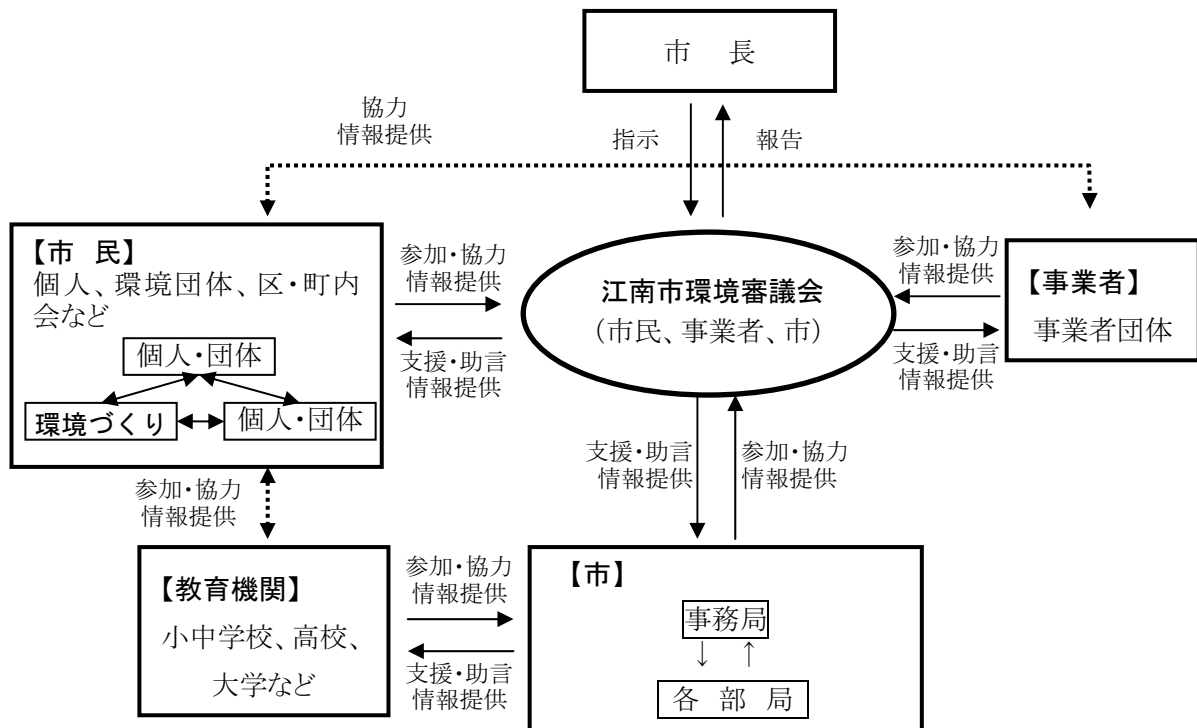
第1章 みんなの体制づくり及び推進体制の強化

第1節 推進体制

平成23年度に制定された江南市市民自治によるまちづくり基本条例において、市民、事業者は交流しながら相互に助け合うとともに、地域課題の解決などに向けて協力し、行動するよう努めることが求められています。

本計画に基づき、市民、事業者、市が協働で環境に関する取り組みを推進します。また、市は庁内各部署が連携して取り組みを進めます。

市民、事業者、市で構成する江南市環境審議会に、計画に関する情報が集約されます。審議会では、指標をもとに進捗状況を把握し、必要に応じて助言を加え、個人や団体のつながりを深めながら環境課題の解決に向けて行動します。



第2節 江南市環境審議会

江南市環境基本条例に基づき設置された江南市環境審議会では、必要に応じて本計画の変更、環境に関する基本的事項や施策などについて、公正かつ専門的な立場から審議します。

第3節 重点的取り組みの推進

望ましい環境像の実現に向けて掲げた4つの環境目標のそれぞれについて、先導的役割を果たす取り組みを重点的取り組みとして定め、市民、事業者、市の連携のもと、その推進を優先

的に図ります。

重点的取り組みの推進にあたっては、庁内各部局間の意見調整、周辺自治体との協調、市民、事業者との連携により効果的に施策を進めます。

環境目標	重点的取り組み
I 地域の環境づくりにみんなで取り組むまち	エコ人材の発掘・育成
II さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち	生活マナーの向上
III ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち	ごみ減量「57運動」の推進
IV 青い地球を次の世代につなぐまち	地球温暖化対策の推進

1. エコ人材の発掘・育成

市民、事業者の自主的な取り組みを支援するにあたり、現段階で活躍している人・団体の先導的な活動を支援し、その風潮を全市に広げることも有効です。市民にとって身近な人が活動していることは、参加のハードルを下げる効果があります。

そのためには、各自が動きやすい仕組みを作る必要があります。そこで、市内における環境保全活動をしやすくするため、個々の分野について専門家を発掘するとともに、相互に高め合う仕組みを構築します。

●活動団体・個人のリスト作成

プロジェクト推進の基盤となる既存の活動団体や、地球温暖化防止活動推進員^{※1}、環境カウンセラーなどの専門家のリストを作成し、随時更新します。

環境団体、個人のリストを基に、庁内各部局の取り組みの中で必要に応じて協力を要請するとともに、活動内容は積極的に広報などにより紹介します。

環境目標	団体例	活動分野
II さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち	〇〇会	清掃活動
	〇〇会	生物多様性の保全
III ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち	〇〇会	ごみ減量
	〇〇会	再資源化
IV 青い地球を次の世代につなぐまち	〇〇会	地球温暖化対策

2. 生活マナーの向上

市に寄せられる苦情の大半を占める屋外燃焼行為(いわゆる野焼き)、雑草除去、ごみの不法投棄などの都市・生活型公害をなくすため、生活マナーの向上が求められています。現在、広報、市ホームページ、区・町内会への回覧などによって呼び掛けを行っていますが、今後も苦情に対応するだけでなく、苦情の発生を未然に防ぐ啓発活動を強化します。

^{※1}地球温暖化対策推進法に基づき知事の委嘱により、地球温暖化問題の住民への啓発などの活動をするボランティアのこと。ストップ温暖化教室の講師など県が行う地球温暖化対策への協力や地球温暖化問題の住民への啓発などを行う。

●区・町内会や関係市民団体などと協力して地域全体で啓発

都市・生活型公害対策としては、実態把握とともに必要な啓発や指導などを行ってきましたが、今後も市民一人ひとりの環境に対する意識の高揚を図り、環境に配慮した行動を促すなどして、都市・生活型公害の発生の防止に取り組んでいく必要があります。

また、市が主体となって違反行為を取り締まるのではなく、地域全体が一体となって、地域ぐるみで快適な環境づくりへの取り組みを進めることが大切です。

今後は、快適な生活環境づくりに向けて市民意識の高揚を図るとともに、みんなで快適な生活環境をつくるため、市民の主体的な活動を促進していきます。

3. ^{コウナン}ごみ減量57運動の推進

ごみ減量を目的にしたごみ減量^{コウナン}「57運動」は、平成9年度に始まり、20年近く継続しています。近年は、その成果がはっきりとごみの排出量に現れてきました。ごみ排出量の削減と、徹底的な資源の分別は、現在どの自治体でも常識になっていますが、将来的なごみ処理への不安を軽減するため、本市では、今後も継続していきます。

●現状の詳細な情報の伝達

運動開始から20年近く経過した今、市民のごみ減量に向けたモチベーションを維持するため、広報によるごみの分け方とその目的については、結果も含めてこれからも詳しく紹介していきます。また、ごみ排出量や処理費用の報告を続けるほか、環境フェスタを通じてごみ減量、資源の再利用などのアイデアを広めます。また、環境フェスタに参加している市民団体とは、個別の啓発イベント開催時に協力できるよう、引き続き連携を強めます。

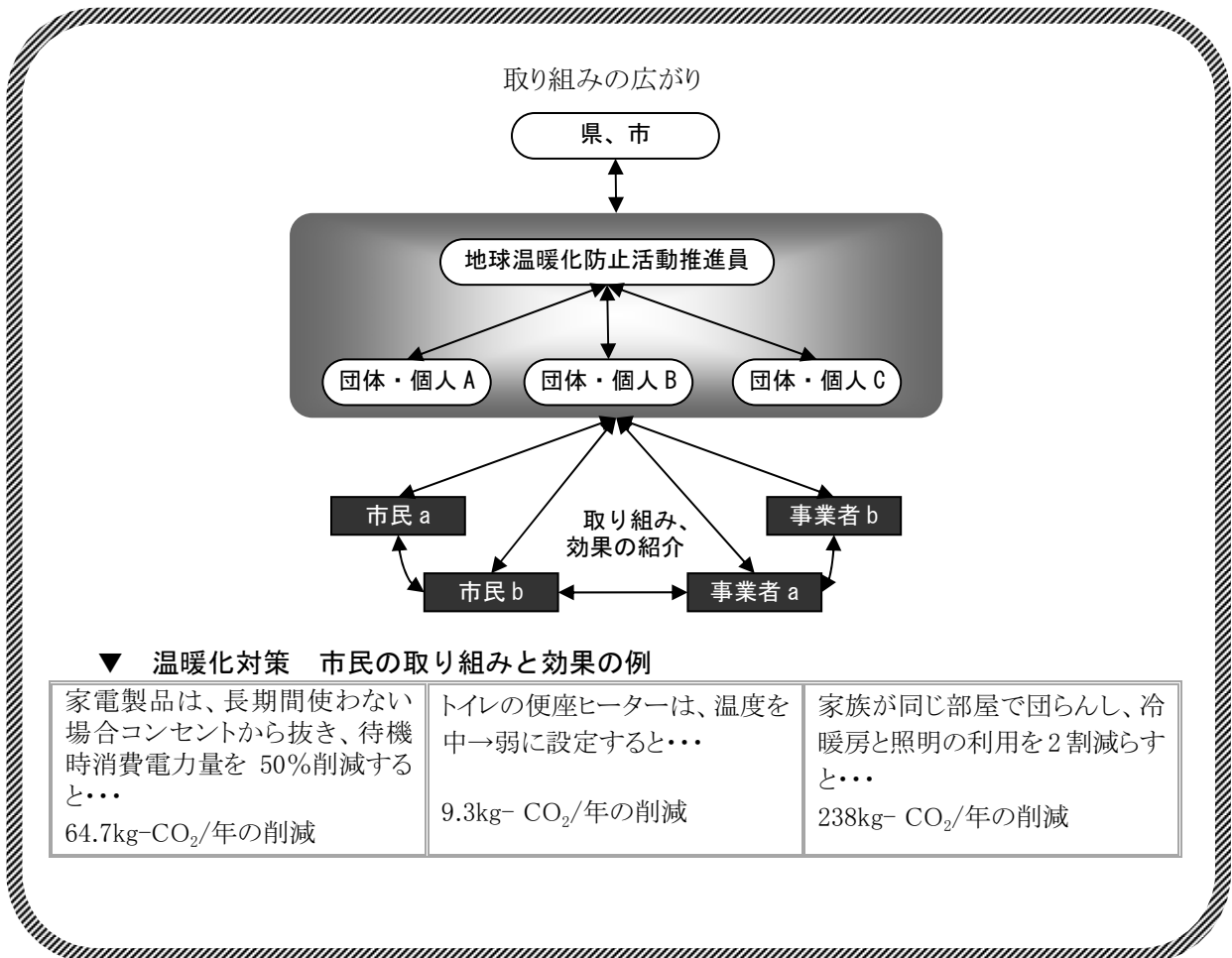
なお、必要に応じて分別品目や資源の回収体制を見直し、効率のよい資源回収に努めます。

4. 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策は、地球環境を保全する役割とともに、国内のエネルギー利用量削減に貢献する役割があり、いずれにしても、一人ひとりの日常生活の見直しが必要であるとともに、緊急に対応する必要があります。

●地球温暖化対策の推進

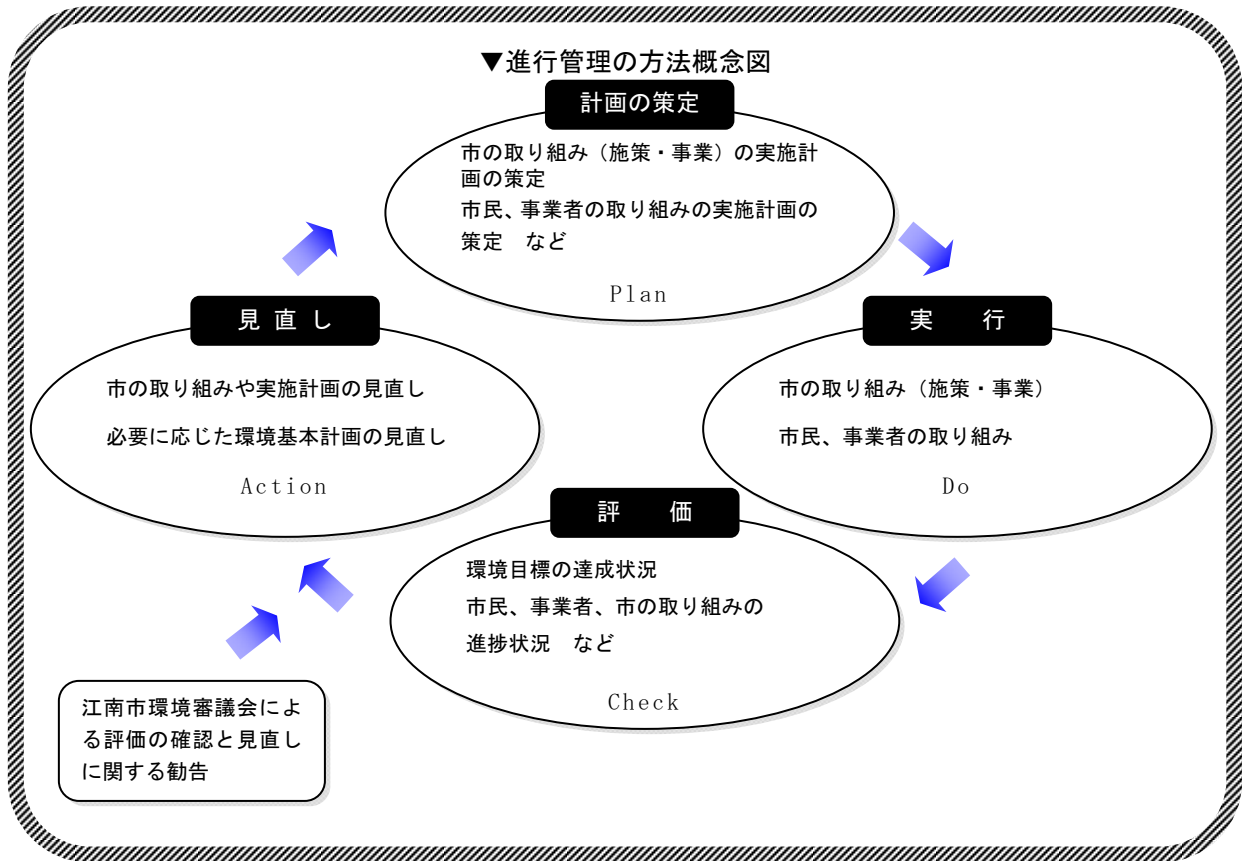
地球温暖化対策は、地球温暖化防止活動推進員や、「1.エコ人材の発掘・育成」で発掘した人材や市民団体と協力して啓発活動を積極的に行うとともに、広報などでは、一人ひとりの努力の効果がわかるように示します。また、市民、事業者の一人ひとりは、日常のムダをなくすとともに、その効果について身近な人に紹介するなどして、個別の取り組みが多くの方の市民、事業者に普及するよう努めます。



第2章 進行管理の手法

第1節 PDCAサイクル

本計画は、環境マネジメントシステムの考え方(PDCAサイクル)を基本とした計画の進行管理を行います。



上記の進行管理においては、江南市環境審議会が重要な働きをします。

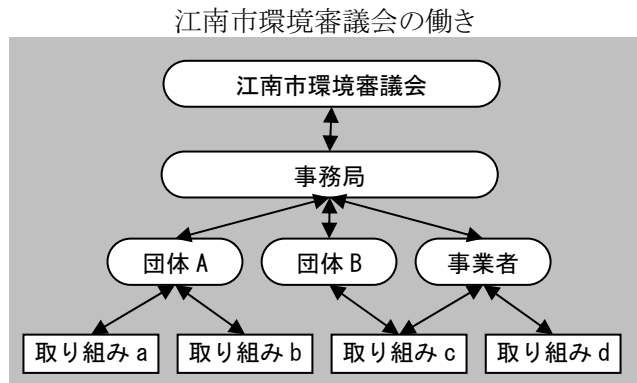
審議会は、市民、事業者、市が協力する場として計画推進に重要な役割を持っています。本計画の個々の取り組みを進めるにあたり、それぞれの立場を代表し、計画全体の進捗状況の現状から、事務局に適宜助言する役割があります。

現在、審議会では計画の進捗状況について毎年報告をしていますが、今後も具体的な事業について審議を行うよう審議会の充実を図ります。

例えば、市の事業を行うにあたって市民団体などとの協力は不可欠であり、その意見や情報を調整する必要があります。個々の取り組みは、市だけ、団体などだけで個別に行うものではなく、それぞれが協力して得意な部分を生かしながら実施する必要があります。

そこで、本計画の推進にあたって、審議会委員による、活動内容と協力団体(者)の選定、今後の活動の方向などについて事務局へ助言します。

今後は、審議会からの助言を具体的な取り組みに反映することにより、本計画の一層の推進を図ります。



第2節 評価方法

市民、事業者、市が行う具体的な取り組みについては、指標及び目標値を公表し、その達成状況を審議会により評価します。

評価の結果または社会情勢の変化などにより、必要に応じて個々の取り組みを見直し、5年後には、計画の見直しを行います。

▼評価の例（平成27年度の環境の現状に対して）

指標名	現状 (H27)	目標値 (H33)	指標の見方
ごみ排出量	家庭系可燃ごみ 398g/人・日	家庭系可燃ごみ 392g/人・日	市民・事業者が4Rに取り組むことによる、ごみの排出量の削減状況を示します
	事業系可燃ごみ 7.6t/年・事業所	事業系可燃ごみ 7.4t/年・事業所	

主な市の取り組み	取り組みの状況を示す項目
家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付制度の周知に努めます	家庭用生ごみ処理機器設置費補助基数の累計
「廃棄物減量等推進協議会」による市民、事業者、市の連携を強化します	地区、団体等とのごみ減量懇談会の実施

注) 指標を補足するため、数値で毎年実績を管理するものです。

【評価】

ごみ排出量は家庭系可燃ごみ、事業系可燃ごみのいずれも目標値を達成できていないため、引き続き施策を着実に推進し、目標達成を図ること。

家庭用の生ごみ処理機器の補助基数が伸び悩んでいるのが、一因と考えられるので、広報などで機器利用の推進を図られたい。

資料編

資料編 目次

江南市環境基本計画 諮問・答申.....	65
江南市環境基本条例.....	69
市の環境	73
環境に関する意識調査結果の概要.....	87
用語集	96

江南市環境基本計画 諮問・答申

<諮 問>

28江環第567号
平成28年10月7日

江南市環境審議会
会長 楓 健 年 様

江南市長
澤 田 和 延

改訂版第二次江南市環境基本計画(案)について(諮問)

改訂版第二次江南市環境基本計画(案)について、江南市環境基本条例第21条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

<答 申>

平成29年3月16日

江南市長 澤田 和延 様

江南市環境審議会
会長 楓 健年

改訂版第二次江南市環境基本計画(案)について(答申)

平成28年10月7日付け28江環第567号で諮問のありました「改訂版第二次江南市環境基本計画(案)」について、本審議会では慎重に審議した結果、別添のとおり、とりまとめましたので答申します。

本計画は、望ましい環境像を「みんなで作る持続可能で快適な生活環境都市」と掲げ、地球温暖化対策や生物多様性の保全に対する計画としての側面を持ちつつ、4つの環境目標と14の基本的取り組みを設定し、江南市の快適な環境を市民、事業者、市のそれぞれが、みんなで作る計画として妥当であるとの結論に達しました。

また、望ましい環境像を実現されるため、下記のことに配慮し、適切な措置を講じられることを求めます。

記

- 1 市は、望ましい環境像の実現に向けて、市民、事業者、市が協働して、それぞれが地域の主役となって快適な生活環境都市をつくり上げることができるよう、環境情報の共有に努め、その体制の充実を図ること。
- 2 市は、計画を確実に推進するため、目標・指標の把握に努め、進行管理を適切に行うとともに、市を取り巻く環境状況や市民ニーズの変化の把握に努め、必要に応じて、目標・指標・取り組み内容等の見直しを行うこと。
- 3 市は、市民、事業者等に計画の概要版等を配布するなどして、改訂版第二次江南市環境基本計画の普及・啓発の推進に努めること。

＜委員名簿＞

江南市環境審議会委員名簿

平成 29 年 2 月 17 日現在

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験	◎楓 健年	愛知県消費者団体連絡会 代表幹事
	木内 清美	愛知江南短期大学 こども健康学科 学科長
	太田 立男	技術士(応用理学部門—地球物理及び地球化学)
	○川口 邦彦	NPO法人トンボと水辺環境研究所 理事
団 体 等	山崎 博征	一般社団法人江南青年会議所 理事長
	添田 祐一	江南市小中学校長会 江南市立門弟山小学校 校長
	伊藤 靖祐	江南市私立幼稚園協会 会長
	林本 圭司	江南市災害協力会 役員
	藤田 泰雄	NPO江南フラワーズ 役員
	岩井 喜美子	江南生活環境を良くする会 会長
一般公募	望月 晴夫	一般公募
	黒岩 義光	一般公募
	落合 敬子	一般公募
	石井 進	一般公募
行政機関	福永 泰生	愛知県尾張県民事務所 環境保全課 課長

◎は会長 ○は副会長

※任期:平成 29 年 2 月 17 日から平成 31 年 2 月 16 日まで

<会議の経過>

環境審議会の開催日と議題

開催日	回	主な議題
平成 28 年 8 月 3 日	第 1 回	第二次江南市環境基本計画改訂事業について
平成 28 年 10 月 7 日	第 2 回	「改訂版第二次江南市環境基本計画」(案)について 「改訂版第二次江南市環境基本計画」(案)の諮問について
平成 28 年 11 月 1 日	第 3 回	「改訂版第二次江南市環境基本計画」(案)について 「改訂版第二次江南市環境基本計画」(案)のパブリックコメントの実施について
平成 29 年 2 月 17 日	第 4 回	「改訂版第二次江南市環境基本計画」(案)について 「改訂版第二次江南市環境基本計画」(案)のパブリックコメントの結果について 「改訂版第二次江南市環境基本計画」(案)の答申について
平成 29 年 3 月 16 日	-----	答申(会長、副会長)

▼平成 29 年 3 月 16 日に行われた楓会長、川口副会長から澤田市長への答申の様子です。



江南市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 基本的施策(第7条—第10条)

第3章 総合的推進のための施策(第11条—第14条)

第4章 効果的推進のための施策(第15条—第19条)

第5章 江南市環境審議会(第20条—第25条)

附則

江南市は、木曾川の恩恵と肥沃な土壌に恵まれて、水と緑が豊富な地として、豊かな自然環境のもと、先人の絶え間ない努力により発展を遂げてきた。

しかしながら、今日の都市の繁栄は大量の資源やエネルギーの消費をもたらすこととなり、環境への負荷が増大し、身近な自然も減少させながら社会経済活動や日常生活を営んできた。

今日の環境問題が、地域のみにとどまらず地球規模の広がりをもたらし、ますます複雑、多様化する中で、これまで以上に環境への配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに強く求められている。

すべての市民は、安全かつ健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない環境の恵みを享受する権利を有するとともに、このかけがえのない地球の環境の恵みを将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

私たちはこのような認識の下に、地球の環境を守るため、環境の尊さに目覚め、環境に対し調和と節度の心をもって、行動しなければならない。このために、より一層英知を傾け、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に努め、環境にやさしく快適でうるおいに満ちた江南市を実現していくため、この条例を制定するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行われるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全等に関する施策を策定及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(快適な環境の確保)

第7条 市は、水辺の整備、都市の緑化、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、動植物の生育環境等に配慮することにより、森林、農地、河川等における自然環境を適正に保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

(公害の防止及び廃棄物の減量等)

第8条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の減量、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第9条 市は、地球環境の保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関して必要な施策を推進するものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、江南市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する目標
 - (2) 環境の保全等に関する施策の基本的方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映する措置をとるとともに江南市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の実施に当たっての措置)

第12条 市は、前条の環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等と環境基本計画との整合)

第13条 市は、自らの施策を策定又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成、公表等)

第14条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第4章 効果的推進のための施策

(開発事業等に係る環境への配慮の推進)

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりその事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第16条 市は、環境の状況その他の環境の保全等に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全等に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究)

第17条 市は、環境の状況の把握並びに環境の保全等に関する施策の推進に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(市民等の自主的活動の促進)

第18条 市は、市民及び事業者が自主的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第19条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第5章 江南市環境審議会

(設置)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、江南市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 21 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的かつ重要な事項

(組織)

第 22 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、環境問題について学識経験のある者、各種団体を代表する者等のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 23 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 24 条 審議会の庶務は、生活産業部環境課において処理する。

(委任)

第 25 条 第 20 条から前条までに定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、現に江南市環境審議会委員の身分を有する者は、この条例の規定に基づき任命された委員とみなす。

(江南市環境審議会条例の廃止)

3 江南市環境審議会条例(平成 12 年条例第 35 号)は、廃止する。

附 則(平成 19 年 12 月 25 日条例第 25 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

市の環境

1. 社会環境

1.1 市の位置及び沿革

本市は濃尾平野の北部、清流木曾川の南岸に位置し、東西 6.1km、南北 8.8km、面積 30.20km²のまとまりやすい市域です。また、名古屋市から 20km 圏にあり名鉄犬山線により約 20 分で結ばれているなど利便性が高いことから、ベッドタウンとして都市化が進み、愛知県尾張北部の主要都市となっています。

昭和 29 年 6 月 1 日に丹羽郡古知野町・布袋町、葉栗郡宮田町・草井村の 4 か町村の合併により江南市が発足しました。

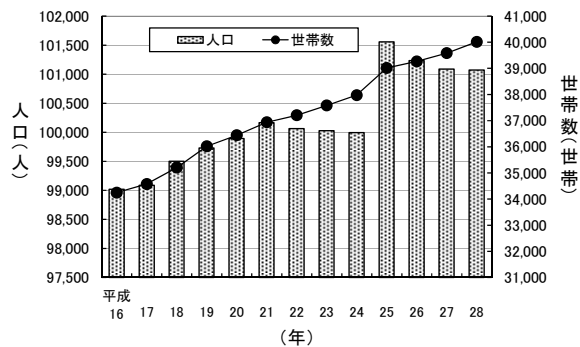
1.2 人口

本市の人口は着実に増加を続けておりましたが、平成 21 年をピークに減少し始めました。平成 25 年にいったん増加しましたが、再び減少に転じ平成 28 年 4 月 1 日現在で 101,070 人です。

一方世帯数の増加傾向は続いていることから、1 世帯当たりの人口が減少しており、平成 28 年 4 月 1 日現在で 2.5 人です。

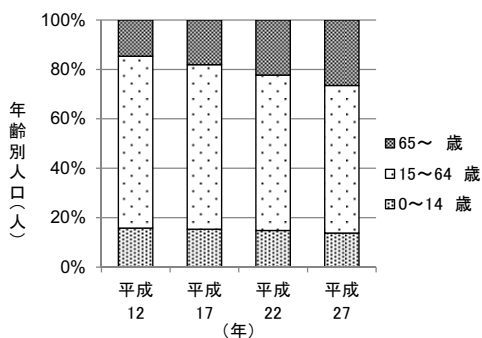
本市の平成 22 年の昼夜率(昼間人口÷夜間人口×100)は約 84%で、夜間の人口より昼間の人口が少ないベッドタウンといえます。

年齢別人口では、65 歳以上の高齢者の割合が増加し、約 26%を占めています。



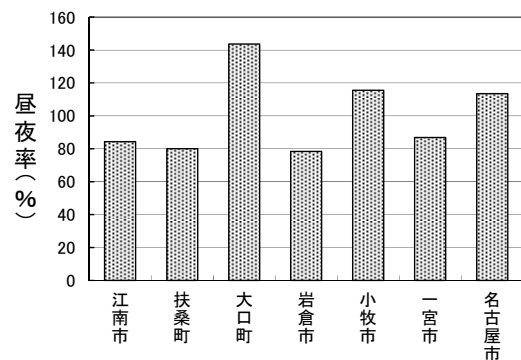
資料:「こうなんの統計」(各年 4 月 1 日現在)

■ 人口・世帯数の推移



資料:「こうなんの統計」(各年 10 月 1 日現在)

■ 年齢別人口の推移

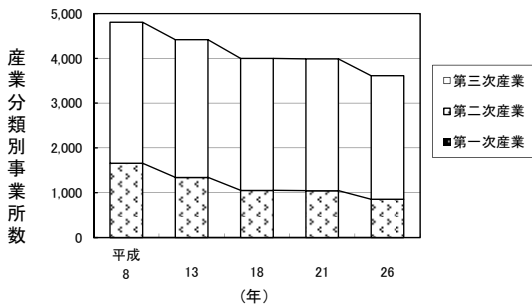


資料:「愛知県統計年鑑」(平成 22 年 10 月 1 日現在)

■ 昼夜率の比較

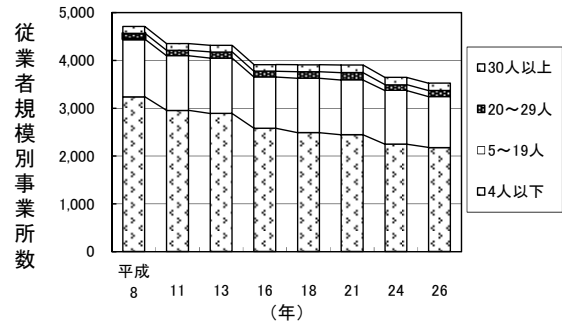
1.1 産業

本市の事業所数は、減少傾向にあります。事業所の76%が第三次産業で、製造業を中心とする第二次産業が24%となっています。農業などの第一次産業の事業所はわずかです。第三次産業の事業所は主に卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業です。また、従業者数4人以下の小規模の事業所が全体の事業所の約60%を占めています。



資料:「こうなんの統計」(各年10月1日現在)

■ 産業分類別事業所数の推移

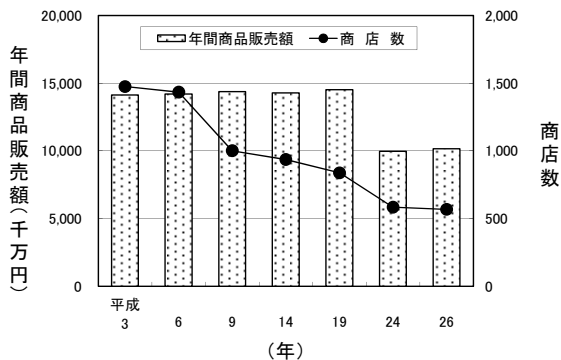


資料:「愛知県統計年鑑」「平成26年経済センサス」(各年10月1日現在)

■ 従業者規模別事業所数の推移(民間)

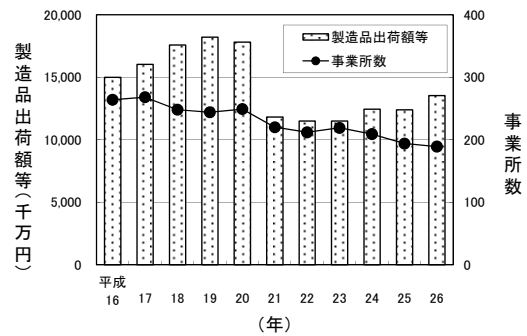
商業では、年間商品販売額、商店数ともに減少しています。

工業では、製造品出荷額等は平成16年から増加傾向でしたが、平成21年に大きく減少したものの徐々に回復する傾向にあります。事業所数は平成16年から減少傾向が続いています。



資料:「こうなんの統計」(各年6月1日現在(平成3、6、26年は7月1日現在、平成9、14、19年は6月1日現在、平成24年は2月1日現在))

■ 商業の年間商品販売額・商店数の推移

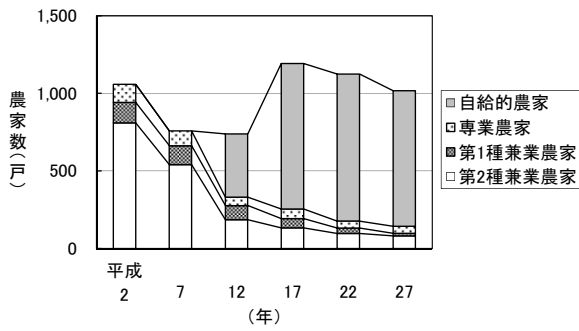


資料:「こうなんの統計」(各年12月31日現在)

■ 工業の製造品出荷額等・事業所数の推移

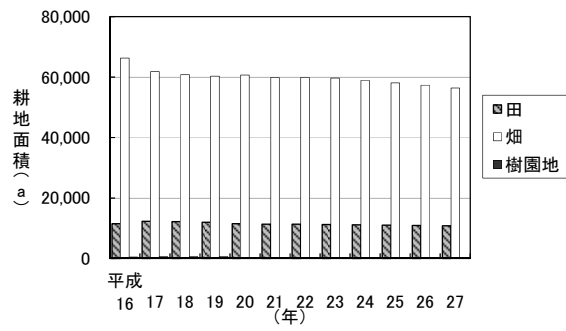
農業所得のある専業農家、第1種兼業農家、第2種兼業農家は、減少傾向にあり、特に第2種兼業農家は大きく減少しています。その一方で、平成12年から平成17年にかけて、自給的農家(経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家)が増加しています。

耕地面積のおよそ8割を占めている畑の面積は、減少傾向にあります。



資料:「こうなんの統計」(各年2月1日現在)

■ 農家数の推移



資料:「こうなんの統計」(各年8月1日現在)

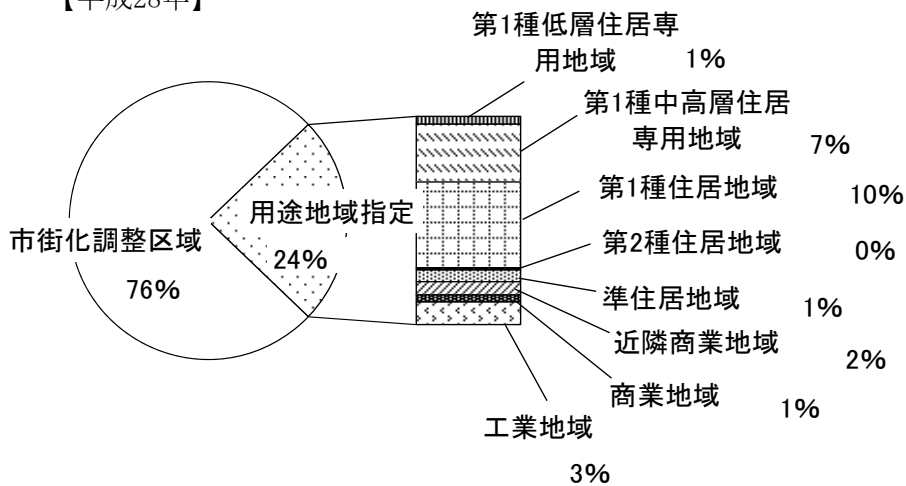
■ 耕地面積の推移

1.3 土地利用

本市は全域が都市計画区域に指定されており、そのうち約24%にあたる734haが市街化区域であり、用途地域が指定されています。用途地域は主に市中心部に分布しており、第1種住居地域と第1種中高層住居専用地域が市域の約17%を占めています。

平成28年は、平成16年に比べ田・畑が減少し、宅地が増加しています。

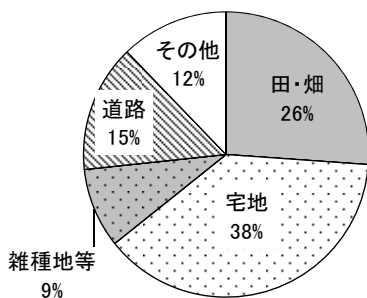
【平成28年】



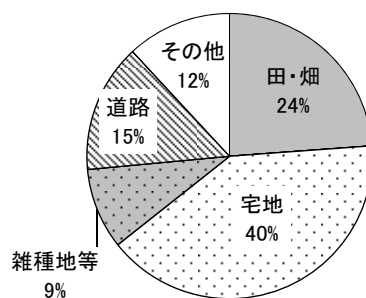
資料:「こうなんの統計」(平成28年4月1日現在)

■ 用途地域別面積の割合

【平成16年】



【平成28年】



資料:「こうなんの統計」(各年1月1日現在)

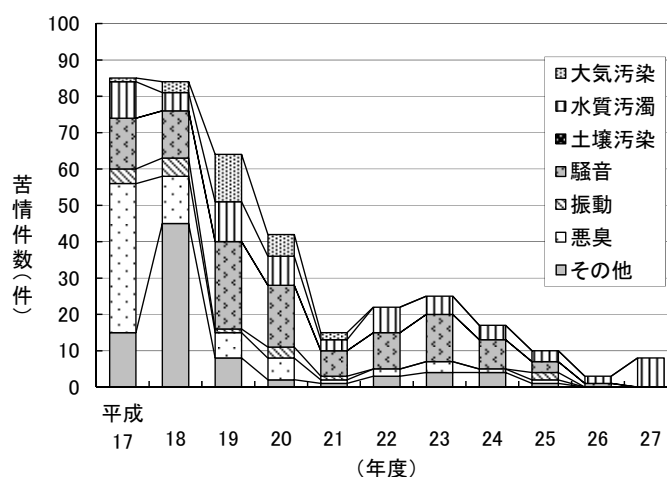
■ 土地利用状況の比較

2. 生活環境

2.1 公害

(1) 苦情件数

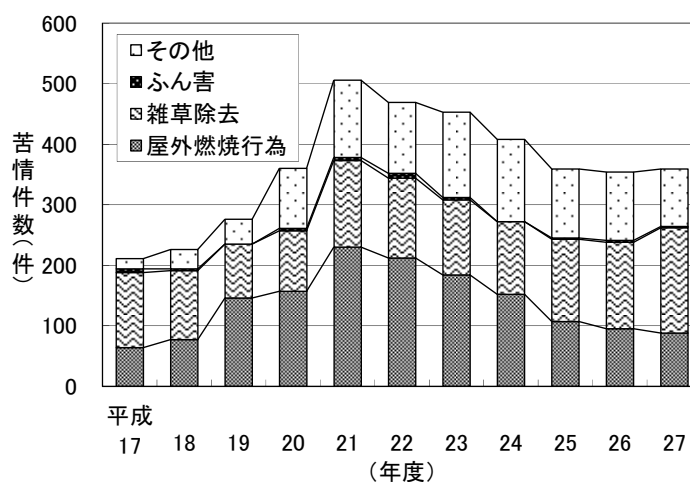
平成 18 年度まで、公害に関する苦情はおよそ 80 件程度でしたが、平成 19 年度以降、減少傾向が強まり、平成 27 年度は 8 件でした。近年は主に騒音と水質汚濁の苦情が寄せられています。



資料:「こうなんの統計」

■ 公害苦情件数の推移

最近では、屋外燃焼行為、雑草除去、ふん害などの典型 7 公害 (大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、土壌汚染) 以外の苦情が増加しましたが、平成 21 年度をピークに減少しています。苦情の内容は、屋外燃焼行為、雑草の除去、ふん害に関するもので、近年は屋外燃焼行為が減少しており、平成 27 年度の苦情は 359 件でした。



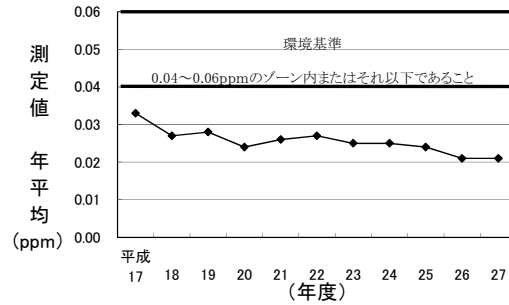
資料:「こうなんの統計」

■ 生活環境苦情件数の推移

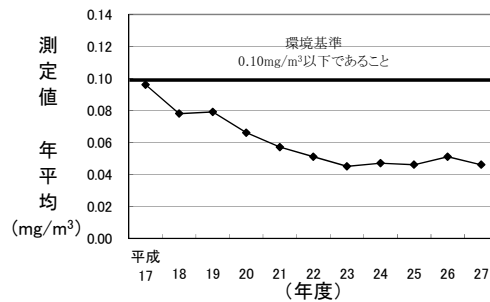
(1) 大気

古知野町花霞の調査結果では、光化学オキシダントが、平成 17 年度から平成 27 年度まで、1 時間値の最高値が環境基準を超えていました。二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を満足していました。

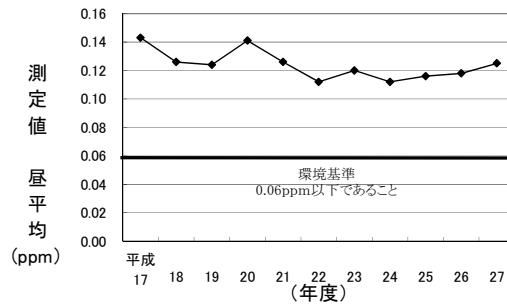
▼ 二酸化窒素



▼ 浮遊粒子状物質



▼ 光化学オキシダント



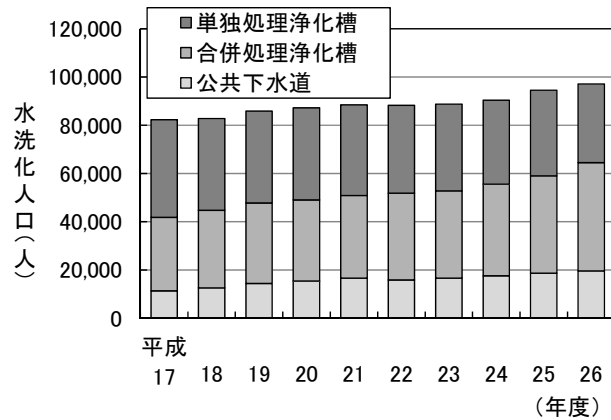
資料:「愛知県大気汚染調査結果」

■ 大気汚染物質の推移

(2) 水質

環境省の一般廃棄物処理実態調査結果によれば、水洗化率(総人口に占める下水道及び浄化槽等の人口)は増加を続け、平成 26 年度には 96.0%に達し、水質改善に効果があったと考えられます。一方で、水洗化人口のうち約 1/3 が単独処理浄化槽であり、依然として、未処理の生活排水が河川に流入しています。

引き続き、市では、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及を図るとともに市民一人ひとりの生活排水に対する理解と協力を呼びかけるために、環境フェスタ江南において、啓発コーナーを設けてリーフレットや水切り袋など啓発資材の配布を行っています。



資料:「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)

■ 水洗化人口の推移

(3) 騒音

平成 27 年度に実施した主要幹線道路(一宮犬山線、里小牧北方江南線)を対象に実施した自動車騒音の測定、面的評価では、昼間、夜間いずれも環境基準の達成率が 100%でした。

2.2 廃棄物の状況

(1) ごみ処理の概要

全市域を処理区域として、家庭から出るごみを中心に、処理を行っています。

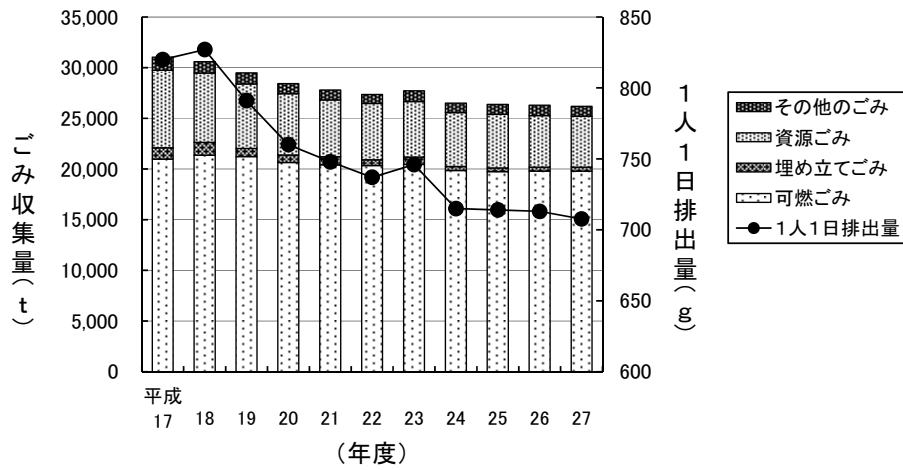
可燃ごみは、一部事務組合の焼却処理施設(環境美化センター)で焼却・減量化し、さらに焼却後の残りかすの中から鉄類を回収し、残りを組合の最終処分場などで埋立処分しています。可燃性の中型ごみ及び粗大ごみについては、主に環境美化センターで破砕して鉄類と可燃物に分類し、鉄類は回収し資源化、可燃物については一部を焼却処理しています。

現在、2 市 2 町(犬山市・江南市・大口町・扶桑町)の広域による新ごみ処理施設の建設に向けた準備が進められています。

埋立ごみは、市収集ごみの一部を手作業により選別後、市破砕処理施設で破砕すると同時に鉄類と可燃物を抜き出して資源化や焼却を行うことで、減量化を図っています。資源ごみは、空き缶類、空きびん類、紙類、布類、鉄類、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール、プラスチック製容器包装類、プラスチック類、特別ごみ、廃食用油を回収してリサイクルを行っています。

(2) ごみ排出量

ごみ収集量は減少傾向が続いていますが、平成 24 年度以降、やや鈍化しています。市民 1 日当たりの排出量も同様の傾向が見られます。ごみの内訳では約 70%が可燃ごみで、約 20%が資源ごみとなっています。なお、可燃ごみの約 70%が家庭系です。資源ごみは平成 17 年度から約 30%減少していますが、可燃ごみは約 5%程度の減少にとどまっています。



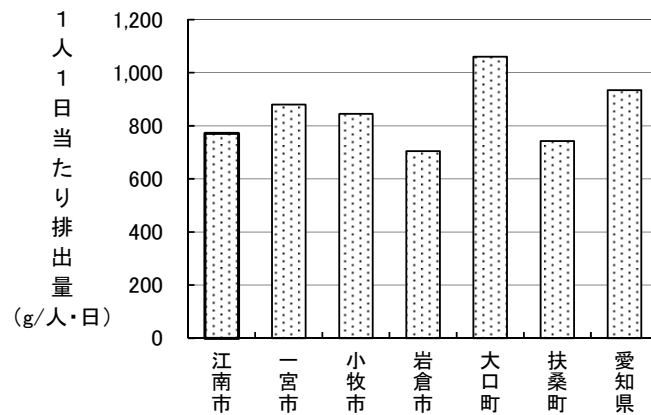
注 1:その他のごみは、粗大可燃ごみ、中型可燃ごみ、粗大不燃ごみ、中型不燃ごみを含む。

注 2:平成 18 年度からプラスチック類及び特別ごみは資源ごみに集計した。

資料:「平成 28 年度 清掃事業概要(平成 27 年度実績)」

■ ごみ収集量の推移

1人1日当たり排出量を周辺自治体や愛知県全体と比較すると、江南市は愛知県より約160g/人・日程度少ないですが、岩倉市と扶桑町は江南市より少なくなっています。



注:排出量は、生活系ごみ(生活系ごみ収集量+集団回収量)と事業系ごみ(事業系ごみ収集量)の合計。

資料:「一般廃棄物処理実態調査結果(平成 26 年度実績)」(環境省)

■ 1人1日当たり排出量の比較

(3) 資源化

資源ごみの分別区分は右記のとおりです。

市内 254 か所(平成 28 年 4 月現在)のごみ収集ステーションに回収用コンテナなどを配置し、細分化して分別収集を実施しています。廃食用油は、上記のごみ収集ステーションとは別の公共施設等で回収しています。

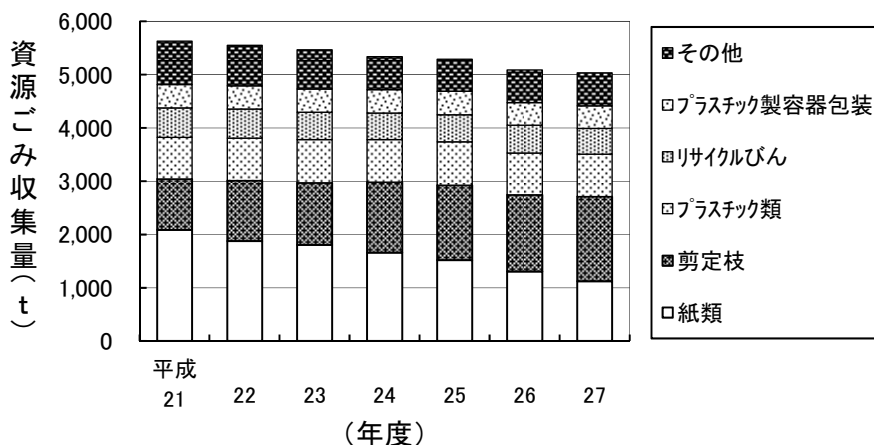
平成 21 年度以降では、資源ごみ収集量全体は減少しています。内訳では剪定枝の排出量が増え、紙類の排出量が減っています。

本市では、区・町内会に対して分別協力金を、子供会、PTA、老人クラブなどの各種団体に対して助成金を交付して支援し、ごみの減量化を進めています。回収量は新聞紙、雑誌が大半を占めています。回収量は減少傾向が続いています。

● 資源ごみの分別区分

空き缶類	
空きびん類	無(白)色
	茶色
	青・緑色
	黒色
紙類	段ボール
	新聞紙
	雑誌・雑がみ
	牛乳パック
使用済はがき	
布類	
鉄類	
ペットボトル	
トレイ	
発泡スチロール	
プラスチック製容器包装類	
廃プラ(プラスチック類)	商品そのもの(プラスチック製容器包装類、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール以外のプラスチック類)
	カセット、ビデオ、CD、DVD
特別ごみ	乾電池
	蛍光管
中型ごみ	
剪定枝・草	
小型家電	
廃食用油	

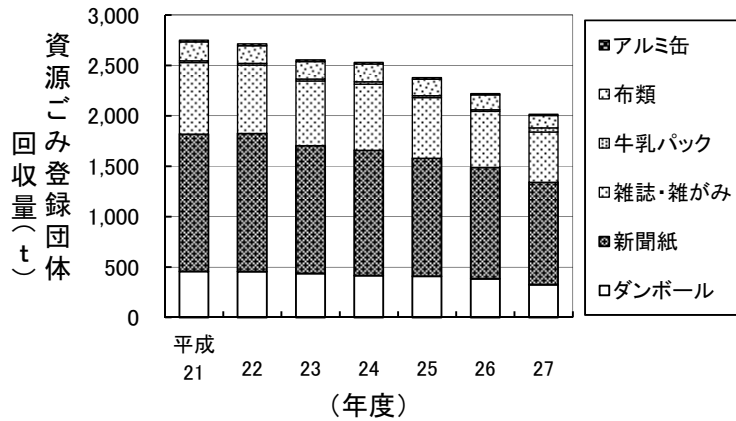
資料:江南市環境課資料



注:「その他」は、布類、鉄類、空缶、リユースびん、小型家電、廃食用油、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール、特別ごみの合計。

資料:「平成 28 年度 清掃事業概要(平成 27 年度実績)」

■ 資源ごみ収集量の推移



注:アルミ缶は補助対象外の品目。資料:「平成 28 年度 清掃事業概要 (平成 27 年度実績)」

■ 資源ごみ収集量の推移

(4) ごみ減量化への取り組み

平成 28 年 4 月 1 日現在、市内 254 か所のごみ収集ステーションに回収用コンテナなどを配置し、27 種類に細分化して分別収集を実施しています。

毎年ごみ減量「57運動」(1日1人当たり57gの減量)を展開し、ごみの減量に取り組んでいます。環境フェスタ江南の開催では、ごみ減量及び環境問題を全市的な取り組みとしてさらに強力で推進しています。

プラスチック製容器包装類の分別収集の開始、廃食用油の回収、市内の14店舗レジ袋の有料化、剪定枝などのチップ化、化粧品の瓶(乳白色の瓶を除く)の回収など、年々ごみ減量化への取り組みが進んでいます。

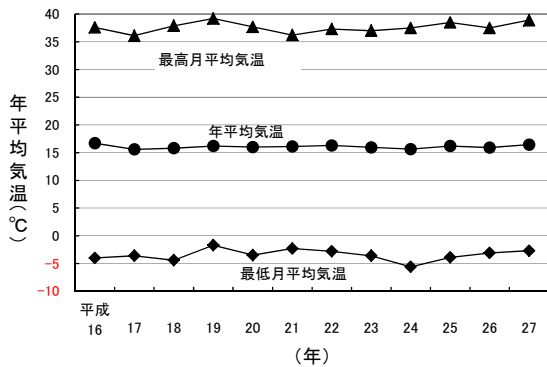
また、生ごみ処理機器の設置に対する補助件数は、平成 20 年度ごろから減少傾向が見られますが、累計では世帯当たりで約 0.2 台まで普及していることになっています。

3. 自然環境

3.1 気象

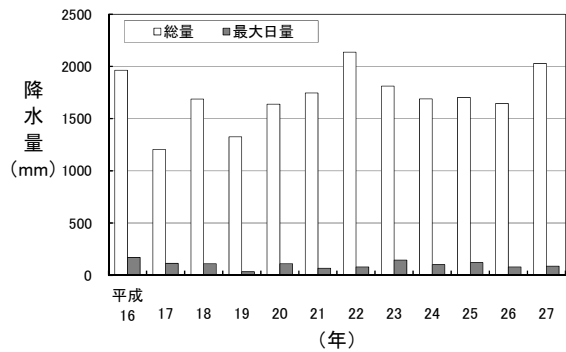
平成 27 年の年平均気温は 16.5℃でした。気温の推移を見ると、年平均気温はほぼ横ばいですが、最高月平均気温、最低月平均気温は、多少の変動があるものの近年は微増傾向が伺えます。

平成 27 年の総降水量は 2,028.5mm でした。総降水量は毎年変動していますが、おおむね 1,500mm 前後であることから、平成 27 年度は比較的雨の多い年だったといえます。また最大日量は 100mm 前後です。



資料:「こうなんの統計」

■ 平均気温の推移



資料:「こうなんの統計」

■ 降水量の推移

3.2 生物多様性

平成 22(2010)年 10 月には愛知県名古屋市で「生物の多様性に関する条約」(生物多様性条約)の第 10 回締約国会議(COP10)が開催されました。地球規模で生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するため、わが国は国際的なリーダーシップをとっています。COP10 を契機として、生物多様性の保全と持続可能な利用を、さまざまな社会経済活動に組み込み、多様な主体が行動する社会の実現に向けた取り組みが進められています。

愛知県では、「生物多様性戦略 2020」を平成 25 年 3 月に策定し、県民、事業者、NPO や行政といった地域の様々な分野の人々が共通の目標のもとに協働して、地域本来の自然環境を保全・再生し、人と人とのつながりを育みながら、生き物の生息環境をつなぐ「生態系ネットワークの形成」の県内展開を図っています。

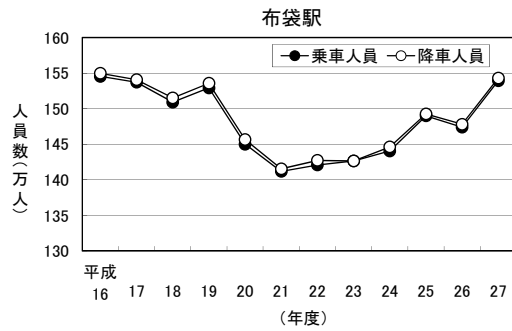
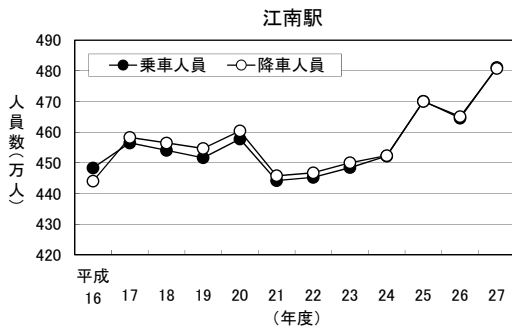
3.3 緑地・緑化

まちの緑化に向けて、建築物の屋上や敷地内の空き地などを緑化するための整備(緑化施設整備)や花いっぱい運動などを推進しています。

3.4 交通

(1) 公共交通機関の利用

公共交通機関としては、名鉄の電車・バスが営業しています。電車については、名鉄犬山線の特急が停車する江南駅と急行が停車する布袋駅があり、名古屋方面などへの広域的な足となっています。利用客は平成 21 年度を境に増加に転じています。バスについては、平成 28 年 4 月現在、名鉄バス 9 路線が運行されています。平成 16 年度からは、市内の公共交通機関の不足を補うため、タクシーを利用した「いこまいCAR」が運行しています。



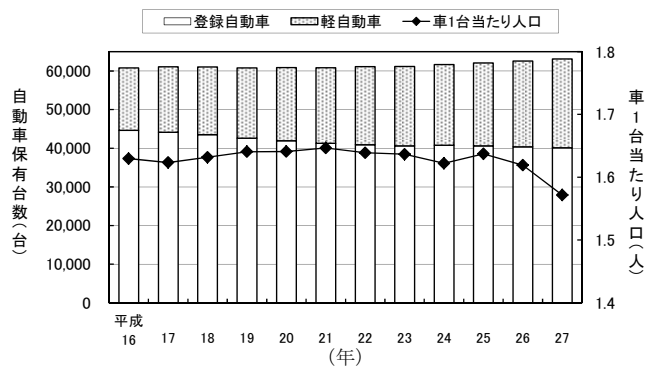
資料:「こうなんの統計」

■ 名鉄電車乗降客数の推移

(2) 自動車利用

自動車保有台数は、ほぼ横ばいでしたが平成 23 年度からやや増加する傾向が見られます。保有する自動車の内訳では軽自動車が増加しています。

近年人口は減少していることから、車1台当たりの人口は減少しており、おおむね 1.6 人で 1 台を所有していることになります。



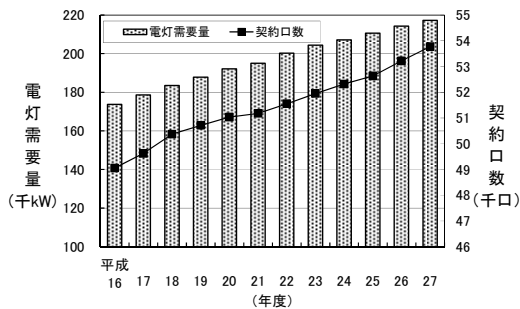
資料:「こうなんの統計」

■ 自動車保有台数の推移

4. 地球・広域環境

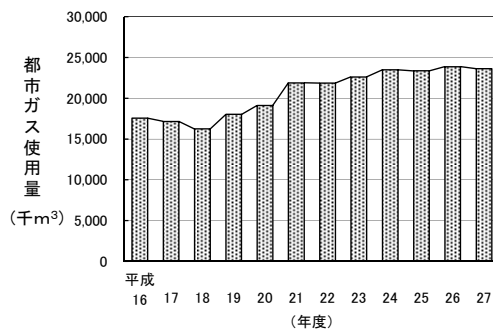
4.1 電気・ガス・上水道

電気(電灯)の需要量は、年々増加しています。都市ガスの使用量は、平成 18 年度を境に増加傾向を続けています。



資料:「こうなんの統計」

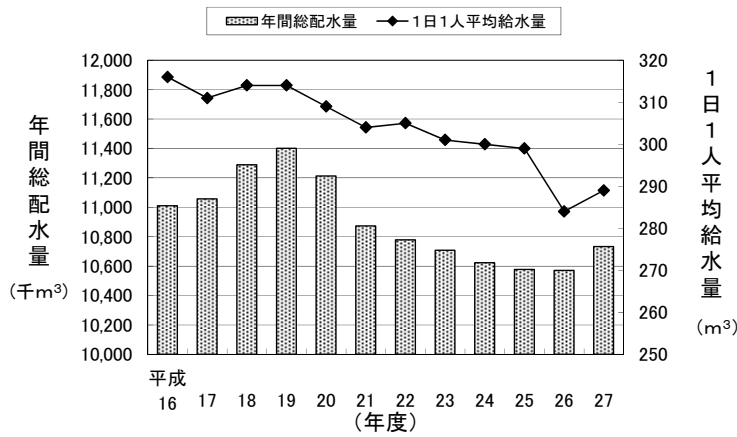
■ 電灯需要量の推移



資料:「こうなんの統計」

■ 都市ガス使用量の推移

上水道は、平成 19 年度を境に、年間総配水量が減少しています。1日1人平均配水量も減少を続けており、平成 26 年度には 300 m³を切りました。



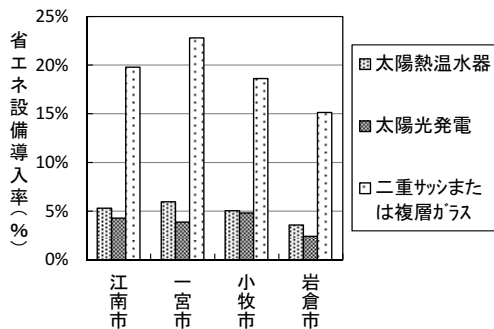
資料:「こうなんの統計」

■ 年間総配水量の推移

4.2 省エネ設備の導入状況

江南市の省エネ設備の導入率は、二重サッシまたは複層ガラス、太陽熱温水器が約 5%、太陽光発電は約 20%で、周辺自治体よりやや高い傾向があります。

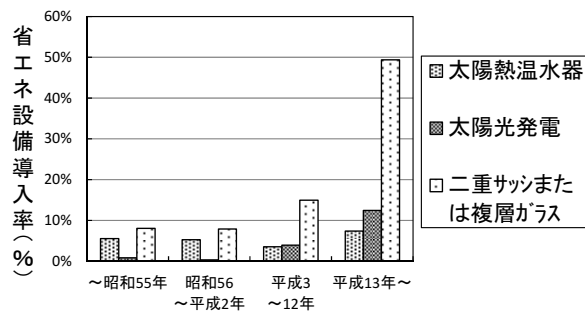
建築の時期別にみると、平成2年以前の建築ではいずれも10%未満であるのに対し、平成3年以降では二重サッシまたは複層ガラスや、太陽光発電の導入率が急激に増加します。太陽熱温水器の導入率は、建築の時期にかかわらず5%前後です。



注:持ち家、借家の合計である。

資料:「平成25年住宅・土地統計調査」

■ 省エネ設備導入率の比較



注:持ち家、借家の合計である。

資料:「平成25年住宅・土地統計調査」

■ 省エネ設備導入率(江南市)

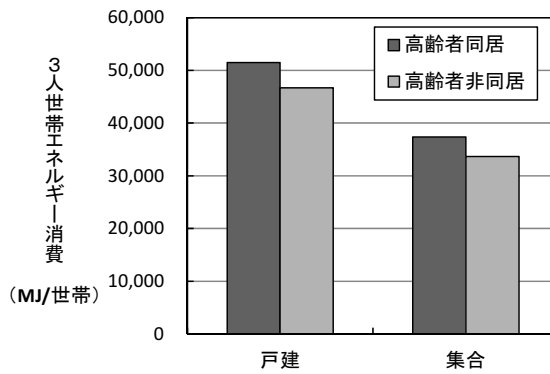
家庭のエネルギー消費量は、給湯目的が最も多く41%、暖房が23%であり、太陽エネルギーを給湯に利用する太陽熱温水器や暖房効率を上げる二重サッシまたは複層ガラスは、省エネ対策に有効であることがわかります。

高齢者が同居する場合、同じ3人世帯でもエネルギー消費量が10%程度高くなる傾向があります。



資料:「平成 24 年度エネルギー消費状況調査(民生部門エネルギー実態調査)」(資源エネルギー庁)

■ 用途別エネルギー消費量



注:3人世帯のエネルギー消費である。

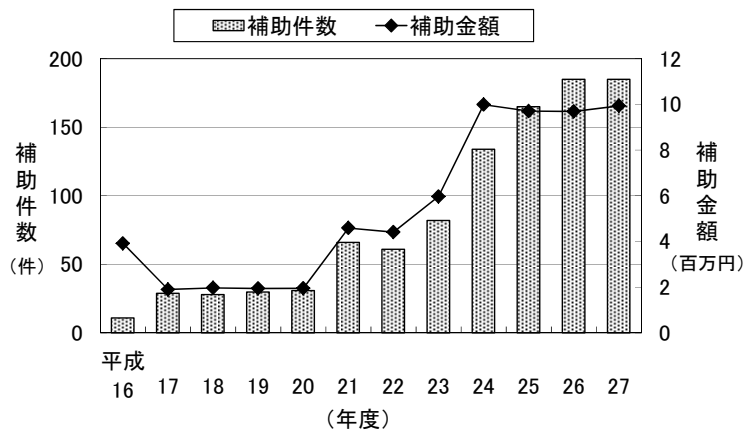
資料:「平成 24 年度エネルギー消費状況調査(民生部門エネルギー実態調査)」(資源エネルギー庁)

■ 高齢者同居別エネルギー消費量

4.3 住宅用太陽光発電システム設置費補助の状況

太陽光発電システム設置費補助件数、及び補助金額の推移を示します。

件数、補助金額ともに平成 21 年度から 24 年度にかけて急増していますが、その後は横ばいとなっています。



資料:江南市環境課資料

■ 太陽光発電システム設置費補助件数、補助金額の推移

4.4 地球温暖化の現状と二酸化炭素排出量

気候変動枠組条約締約国会議(COP3)の京都議定書の中で、わが国を含む先進国を中心とする附属書I国には、第一約束期間(2008~2012年の5年間)における温室効果ガスの平均排出量の目標が定められ、わが国には、基準年(平成2(1990)年度)の排出量から6%削減するという目標が割り当てられました。わが国の第一約束期間中の5カ年の排出量は、森林等吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると、京都議定書の目標である基準年比6%削減を達成しました。

しかし、京都議定書の枠組みでは対策に限界があることから、新たな枠組みを検討する必要が出てきました。

平成 22(2010)年、メキシコのカンクンで開催された気候変動枠組条約締約国会議(COP16)では、新たな対策の骨格を「カンクン合意」として採択し、京都議定書を離脱した米国や、温室効果ガスの削減義務を負っていない中国、インドなどの新興国にも、一定の削減を初めて求め、主要排出国が参加する新しい国際体制が動き出しました。平成 23(2011)年、南アフリカ共和国のダーバンで開催されたCOP17 では、京都議定書については、第二約束期間の設定に向けた合意が採択されましたが、日本、ロシア、カナダは、第二約束期間には参加しないことを表明しました。一方で、将来の枠組みについては、議定書、法的文書または法的効力を有する合意成果を平成 32(2020)年から発効させ、実施に移すとの道筋に合意しました。

このようななか、IPCCは、平成 25(2013)年から平成 26(2014)年にかけて、第 5 次評価報告書の作成を行い、平成 26(2014)年 11 月に統合報告書を公表しました。この報告書では、気候システムの温暖化には疑う余地がないこと、人為起源の温室効果ガスの排出が主な原因であった可能性が極めて高いことなどが示されました。温室効果ガスの継続的な排出が、さらなる温暖化と気候システムに長期にわたる変化をもたらし、深刻な影響を生じる恐れがあることから、早急な対応が求められています。

平成 27(2015)年、フランスのパリで開催された COP21 において、発展途上国も含めたすべての国が削減に努める「パリ協定」を採択しました。世界共通の長期目標として、産業革命以前に比べて世界的な平均気温上昇を 2°C 未満に抑える目標を設定しています。

わが国は、温室効果ガスを 2030 年度に 2013 年度比で 26%削減するとの目標を提示し、この目標を達成するための「地球温暖化対策計画」を平成 28(2016)年 5 月に策定しました。また、COP21 に先立ち、温暖化する気候に適応するため、「気候変動の影響への適応計画」を平成 27(2015)年 11 月に策定しました。なお、パリ協定は、温室効果ガス排出量の多い中国、アメリカ、インドをはじめとする国々が批准し、平成 28(2016)年 11 月に発効しました。

環境に関する意識調査結果の概要

<目的>

市民、事業者の環境に対する意識の変化や取り組みの実態を確認し、計画に反映させることを目的としています。

<対象>

意識調査の対象と調査方法及びスケジュールを以下に示します。

● 意識調査の対象と調査方法及びスケジュール

対 象		調査方法	スケジュール
市民	・18歳以上の市民 1,000人 ・無作為抽出	郵送による配布・回収を行いました。	発送 平成 28 年 7 月 8 日
事業所	・本市の事業所 200件 ・業種別に抽出		回収締切 同 7 月 22 日

<回収数>

調査票の回収数を以下に示します。

● 調査票の回収数

対 象	回収数	
	配布数	
市 民	2,000	400(40.0%)
事業所	200	103(51.5%)

注:()内は回収率を示す。

<結果>

調査した結果のうち、市民、事業者による現在の環境に対する評価や、将来の環境に関すること、行動の実態に関することについて、次に示します。

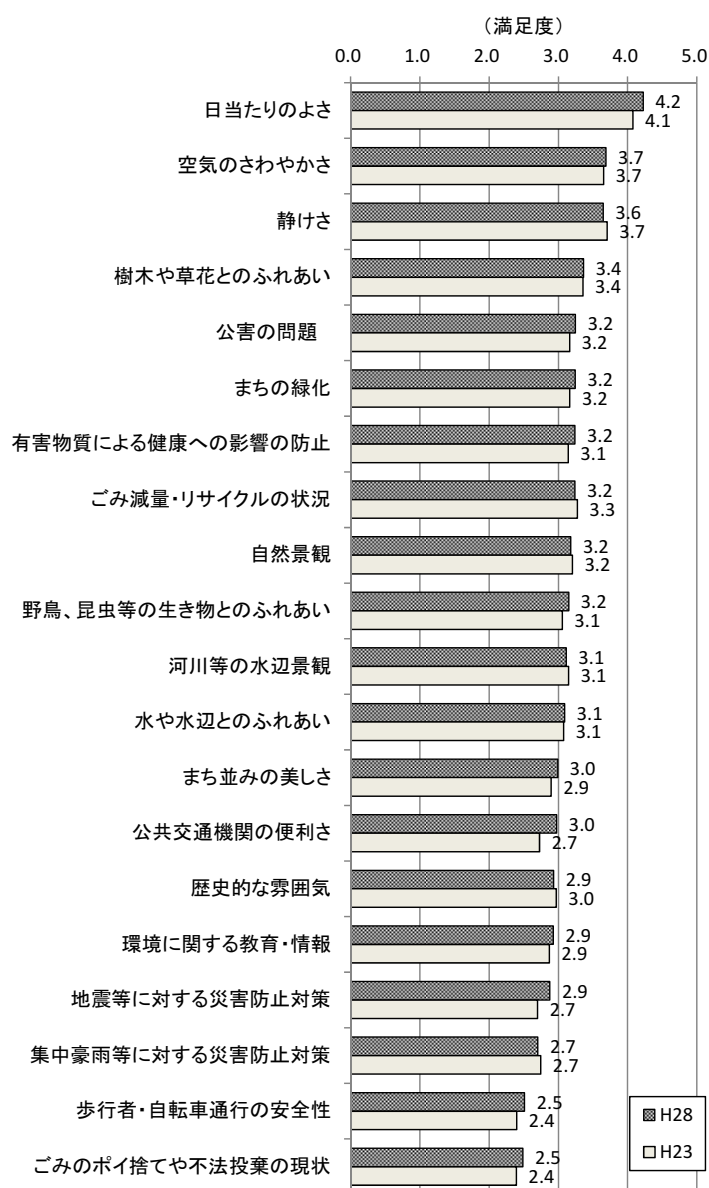
なお、平成 23 年度に実施した意識調査については、今回(平成 28 年度)の設問内容と若干異なるため、比較できない質問もあります。

1. 現在の環境の満足度と重要度について

「満足」・「重要」=5点、「やや満足」・「やや重要」=4点、「どちらともいえない」=3点、「やや不満」・「さほど重要ではない」=2点、「不満」・「重要ではない」=1点として、各項目の度合いを得点化し、「満足度」・「重要度」として算出しました。

満足度が高いのは、「日当たりのよさ」で4.2点、次いで「空気のさわやかさ」が3.7点、「静けさ」が3.6点でした。満足度が低いのは、「ごみのポイ捨てや不法投棄の現状」、「歩行者・自転車通行の安全性」でいずれも2.5点で、「集中豪雨等に対する災害防止対策」が2.7点、「地震等に対する災害防止対策」が2.9点でした。

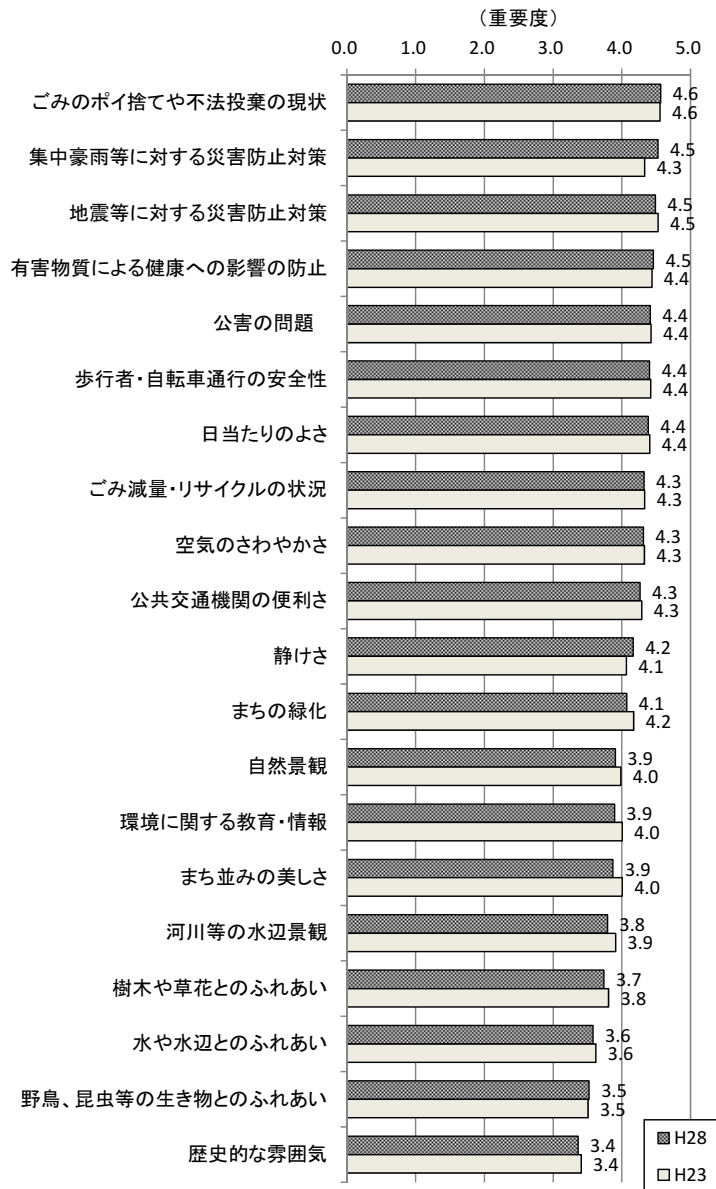
満足度を、平成23年度に行った意識調査と今回(平成28年度)で比較すると、前回調査より5年間で間隔が短かったこともあり、満足度の傾向に変化は見られませんでした。



● 環境の満足度

重要度が高いのは、「ごみのポイ捨てや不法投棄の現状」で4.6点、「集中豪雨等に対する災害防止対策」、「地震等に対する災害防止対策」、「有害物質による健康への影響の防止」が4.5点、「公害の問題」、「歩行者・自転車通行の安全性」、「日当たりのよさ」がいずれも4.4点でした。重要度が低いのは、「歴史的な雰囲気」で3.4点、「野鳥、昆虫等の生き物とのふれあい」が3.5点、「水や水辺とのふれあい」が3.6点でした。

重要度を、平成23年度に行った意識調査と、今回(平成28年度)で比較しました。前回調査より5年間と間隔が短かったこともあり、重要度の傾向に変化は見られませんでした。



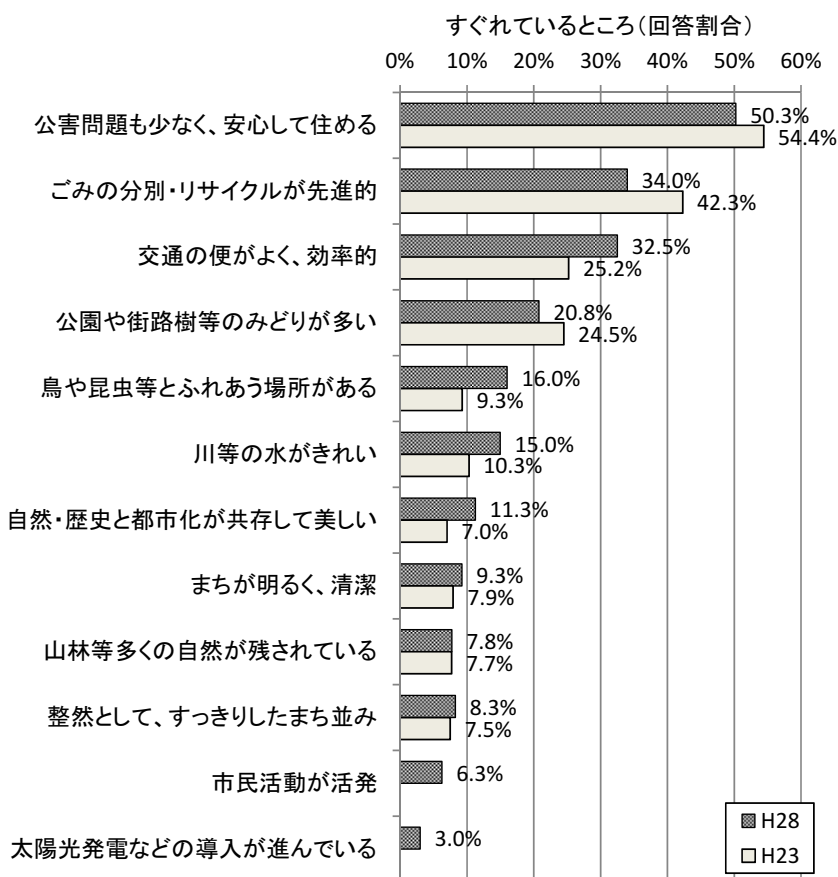
● 環境の重要度

$$\begin{aligned}
 \text{満足度} \cdot \text{重要度} = & \{ (\text{「満足・重要」の回答数}) \times 5 + (\text{「やや満足・やや重要」の回答数}) \times 4 \\
 & + (\text{「どちらともいえない」の回答数}) \times 3 + (\text{「やや不満・さほど重要ではない」の回答数}) \times 2 \\
 & + (\text{「不満・重要ではない」の回答数}) \times 1 \} \\
 & \div (\text{回収数} - \text{不明数})
 \end{aligned}$$

2. 江南市の環境ですぐれているところと良くないところ

環境のすぐれているところは、「公害問題も少なく、安心して住める」が 50.3%で最も多く、次いで「ごみの分別・リサイクルが先進的」が 34.0%、「交通の便がよく、効率的」が 32.5%でした。

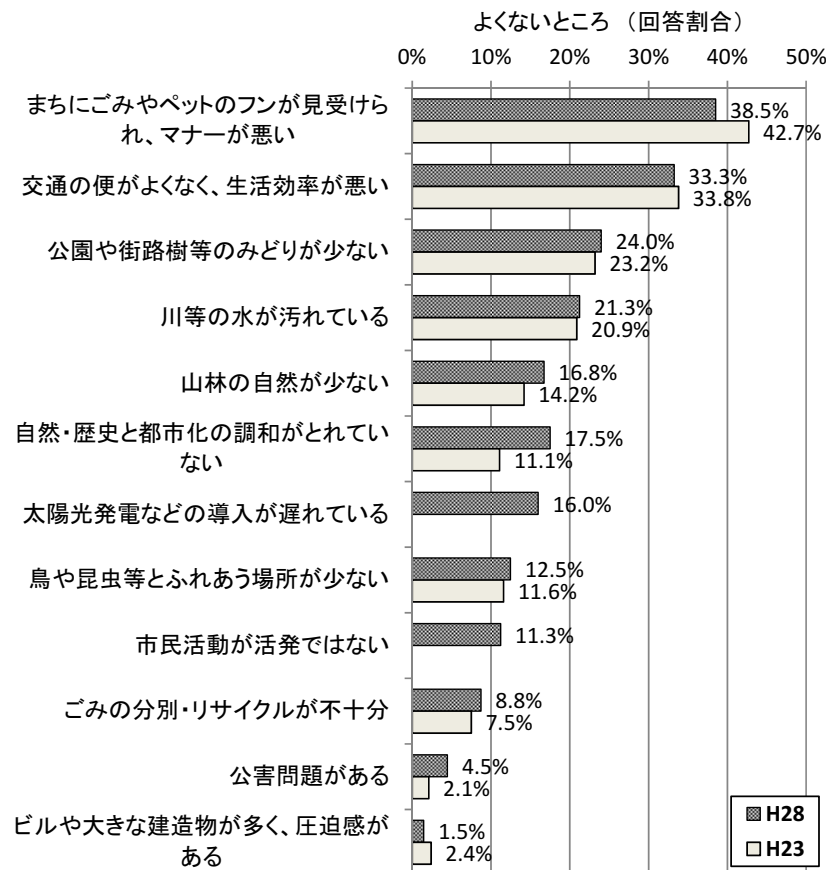
平成 23 年度に行った意識調査と今回(平成 28 年度)の比較をすると、「公害問題も少なく、安心して住める」、「ごみの分別・リサイクルが先進的」の回答割合が低くなった一方で、「交通の便がよく、効率的」の回答割合が高くなったことが目立ちました。



● 環境のすぐれているところ

環境のよくないところは、「まちにごみやペットのフンが見受けられ、マナーが悪い」が 38.5%で最も多く、次いで「交通の便がよくなり、生活効率が悪い」が 33.3%、「公園や街路樹等のみどりが少ない」が 24.0%でした。

平成 23 年度に行った意識調査と今回(平成 28 年度)の比較をすると、「まちにごみやペットのフンが見受けられ、マナーが悪い」が低くなった一方で、「自然・歴史と都市化の調和がとれていない」の回答割合が高くなりました。



● 環境のよくないところ

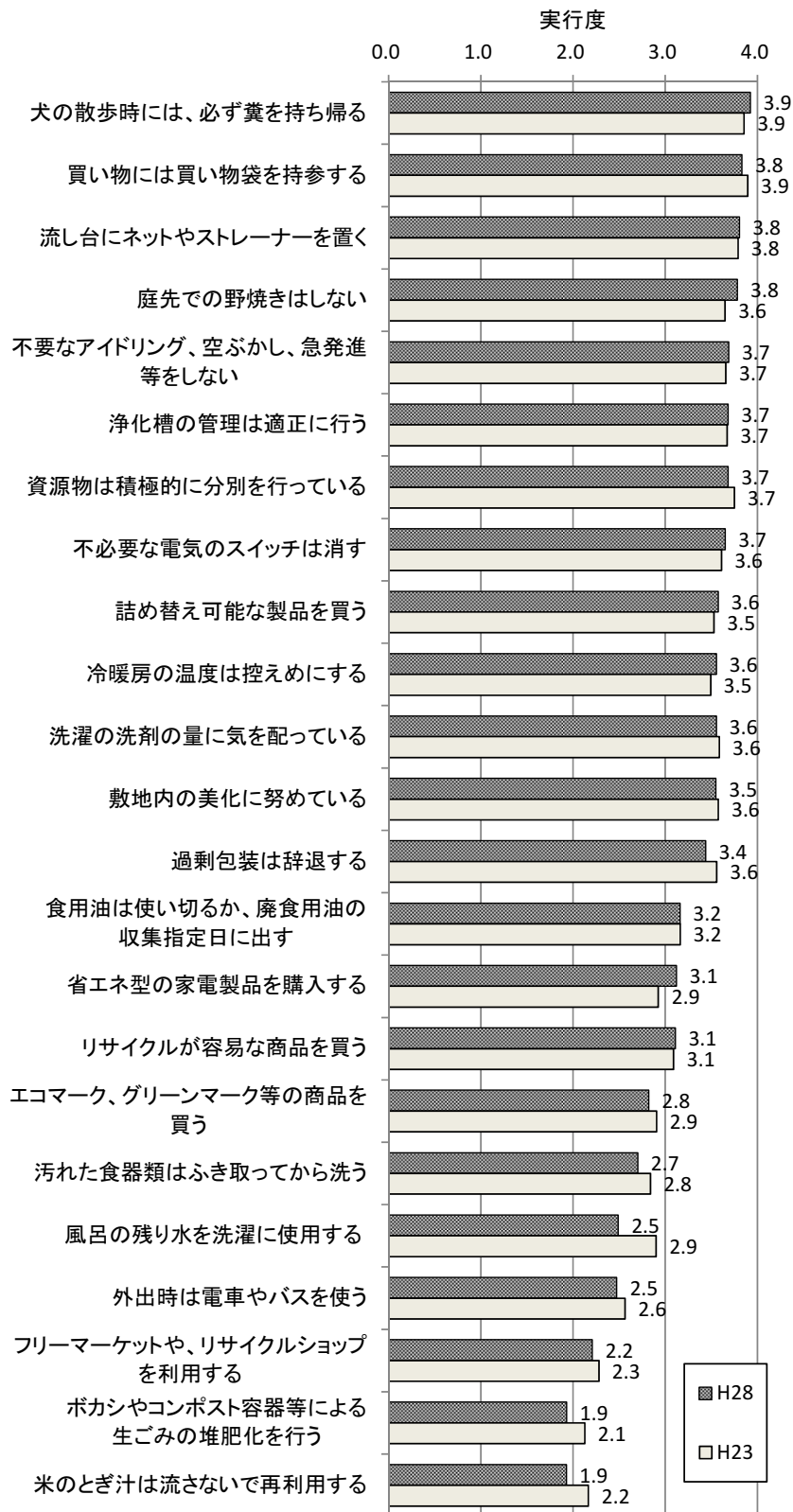
3. 市民の環境に配慮した行動の実行度について

市民の環境に配慮した行動の実行度(市平均)を以下に示します。

「常に実行」=4点、「時々実行」=3点、「今後実行する」=2点、「今後も実行しない」=1点として、各項目の取り組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

実行度が高いのは、「犬の散歩時には、必ず糞を持ち帰る」で3.9点、次いで「買い物には買い物袋を持参する」、「流し台にネットやストレーナーを置く」、「庭先での野焼きはしない」が3.8点となっています。実行度が低いのは、「米のとぎ汁は流さないで再利用する」、「ボカシやコンポスト容器等による生ごみの堆肥化を行う」で1.9点、「フリーマーケットや、リサイクルショップを利用する」で2.2点となっています。

平成23年度に行った意識調査と、今回(平成28年度)で比較すると、前回調査より5年間と間隔が短かったこともあり、行動の傾向に変化は見られませんでした。



● 環境に配慮した行動の実行度(平成 28 年度)

$$\begin{aligned}
 \text{実行度} = & \{ (\text{「常に実行」の回答数}) \times 4 + (\text{「時々実行」の回答数}) \times 3 \\
 & + (\text{「今後実行する」の回答数}) \times 2 + (\text{「今後も実行しない」の回答数}) \times 1 \} \\
 & \div \{ \text{回収数} - (\text{「該当しない」回答数}) - \text{不明数} \}
 \end{aligned}$$

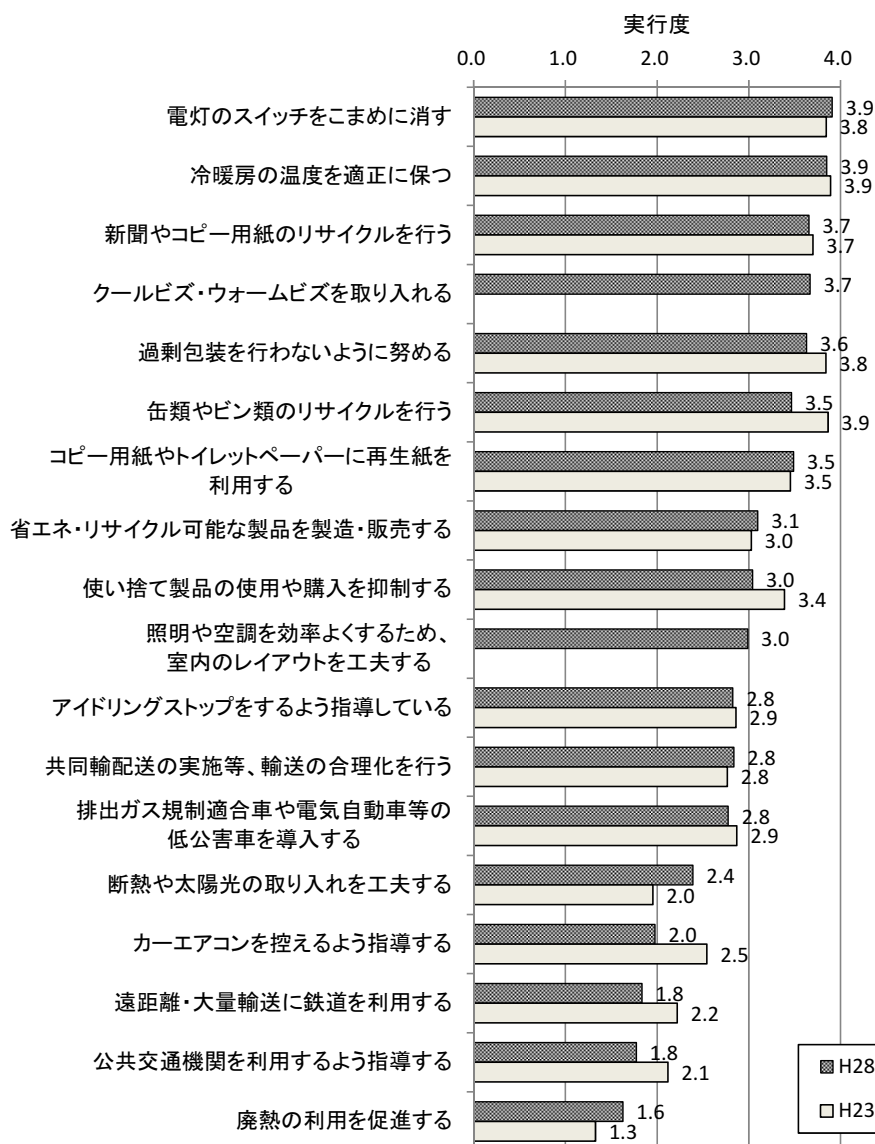
4. 事業所が取り組んでいる行動の実行度

事業所が取り組んでいる省エネ・リサイクルに関する行動の実行度を以下に示します。

「実行している」=4点、「今後2年以内に取り組む予定」=3点、「今後5年以内に取り組む予定」=2点、「現在予定していない」=1点として、各項目の取り組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

実行度が高いのは、「電灯のスイッチをこまめに消す」、「冷暖房の温度を適正に保つ」で3.9点、次いで「新聞やコピー用紙のリサイクルを行う」、「クールビズ・ウォームビズを取り入れる」でいずれも3.7点、「過剰包装を行わないように努める」が3.6点となっています。

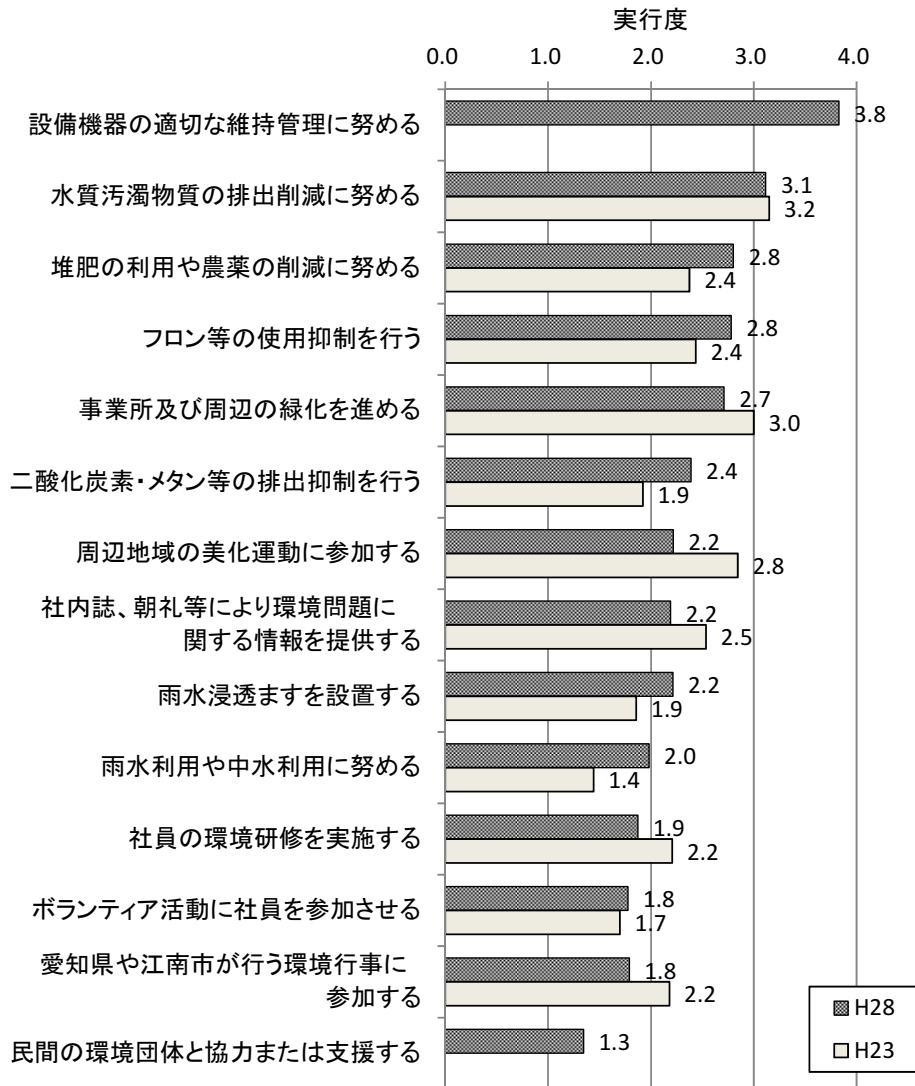
実行度が低いのは、「廃熱の利用を促進する」が1.6点、「公共交通機関を利用するよう指導する」、「遠距離・大量輸送に鉄道を利用する」が1.8点となっています。平成23年度に行った意識調査と今回(平成28年度)の比較をすると、運輸に関する質問である「公共交通機関を利用するよう指導する」、「遠距離・大量輸送に鉄道を利用する」、「カーエアコンを控えるよう指導する」の実行度が低くなっていました。



● 省エネ・リサイクルに関する行動の実行度(事業所)

社員教育・地球環境問題に関する行動について実行度が高いのは、「設備機器の適切な維持管理に努める」で 3.8 点、「水質汚濁物質の排出削減に努める」が 3.1 点、「堆肥の利用や農薬の削減に努める」、「フロン等の使用抑制を行う」が 2.8 点となっています。実行度が低いのは、「民間の環境団体と協力または支援する」で 1.3 点、「愛知県や江南市が行う環境行事に参加する」、「ボランティア活動に社員を参加させる」が 1.8 点となっています。

平成 23 年度に行った意識調査と今回(平成 28 年度)の比較をすると、「フロン等の使用抑制を行う」、「二酸化炭素・メタン等の排出抑制を行う」の地球温暖化対策の実行度が高くなり、「事業所及び周辺の緑化を進める」、「周辺地域の美化運動に参加する」の美化活動が低くなりました。



● 社員教育・地球環境に関する行動の実行度(事業所)

$$\begin{aligned}
 \text{実行度} = & \{ (\text{「実行している」の回答数}) \times 4 + (\text{「今後 2 年以内に取り組む予定」の回答数}) \times 3 \\
 & + (\text{「今後 5 年以内に取り組む予定」の回答数}) \times 2 + (\text{「現在予定していない」の回答数}) \times 1 \} \\
 & \div \{ \text{回収数} - (\text{「あてはまらない」回答数}) - \text{不明数} \}
 \end{aligned}$$

【あ行】

アイエスオー
ISO14001

国際標準化機構 (International Organization for Standardization) が定めた環境を管理する仕組み(環境マネジメントシステム)の国際標準規格。PDCA サイクルに基づく、継続的改善を基礎とした環境マネジメントシステムを築くための要求事項が定められている。第三者機関による審査を受けて認証登録される。

愛知県経済環境適応資金(パワーアップ資金)制度
愛知県では、事業所の公害防除施設・設備の設置または改善、公害防止のための工場移転を行うものに、金利負担の一部を補助している。

アイピーシーシー
IPCC

気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織である。

遺伝資源のアクセスと利益配分 (ABS)

生物多様性条約に、遺伝資源保有国とその保有する遺伝資源を利用して利益を得る国との間の利害調整を図るため、「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分 (Access to genetic resources and Benefit-Sharing, ABS)」という考え方を導入したもの。

エコアクション 21

全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインのこと。

エコキュートやエコジョーズ

「エコキュート」はヒートポンプの原理を利用してお湯をつくり出す電気給湯器。「エコジョーズ」は潜熱を回収して再利用することで、従来型に比べエネルギーロスを5%までに抑えたガス瞬間給湯器。

エコ
eco検定

2006 年から始まった東京商工会議所が主催する検定試験で、正式名称を「環境社会検定試験」という。幅広い知識をもって社会で率先して環境問題に取り組む“人づくり”と、環境と経済を両立させた「持続可能な社会」の促進を目指している。

エコドライブ

「環境に配慮した自動車の使用」のこと。具体的には、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める、暖気運転を適切にするなど燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の排出量を減らす運転のこと。

【か行】

カーシェアリング

自動車を複数の人が共同で利用する仕組みのこと。複数の人で車を所有(シェア)することにより、家庭で所有する車の台数が減り、結果的に二酸化炭素の排出削減や渋滞の緩和、駐車場不足の解決、公共交通利用の促進などにつながると期待されている。

環境学習アドバイザー

環境カウンセラーや市内のボランティア団体の会員などから、環境保全、生活環境、自然環境、生物多様性など環境に関する学習プログラムを行う能力がある者を市長が委嘱するもの。

環境自主行動計画

産業部門の各分野における業界団体が、地球温暖化対策や廃棄物の削減などの環境保全活動に取り組むため、自主的に策定する行動計画のこと。

気候変動枠組条約

正式名称を「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、1992 年に採択された。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする。

光化学オキシダント

窒素酸化物や炭化水素類(揮発性有機化合物)を主体とする一次汚染物質が、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことによって発生するオキシダント(酸化性物質)のこと。

コップ
COP3

条約における締約国の会議の略称を COP という。京都で開催された気候変動枠組条約の第 3 回締約国会議は、COP3 と呼ばれる。

コップ
COP10

条約における締約国の会議の略称を COP という。単に COP10 という場合、生物多様性を保全し、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を目的として 1992 年に採択された「生物の多様性に関する条約」の第 10 回締約国会議のことを示すことが多い。

コップ
COP21

条約における締約国の会議の略称を COP という。パリで開催された気候変動枠組条約の第 21 回締約国会議は、COP21 と呼ばれる。

こどもエコクラブ

幼児(3 歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブ。活動内容は、身近な場所で、自分たちでできる環境活動(自然観察・水質調査・リサイクル工作・わが町探検・ごみのリサイクル活動・学校ビオトープなど)に自由に取り組むもの。

ごみ減量「57運動」

焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9年度からスタートした運動で、平成8年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10% (概ね57g)の減量の目的と、江南市という名前にちなんでいる。

【さ行】

再生可能エネルギー

自然環境で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な、枯渇しないエネルギー資源のこと。水力、バイオマス、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力などがあり、このうち十分普及していないものを新エネルギーという。

自動車エコ事業所認定制度

エコカーの導入や電気自動車用の充電設備の一般への開放など、自動車環境の改善に大きく貢献する取り組みを積極的に実践している事業所を「自動車エコ事業所」として認定し、認定した事業所には、認定証や表示板を交付するほか、愛知県のウェブページに掲載し、環境に配慮した事業所として紹介する制度。

省エネ基準達成製品

「エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下、省エネ法)」に基づき、省エネ型の製品を製造するために機械器具がクリアするよう課された基準値を達成した製品。

浄化槽設置整備事業補助金制度

市では、処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽への転換をする人に、浄化槽の規模と要件に応じて補助金を交付している(下水道法に基づく公共下水道認可区域を除く地域及び市長が指定した区域を除く地域に限る)。

水質に係る環境基準

水質調査地点の内、環境基準が設定されているのは3地点で、その他の地点は行政目標として設定している。ここでは便宜上すべて「環境基準」としている。なお、国の基準では、「75%水質値」(小さい順に並べて下から75%の位置にある値)で評価することとしているが、市では年4回の測定結果全てが環境基準に適合しているものを「適合」と評価している。

生物多様性

すべての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがある。

【た行】

地球温暖化対策推進法

正式名称を「地球温暖化対策の推進に関する法律」という。国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。

地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法に基づき知事の委嘱により、地球温暖化問題の住民への啓発などの活動をするボランティア

ティアのこと。ストップ温暖化教室の講師など県が行う地球温暖化対策への協力や地球温暖化問題の住民への啓発などを行う。

中水

水洗トイレ、冷却、冷房、散水などの用途向けに雑排水や工業用水の処理水などを利用するもので、水質が水道水より低い水のこと。

低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。

【は行】

販売電力(低圧)量

契約電力50kW未満(主に、一般家庭や小規模工場など)で販売する電力量のこと。平成27年度までは、「電灯需要量」と「契約口数」で家庭用の電力消費量を把握していたが、平成28年度以降は、一般家庭の電力自由化に伴い、「契約口数」が把握できなくなったため、「販売電力(低圧)量」を家庭用の電力消費量とみなす。

廃棄物の焼却

愛知県の県民の生活環境の保全等に関する条例第66条において、一定の基準を満たす焼却炉を用いないで、屋外でゴム、皮革、合成樹脂、ピッチ、油脂、草及び木(木材を含む)、紙又は繊維を燃焼させる行為は原則禁止されている。

ピーアールティーアール

P R T R 法

正式名称を「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」といい、工場、事業所が化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を自ら把握し、その結果を行政に報告し、行政が何らかの形で公表することを定めたもの。

ビーオーディー

B O D

Biochemical Oxygen Demandの略称で、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のこと。単位は一般的にmg/Lで表わす。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。

ビオトープ

その土地に昔からいたさまざまな野生生物が生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。最近では、人工的につくられた、植物や魚、昆虫が共存する空間を指す。

ヒートショック

急激な温度変化が身体へ悪影響をおよぼすこと。温かい居室から寒い脱衣所へ行く、寒い脱衣所から熱い浴槽に浸かるなどにより血圧が大きく変動して心筋梗塞や脳梗塞などを起こすことがある。

【ま行】

マニフェストシステム

産業廃棄物による環境汚染や不法投棄の防止などのため、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取り扱い上の注意などを記載した産業廃棄物管理票のこと。産業廃棄物処理工程が記載されることにより、不適正処理や不法投棄を防止することを目的としている。

【や行】

ヨンアール

4 R

「要らないものは買わない」「ごみの量を減らす」「繰り返し使う」「再び資源に戻す」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リフューズ(Refuse=ごみの回避)」「リデュース(Reduce=ごみの減量)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再生利用)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

【ら行】

緑化協定

和田工業団地に立地する企業と締結した協定で、工場等緑化を推進し、快適な工場等環境を創出し、地域の生活環境の保全向上に積極的に努めるよう定めたもの。

レアメタル

ニッケルやプラチナ、タングステンなど 31 種類あり、日本ではほとんど採掘されない。レアメタルには「超伝導性」「強磁性」などさまざまな特性があるため、携帯電話やゲーム機、デジタルカメラなどの小型家電からハイブリッドカー、電気自動車まで幅広く使われ、日本の産業には欠かせないものとなっている。

江南市民憲章

わたしたちの江南市は、木曾の清流にはぐくまれた広やかな濃尾平野の北部にあり、伝統にかがやく産業と文化のまちです。

わたしたちは、この江南市を愛し、市民であることに誇りと責任をもちます。

このまちを、さらに明るく住みよい豊かなまちへの願いをこめてこの憲章を定めます。

私たち、江南市民は、

1. 自然を愛し、美しいまちにしましょう
1. 心のかよう、温かいまちにしましょう
1. 健康につとめ、明るい豊かなまちにしましょう
1. きまりを守り、住みよいまちにしましょう
1. 教養を深め、文化の高いまちにしましょう

改訂版 第二次 江南市環境基本計画

平成 29 年 3 月

発行 愛知県江南市

編集 生活産業部環境課

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

電話(0587)54-1111(代)

